

日高圏域障害者プラン 2021

日高圏域市町障害者計画

令和3年度～令和8年度

日高圏域市町障害福祉計画（第6期）

日高圏域市町障害児福祉計画（第2期）

令和3年度～令和5年度



御坊市・美浜町・日高町・由良町・印南町・日高川町

和歌山県日高振興局健康福祉部（御坊保健所）

目 次

第1章 総論

第1項	計画策定の趣旨	2
第2項	計画の位置づけ	2
第3項	計画の期間	3
第4項	計画の基本的な考え方	3
1	基本理念	3
2	基本原則	3
(1)	地域社会における共生について	3
(2)	障害を理由とする差別の禁止について	4
3	計画の各分野に共通する横断的視点	4
(1)	障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援	4
(2)	当事者本位の総合的な支援	4
(3)	障害特性等に配慮した支援	4
(4)	アクセシビリティの向上	5
(5)	就労の支援	5
(6)	総合的かつ計画的な取組の推進	5
4	障害者施策と人権	5
第5項	計画の推進体制	6
(1)	市町	6
(2)	県との連携	6
(3)	関係団体、民間企業等との連携、協働	6
第6項	日高圏域の現状と課題	6
1	概況	6
2	障害者を取りまく地理的環境	6
3	障害のある人の現状	7
4	今後の主な課題	11
(1)	当事者本位の支援体制の整備	11
(2)	障害のある子供とその家族への支援	11
(3)	地域生活支援への推進	11
(4)	就労支援の強化	12
(5)	社会のバリアフリー化	12
(6)	こころの健康対策の推進、自殺・ひきこもり等の対策	12
(7)	防災対策の推進	12

第7項 分野別施策の方向性	13
1 障害等についての理解促進	13
2 障害のある子供に関する支援の推進	13
3 雇用・就労・経済的自立の推進	13
4 安心して暮らせる地域づくりの推進	13
5 保健・医療の充実	13
6 住みやすい生活環境づくりの推進	13
7 情報・コミュニケーションに係る支援の促進	13
8 防災対策の推進	13
9 行政サービス等における配慮	13

第2章 各論

【御坊市】

第1項 重点施策の方向	15
第2項 分野別施策の基本的方向	17
1 障害等についての理解促進	17
2 障害のある子どもに関する支援の推進	17
3 雇用・就労・経済的自立の推進	18
4 安心して暮らせる地域づくりの推進	19
5 保健・医療の充実	20
6 住みやすい生活環境づくりの推進	22
7 情報・コミュニケーションに係る支援の促進	22
8 防災対策の推進	23
9 行政サービス等における配慮	24

【美浜町】

第1項 重点施策の方向	25
第2項 分野別施策の基本的方向	25
1 障害等についての理解促進	25
2 障害のある子供に関する支援の推進	26
3 雇用・就労・経済的自立の推進	27
4 安心して暮らせる地域づくりの推進	27
5 保健・医療の充実	28
6 住みやすい生活環境づくりの推進	29
7 情報・コミュニケーションに係る支援の促進	30
8 防災対策の推進	31
9 行政サービス等における配慮	31

【日高町】

第1項 重点施策の方向	33
第2項 分野別施策の基本的方向	34
1 障害等についての理解促進	34
2 障害のある子供に関する支援の推進	35
3 雇用・就労・経済的自立の推進	36
4 安心して暮らせる地域づくりの推進	38
5 保健・医療の充実	39
6 住みやすい生活環境づくりの推進	41
7 情報・コミュニケーションに係る支援の促進	42
8 防災対策の推進	43
9 行政サービス等における配慮	45

【由良町】

第1項 重点施策の方向	47
第2項 分野別施策の基本的方向	47
1 障害等についての理解促進	47
2 障害のある子供に関する支援の推進	47
3 雇用・就労・経済的自立の推進	48
4 安心して暮らせる地域づくりの推進	49
5 保健・医療の充実	50
6 住みやすい生活環境づくりの推進	51
7 情報・コミュニケーションに係る支援の促進	52
8 防災対策の推進	53
9 行政サービス等における配慮	53

【印南町】

第1項 重点施策の方向	55
第2項 分野別施策の基本的方向	56
1 障害等についての理解促進	56
2 障害のある子供に関する支援の推進	57
3 雇用・就労・経済的自立の推進	58
4 安心して暮らせる地域づくりの推進	59
5 保健・医療の充実	60
6 住みやすい生活環境づくりの推進	61
7 情報・コミュニケーションに係る支援の促進	63
8 防災対策の推進	64
9 行政サービス等における配慮	64

【日高川町】

第1項 重点施策の方向	65
第2項 分野別施策の基本的方向	65
1 障害等についての理解促進	65
2 障害のある子供に関する支援の推進	66
3 雇用・就労・経済的自立の推進	67
4 安心して暮らせる地域づくりの推進	68
5 保健・医療の充実	70
6 住みやすい生活環境づくりの推進	71
7 情報・コミュニケーションに係る支援の促進	73
8 防災対策の推進	74
9 行政サービス等における配慮	76

第3章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量

日高圏域

第1項 成果目標	79
1 福祉施設から地域生活への移行促進	79
2 地域生活支援拠点等の確保及び機能の充実	79
3 福祉施設から一般就労への移行促進	79
4 相談支援体制の充実・強化等	79
5 障害福祉サービス等の質の向上	79
第2項 活動指標	80
1 1か月あたりの指定障害サービス見込量	80
2 発達障害者等に対する支援	81
3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	81
4 相談支援体制の充実・強化のための取組	81
5 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	81
第3項 地域生活支援事業見込量	82

市町障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量	御坊市	83
	美浜町	87
	日高町	91
	由良町	95
	印南町	99
	日高川町	103

第4章 障害児福祉サービスの見込量

日高圏域

第1項 成果目標	108
障害児支援の提供体制の整備等	108
第2項 活動指標	108
1か月あたりの障害児サービス見込量	108

市町障害児福祉サービスの見込量

御坊市	109
美浜町	110
日高町	111
由良町	112
印南町	113
日高川町	114

参考資料

日高圏域障害者プラン2021の位置づけ	116
御坊・日高圏域自立支援協議会の運営	117
用語説明	119

※ 本プランでは、法令や固有名詞等を除き、原則として「子供」の「供」の字を漢字で表記していますが、圏域内には、「子ども」の表記を原則とする市町があることから「子供」と「子ども」が混在することとなっています。

第1章 総論

第1章 総論

第1項 計画策定の趣旨

日高圏域（御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町）では、平成19年度から各市町で独自に障害者計画を策定していましたが、各市町の人口規模が小さいこともあり、平成21年度からは日高圏域で計画を策定し共通の認識を図るとともに、協力、連携しながら総合的な障害者施策を進めてきました。

この間に、障害者を取り巻く環境は大きく変化し、平成23年には「障害者基本法」が改正されるとともに「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が制定され、平成24年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が制定されました。さらに、平成25年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という）」が制定されるなど障害者の権利保護や共生社会の実現に向けた法令が相次いで整備されました。

また、平成30年3月、内閣府より「障害者基本計画（第4次）」が策定され、同年4月には和歌山県の障害者計画（第5次）と障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）から構成された「紀の国障害者プラン2018」が策定されました。

このような新たな社会情勢に対応するため、令和3年度を始期とする「日高圏域障害者プラン2021」を策定します。

平成18年	各市町障害福祉計画（第1期）	策定
平成19年	各市町障害者計画	策定
平成21年	日高圏域障害福祉計画（第2期）	策定
平成24年	日高圏域障害福祉計画（第3期）	策定
平成27年	日高圏域障害者計画	策定
平成27年	日高圏域障害福祉計画（第4期）	策定
平成30年	日高圏域障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）	策定
令和3年	日高圏域障害者計画	策定
令和3年	日高圏域障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）	策定

第2項 計画の位置づけ

「日高圏域障害者プラン2021」は、障害者基本法に規定される市町村障害者計画、障害者総合支援法に規定される市町村障害福祉計画（第6期）と児童福祉法に規定される市町村障害児福祉計画（第2期）により構成されます。

障害福祉計画と障害児福祉計画は3年間の計画期間において、障害福祉サービス等の提供体制

の確保に係る数値目標、目標達成のための方策、市町毎における指定障害福祉サービスの必要量の見込み等について定めるものです。

また、「日高圏域障害者プラン2021」は、国の「障害者基本計画（第4次）」と県の「紀の国障害者プラン2018」を基本的方向とするとともに、各市町の総合計画や地域福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、次世代育成支援後期行動計画、健康増進計画など関係する計画と連携しながら計画の推進を図ります。

第3項 計画の期間

「日高圏域障害者プラン2021」は、令和3年度から令和8年度までの6か年を計画期間とし、そのうち「障害福祉計画・障害児福祉計画」については、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とします。

なお、計画期間中であっても社会情勢の変化等に対応し、必要に応じて計画の見直しを行います。

第4項 計画の基本的な考え方

基本理念及び基本原則を示すとともに、各分野に共通する横断的視点や施策の円滑な推進に向けた考え方を示します。

1 基本理念

障害者施策は、誰もが障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念に基づいて、圏域の誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じる必要があります。

このプランでは、このような社会の実現に向け、障害のある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害のある人の行動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めます。

2 基本原則

基本理念の実現を目指し、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策について、次に掲げる基本原則に基づき、総合的かつ計画的に推進します。

(1) 地域社会における共生について

全ての障害のある人が、障害のない人と平等に基本的人権を享有する個人として生活を保障されることを前提に、次に掲げる機会の確保・拡大を図ります。

- ・社会を構成する一員として、主体的に社会経済、文化等あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ・地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについて選択の機会が確保されること。
- ・手話を含む言語その他の意思疎通のための手段について、選択する機会が確保されること。
- ・情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大が図られること。

(2) 障害を理由とする差別の禁止について

障害を理由とする差別その他の権利利益を侵害する行為の禁止と、社会的障壁を除去するための合理的配慮が提供されるよう取り組みます。

3 計画の各分野に共通する横断的視点

(1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」が平成 29 年に策定されました。

障害のある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障害者施策の策定や実施においては、障害のある人及びその家族も含め関係者の意見を聴き、その意見を尊重することが必要です。

(2) 当事者本位の総合的な支援

障害のある人が、乳幼児期から高齢期まで各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、福祉、保健、教育、医療、労働、文化芸術・スポーツ等の各分野の有機的な連携のもと、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。また、支援に当たっては、障害者施策が、障害のある人が日常生活や社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があるとともに、障害のある人の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があることに留意します。

(3) 障害特性等に配慮した支援

障害者施策は、性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた障害のある人の個別的な支援の必要性を踏まえて策定します。

また、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう、重度心身障害その他の重複障害など、より一層の理解が必要な障害や、外見からはわかりにくい障害について、住民の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

(4) アクセシビリティの向上

障害のある人が、その能力を發揮し、安心して生活できるようにするため、社会的障壁の除去を進め、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進します。

また、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ（施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさ）の向上と心のバリアフリーを推進する観点から、積極的な広報啓発活動に努めます。

(5) 就労の支援

障害のある人が、地域で自立した生活を送るためには、就労は重要な要素であり、その適性に応じた能力を發揮することができるよう、一般就労支援について、福祉、教育、労働の各分野の連携を強化し、総合的な施策を推進します。

また、一般就労が困難である人については、生活の安定を図るため就労系の福祉サービス事業所での賃金等の水準の向上を図ります。

日高圏域では、関係機関で構成する御坊・日高圏域自立支援協議会（以下、「自立支援協議会」という）を核に、障害福祉サービス等の利用調整及びサービス基盤の量的・質的な充実を図ります。

(6) 総合的かつ計画的な取組の推進

障害のある人が地域や施設で安心して暮らせるよう日高圏域障害福祉計画に基づき、圏域のどこに住んでいても適切なサービスを利用できる体制の整備を進めます。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子供・子育て関係施策、男女共同参画施策などの障害者施策に関係する他の施策・計画との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

4 障害者施策と人権

平成23年に障害者虐待防止法が制定されたことから、日高圏域では平成25年2月「日高障害者虐待防止対策地域協議会」を設置し、自立支援協議会権利擁護部会と協働して、障害者の虐待防止及び関係機関の体制強化を図るための検討や研修を行っています。

さらに、平成25年に制定された障害者差別解消法に基づき、日高管内の各市町においても職員一人ひとりが適切な対応を行うよう職員対応要領が策定されました。

誰もがお互いの人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の実現は、障害者だけでなくすべての人の人権を尊重することであり、その理念は、同和問題をはじめ、女性、子供、高齢者等の人権にかかわる様々な問題解決につながるものです。

この計画では、圏域の誰もが障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる差別のない社会の実現を目指すことを基本姿勢として、施策の推進を図ります。

第5項 計画の推進体制

(1) 市町

障害者施策は、福祉、保健、教育、医療、労働、文化芸術・スポーツ、生活環境基盤整備等、多くの分野に関わるものであることから、効果的かつ総合的な推進を図るため、関係部署の連携を強化します。

また、計画の策定や改定等の際には、障害者基本法及び障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、圏域自立支援協議会などの意見を踏まえて、計画の効果的な推進を図ります。

(2) 県との連携

障害福祉サービス等が円滑に提供できるよう県との連携を図り、県及び市町村の障害福祉計画の推進を図ります。

(3) 関係団体、民間企業等との連携、協働

社会福祉法人、障害者団体等の関係団体、ボランティア、NPO法人、民間企業や住民一人ひとりが、それぞれの立場や役割に応じて、自主的・積極的に地域福祉活動等へ参加することを期待し、連携協働を図ります。

第6項 日高圏域の現状と課題

1 概況

〈日高圏域〉

【構成市町村】	御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町
【面積】	579.01km ²
【人口】	59,521人（令和2年4月1日現在）
【高齢化率】	33.6%（令和2年1月1日時点）
【合計特殊出生率】	1.48%（平成30年10月1日現在）

2 障害者を取りまく地理的環境

日高圏域は、県中部に位置し、北と東方向は紀伊山地の山々に、また西から南西方向を紀伊水道に隔てられており、圏域の中央部を流れる日高川下流域に市街地が形成されています。圏域人口は、減少傾向にあり、高齢化も進行しており、山間部ほど高齢化、過疎化が進んでいます。

公共交通網については、JR紀勢本線、紀州鉄道がありますが、山間部においてJR紀勢本線まで50km内外の距離があり、バス路線も便数が少なく、コミュニティバスが運行されている地域もありますが、公共交通網は充分とはいえない状況です。

3 障害のある人の現状

障害者手帳交付者数

単位：人

	日高圏域 (59,521人)	県 (917,252人)	国 (125,962,000人)
身体障害者手帳交付者数	3,583	54,000	5,087,257
対人口比	6.0%	5.9%	4.0%
療育手帳交付者数	678	10,502	1,115,962
対人口比	1.1%	1.1%	0.9%
精神障害者保健福祉手帳交付者数	458	8,209	1,062,700
対人口比	0.8%	0.9%	0.8%

※全国の交付者数は、福祉・衛生行政報告例による平成30年度末の数

※日高圏域と県の交付者数は、和歌山県子ども・女性・相談センターの令和元年度末の数

※対人口比で用いた人口は、総務省統計局・和歌山県企画部企画政策局の令和2年4月1日現在の数

・身体障害者手帳交付者・療育手帳交付者については、全国対人口比を超えた取得率となっています。

身体障害者手帳交付者数の推移（年齢別）

単位：人（構成比）

年齢別	19年度末 (平成20年3月31日)		25年度末 (平成26年3月31日)		元年度末 (令和2年3月31日)	
	日高圏域	県	日高圏域	県	日高圏域	県
18歳未満	51 (1.3%)	809 (1.5%)	42 (1.0%)	737 (1.3%)	33 (0.9%)	612 (1.1%)
18～64歳	1,055 (27.0%)	14,830 (27.0%)	954 (22.8%)	13,446 (23.1%)	728 (20.3%)	11,246 (20.8%)
65歳以上	2,796 (71.7%)	39,364 (71.6%)	3,193 (76.2%)	43,839 (75.6%)	2,822 (78.8%)	42,142 (78.1%)
計	3,902 (100%)	55,003 (100%)	4,189 (100%)	58,022 (100%)	3,583 (100%)	54,000 (100%)

・日高圏域での65歳以上の身体障害者手帳交付者は約78.8%で、高齢者の占める割合がより高くなっています。

身体障害者手帳交付者数の推移（障害種類別）

単位：人（構成比）

障害種類別	19年度末 (平成20年3月31日)		25年度末 (平成26年3月31日)		元年度末 (令和2年3月31日)	
	日高圏域	県	日高圏域	県	日高圏域	県
視覚障害者	306 (7.3%)	4,144 (7.5%)	256 (6.1%)	3,738 (6.4%)	196 (5.5%)	3,398 (6.3%)
聴覚・平衡機能 障害	565 (13.4%)	6,191 (11.3%)	491 (11.7%)	6,247 (10.8%)	425 (11.9%)	5,616 (10.4%)
音声・言語・ そしゃく機能障害	72 (1.7%)	775 (1.4%)	49 (1.2%)	646 (1.1%)	38 (1.1%)	623 (1.2%)
肢体不自由	2,324 (55.2%)	31,207 (56.7%)	2,289 (54.6%)	32,233 (55.6%)	1,886 (52.5%)	29,102 (53.9%)
内部障害	942 (22.4%)	12,686 (23.1%)	1,104 (26.4%)	15,158 (26.1%)	1,038 (29.0%)	15,261 (28.2%)
計	4,209 (100%)	55,003 (100%)	4,189 (100%)	58,022 (100%)	3,583 (100%)	54,000 (100%)

※日高圏域の19年度は障害種別に集計を行っているため延べ人数となっています。

・障害種別で見ると肢体不自由者が半数以上を占め、経年で見ると内部障害（心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸障害、小腸機能障害、免疫機能障害、肝臓機能障害）が増加しています。

身体障害者手帳交付者数の推移（障害程度別）

単位：人（構成比）

障害程度別	19年度末 (平成20年3月31日)		25年度末 (平成26年3月31日)		元年度末 (令和2年3月31日)	
	日高圏域	県	日高圏域	県	日高圏域	県
1級	984 (25.2%)	14,966 (27.2%)	1,110 (26.5%)	15,915 (27.4%)	926 (25.8%)	14,126 (26.2%)
2級	793 (20.3%)	9,880 (18.0%)	761 (18.2%)	9,394 (16.2%)	589 (16.5%)	7,942 (14.7%)
3級	621 (15.9%)	9,407 (17.1%)	708 (16.9%)	9,919 (17.1%)	604 (16.9%)	9,098 (16.8%)
4級	831 (21.3%)	12,067 (21.9%)	994 (23.7%)	14,294 (24.6%)	926 (25.8%)	14,269 (26.4%)
5級	292 (7.5%)	4,053 (7.4%)	271 (6.5%)	3,833 (6.6%)	259 (7.2%)	4,263 (7.9%)
6級	381 (9.8%)	4,630 (8.4%)	345 (8.2%)	4,667 (8.1%)	279 (7.8%)	4,302 (8.0%)
計	3,902 (100%)	55,003 (100%)	4,189 (100%)	58,022 (100%)	3,583 (100%)	54,000 (100%)

※身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」において、障害の種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められています。

・県と同様に経年的に見ても障害程度の割合に大きな差はなく、1級と4級が約25.8%と最も多くなっています。

療育手帳交付者数の推移（年齢別）

単位：人（構成比）

年齢別	19年度末 (平成20年3月31日)		25年度末 (平成26年3月31日)		元年度末 (令和2年3月31日)	
	日高圏域	県	日高圏域	県	日高圏域	県
18歳未満	95 (18.9%)	1,711 (24.4%)	108 (18.6%)	2,084 (24.0%)	121 (17.9%)	2,418 (23.0%)
18～64歳	362 (72.1%)	4,768 (68.1%)	397 (68.6%)	5,858 (67.5%)	472 (69.6%)	7,114 (67.8%)
65歳以上	45 (9.0%)	525 (7.5%)	74 (12.8%)	738 (8.5%)	85 (12.5%)	970 (9.2%)
計	502 (100%)	7,004 (100%)	579 (100%)	8,680 (100%)	678 (100%)	10,502 (100%)

・令和元年度末における、療育手帳交付者は678人となり、平成19年と比較すると約35%の増加となっています。

療育手帳交付者数の推移（障害程度別）

単位：人（構成比）

障害程度	19年度末 (平成20年3月31日)		25年度末 (平成26年3月31日)		元年度末 (令和2年3月31日)	
	日高圏域	県	日高圏域	県	日高圏域	県
A1 (最重度)	108 (21.5%)	1,399 (20.0%)	122 (21.1%)	1,544 (17.8%)	122 (18.0%)	1,602 (15.3%)
A2 (重度)	150 (29.9%)	1,755 (25.1%)	137 (23.7%)	1,779 (20.5%)	140 (20.6%)	1,861 (17.7%)
B1 (中度)	133 (26.5%)	1,996 (28.5%)	160 (27.6%)	2,325 (26.8%)	172 (25.4%)	2,633 (25.1%)
B2 (軽度)	111 (22.1%)	1,854 (26.5%)	160 (27.6%)	3,032 (34.9%)	244 (36.0%)	4,406 (42.0%)
計	502 (100%)	7,004 (100%)	579 (100%)	8,680 (100%)	678 (100%)	10,502 (100%)

※和歌山県では知的障害児者に交付する療育手帳に、A1、A2、B1、B2の4つの等級を設けています。

・療育手帳交付者は全体的に増加傾向にありますが、経年的に見ると県と同様に軽度の割合が増加しています。

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

単位：人（構成比）

年度	19年度末 (平成20年3月31日)		25年度末 (平成26年3月31日)		元年度末 (令和2年3月31日)	
	日高圏域	県	日高圏域	県	日高圏域	県
1級	41 (16.1%)	677 (18.1%)	35 (10%)	645 (11.3%)	36 (7.9%)	738 (9.0%)
2級	166 (65.1%)	2,071 (55.2%)	193 (55.3%)	3,110 (54.4%)	244 (53.2%)	3,934 (47.9%)
3級	48 (18.8%)	1,002 (26.7%)	121 (34.7%)	1,963 (34.3%)	178 (38.9%)	3,537 (43.1%)
計	255 (100%)	3,750 (100%)	349 (100%)	5,718 (100%)	458 (100%)	8,209 (100%)

※精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の第45条において、重度の側から1級から3級の等級が定められています。

- ・県と同様に、経年的に見ると1級、2級が減少し、3級の所有者が増えています。

自立支援医療（精神通院医療）費公費負担利用者数の推移

単位：人

年度	19年度末 (平成20年3月31日)		25年度末 (平成26年3月31日)		元年度末 (令和2年3月31日)	
	日高圏域	県	日高圏域	県	日高圏域	県
患者数	625	7,536	799	10,674	960	13,832

- ・県と同様に増加傾向にあります。

難病患者数（特定疾患医療受給者証交付者数）の推移

単位：人

年度	19年度末 (平成20年3月31日)		25年度末 (平成26年3月31日)		元年度末 (令和2年3月31日)		
	日高圏域	県	日高圏域	県	日高圏域	県	
国指定	326	5,525	443	7,677	指定難病	562	8,104
					国指定	0	8
県指定	8	151	7	155	0	14	
計	334	5,676	450	7,832	562	8,126	

- ・平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が成立し、平成27年1月1日に施行され、110疾病について医療費助成が開始されています。その後も対象疾病が追加され、令和元年7月には333疾病が医療費助成対象となっており、対象疾病拡大に伴い県、今後も受給者の増加が見込まれます。

4 今後の主な課題

圏域が目指す「共生社会」とは、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会であるとともに、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害のある人が必要な支援を受けながら、自己決定に基づいて社会のあらゆる活動に参画し、生きがいを持てる社会です。こうした「共生社会」を実現するため、下記の課題に対応することが必要です。

(1) 当事者本位の支援体制の整備

障害のある人は年々増加するとともに、高齢化や重度化の傾向に加え、ニーズも多様化しています。

御坊・日高障害者総合相談センターは、圏域の障害者相談支援の中核を担っており、障害のある人が地域で安心して暮らせるように、当事者本位の考えに基づいて、年齢や障害の種別にかかわらず総合的に支援を行っています。障害のある人やその家族、地域住民に対して、御坊・日高障害者総合相談センターの役割や情報について周知していくことも大切です。

また、地域の障害福祉のシステムづくりの中核的な役割を果たす協議の場として、平成19年に、御坊・日高圏域で自立支援協議会を設置しました。自立支援協議会では、市町・保健所・福祉施設・医療機関・就労機関・教育機関等が参加し、相互の情報共有や事例検討等を通じて、地域の課題解決に向けた検討を行っています。

(2) 障害のある子供とその家族への支援

乳幼児健康診査などの結果、心身の発達・発育に遅れや問題が発見された乳幼児やその家族については、御坊保健所において療育相談指導を受けることができます。療育相談指導により継続的な支援が必要と判断された場合、身近な地域でより専門的な医療や療育（理学療法や言語療法等）が受けられる資源が求められています。

圏域単位で見れば、児童発達支援センターや放課後等デイサービス事業所等の障害児支援サービスは整備されつつありますが、障害のある子供や家族の多様なニーズに応じた支援が難しいケースもあります。特に、医療的ケア児やその家族に対する支援についての協議の場の設置や支援体制の充実が求められています。

障害のある子供やその家族がライフステージに応じた必要な支援が受けられるよう、自立支援協議会子ども部会において、総合的な支援体制の構築に取り組んでいます。

(3) 地域生活支援への推進

施設に入所している障害のある人のうち希望する人や退院可能な精神障害のある人が、地域社会で自立した生活を送ることができるよう、居住の場や地域活動の場、地域生活支援拠点等の整備と機能の充実が必要です。このためには、圏域でグループホームをはじめとした地域での居住の場が確保されるよう、障害のある人の地域生活を支える環境づくりが求められます。

また、障害のある人が安心して地域で生活するためには、当事者だけではなく家族や支援者への支援を強化する必要があります。

(4) 就労支援の強化

障害者就業・生活支援センターが設置されたことにより、就労支援が促進され、ネットワークが充実してきましたが、雇用の場の確保は依然難しい状況にあります。

日高圏域では、自立支援協議会に就労部会を設置し、就労支援の強化のための検討が行われていますが、今後とも当事者の多様な状況に応じた就労支援が実現できる環境づくりが課題となっています。

障害のある人の雇用についての理解の促進を図るとともに、障害の状態等に応じ、一般就労における職場環境等の整備、福祉的就労における工賃水準の向上や職場でのルールやマナーの習得等の職業準備訓練など、様々な支援が求められています。

(5) 社会のバリアフリー化

和歌山県福祉のまちづくり条例や高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）により、障害のある人にやさしい環境づくりを進めています。

しかし、障害のある人の利用が困難な建築物や移動経路などの障害のある人の社会参加を妨げている物理的な障壁はまだあり、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した整備が求められています。

日高圏域では、障害者基本法に定められた「障害者週間（12月3日～9日）」に、地域住民の障害についての理解と認識を深める取組を行っています。啓発等を通して、障害に配慮しない慣行や差別などの心理的な障壁の解消を行うことが今後必要です。

(6) こころの健康対策の推進、自殺、ひきこもり等の対策

「こころの健康」は、人がいきいきと自分らしく生きるために重要であり、生活の質にも大きく影響します。様々なストレスが増大する現在社会において、うつなどのこころの病、自殺、社会的ひきこもりへの対応は重要な課題です。しかし、これらの多様なニーズに対して、保健や医療、福祉施策は十分ではなく、対策の充実が必要です。

また、精神障害によって日常生活や社会生活に支援を必要とする人やメンタルヘル스에課題を抱える人等への相談援助の充実、地域共生社会の実現に向けて、医療、保健、教育、就労支援等各関係機関が互いの長を理解し、各機関のネットワークを密にした包括的、総合的な体制づくりが求められます。

(7) 防災対策の推進

風水害や地震・津波等の自然災害に対する備えは圏域全体の重要課題であり、緊急時の情報伝達、避難誘導、救助体制の充実が求められています。障害のある人が、適切な避難支援が受けられるよう一人ひとりに合わせた十分な配慮が必要です。

また、障害のある人が、避難先で生活が行えるよう圏域での福祉避難所等の整備が求められています。

第7項 分野別施策の方向性

圏域が行う障害者施策について、「基本理念」に基づき、次の9項目を施策の柱として取り組みます。

1. 障害等についての理解促進

一人ひとりが障害等について正しく理解するため、啓発・広報活動を促進します。

2. 障害のある子供に関する支援の推進

障害のある子供が、将来、社会で自立できるよう、一人ひとりの障害の状態やニーズに応じた指導と支援を受けながら、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に学ぶことを目指す取組を推進します。障害のある子供やその家族に対して、身近な地域で専門的な教育や医療の支援が継続的に行えるよう関係機関や関係者との調整を図ります。

3. 雇用・就労・経済的自立の推進

障害のある人が希望に応じて就労できるよう、就業機会の確保に努めるとともに、それぞれの障害の特性に応じた能力を発揮できるよう支援することで、障害のある人の経済的な自立を推進します。

4. 安心して暮らせる地域づくりの推進

障害のある人が安心して生活できるよう、相談支援体制や障害福祉サービスの充実を図るなど、地域で協力し合う体制づくりを推進します。また、障害を理由とする差別の解消や権利利益の侵害の防止を推進します。地域社会で他の人々と共生することが妨げられず、どこで誰と生活するかを選択できる機会を確保するため、社会資源や支援体制の拡充を図るとともに、地域生活への移行支援を積極的に推進します。

5. 保健・医療の充実

障害のある人が適切な治療を受けることができるよう、障害の早期発見、早期治療を推進します。

6. 住みやすい生活環境づくりの推進

道路、公共交通機関や施設等のバリアフリー化を進め、障害のある人が住みやすい生活環境づくりを推進します。文化芸術活動・スポーツ等の振興により、障害のある人の生活をより豊かにするとともに、障害についての理解や認識を深めます。

7. 情報・コミュニケーションに係る支援の促進

意思疎通支援者による情報保障等、必要な情報のアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上を図ります。

8. 防災対策の推進

災害が発生したときに、障害のある人が安全に避難し、避難生活を送ることができるような体制づくりを推進します。

9. 行政サービス等における配慮

圏域の誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進します。

第 2 章 各論

【御坊市】

第1項 重点施策の方向

1 基本方針

市では、誰もが、人格と個性を尊重し合い、相互に支えあいながら、自分らしい生活を選択、決定できる社会であるために、地域住民の理解や以下の基本方針に従い、住み慣れた地域で自立した生活ができ、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

- (1) 基本的人権が尊重されていること
- (2) 子どもから大人まで一貫して、親子ともに支援できる体制であること
- (3) 地域の中に働く場があること
- (4) 地域の中で自立した暮らしができること
- (5) 災害時における避難体制がとれていること
- (6) 生活を楽しむための活動があること
- (7) 総合的な取り組みのできる仕組みであること

2 重点施策

(1) 発達障害 早期支援から療育・教育へ

市では、母子保健法第12条に定められた乳幼児健診（1歳6か月と3歳6か月健診）のほか、4か月と10か月健診を行い、いずれも100%に近い受診率を維持しています。また、5歳児健診、5歳児健診後の面接相談・園訪問、発達相談事業を行っています。

就学する前年には、学校保健安全法第11条に定められた就学時の健康診断を実施し、障害や発達障害について把握することになっています。

市立保育園では、統合保育（障害の有無にかかわらず、障害のある子どもと障害のない子どもが共に生活し、時間と空間を共有し、互いに影響し合い、共に成長していく保育）を一層充実させるために、発達心理の専門家に現場で発達障害のある子どもと他の子どもたち、子どもたちと保育士の関係等について助言を受ける統合保育推進事業を行っています。

発達障害のある子どもの対応については、子育て支援、保育、教育のすべてにおいて「継続された支援」の重要性が指摘されています。そのために療育施設、保育園、幼稚園、小・中学校、特別支援学校、行政等の関係者で発達支援研修会を開催し、共通認識を持てるように努めています。

発達障害に対応した取り組みを推進していく上での課題として、常勤の発達相談員確保の問題があります。常勤の発達相談員やコーディネーターを確保し、相談機能の充実強化を図るとともに、発達支援室（仮称）のような拠点となる相談体制の構築が必要です。

(2) 災害時に備えた避難行動要支援者対策

市では、市災害時要援護者登録制度の活用に積極的に取り組み、広報による登録制度の啓発以外に、あらかじめ要配慮者の名簿を作成し、これをもとに各地区の民生委員・児童委員の協力を得ながら避難行動要支援者の名簿作成を進めています。また、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対して、避難行動要支援者のうち同意をいただいた方の情報の提供や共有を行い、普段からの見守り活動に活用しています。

地域では、災害時に備え、住民相互の助け合い、避難支援等の体制を構築するために平常時から地域づくりを進めておくことが重要です。

避難行動要支援者にかかる個別計画の作成、要配慮者のニーズに合わせた人材、福祉避難所の確保が課題となっており、災害弱者となる可能性の高い障害のある人の災害時対策を図っていかねばなりません。

(3) レスパイトサービスについての課題

障害のある人のいる家庭に対し、家族の入院や冠婚葬祭等、緊急な事態が発生したときに対応できるサービスとして、短期入所(ショートステイ)、日中一時支援事業等がありますが、短期入所に対応できる事業所が市内に1か所しかなく、圏域内においてもベッド数が少なく利用しづらい状況となっています。

利用者からは、緊急時に「いつでも」「すぐに」といった要望があり、一人ひとり違った障害特性に対応できる人との関係作りや受け入れ体制が重要となっています。また、緊急時だけでなく、家族の自由な時間を確保すること、ストレス解消や介護負担の軽減を図る上でも必要なサービスであり、臨機応変に対応できる受け入れ先の確保が求められています。

(4) 余暇活動等の場の確保

障害のある人の中には、自家用車や電車に乗って遠方に出かけることが困難な方もいます。また、学校、施設、職場以外では、自由に時間を過ごせる場所が少ない状況です。そのため、重度障害のある人の外出支援として、移動支援事業等を実施しており、障害のある人の自立と社会参加につなげています。

趣味やスポーツを通じた障害のある人同士のネットワークは、生活上の問題を解決したり、就労につながることもあることから、障害のある人同士が交流できる場づくりを関係機関と連携しながら進めていくことが求められます。

(5) バリアフリーの推進

誰もが地域で安心して生活を営めるように、ノーマライゼーションの理念と人権について、地域住民の理解を一層促すとともに、あらゆる課題の解消に向けた取り組みが求められています。

ハード面では、線状・点状ブロック、音声案内付き横断歩道、車道との高低差を小さくした歩道、障害者等用駐車区画・トイレ等が多く設置されるようになりましたが、障害者等用駐車区画の左右にゼブラゾーンを設ける、障害者用トイレをオストメイト対応にする等、誰も

が使いやすいユニバーサルデザインへと進化させることを目指さなければなりません。

ソフト面では、障害のある人が利用しにくい、又は利用できない制度等の点検と改善が必要です。障害のある人にとっての制度バリアを行政担当者がなかなか実感できないことから、障害のある人、行政担当者、市民が率直に意見交換することが重要です。

また、こころのバリアフリーとして、一人でも多くの方々に、さまざまな障害特性を知ることやそれに気づくことができるよう、障害についての理解を深めるための取り組みを継続的に実施する必要があります。

第2項 分野別施策の基本的方向

1 障害等についての理解促進

(現状と課題)

誰もが地域で安心して生活を営めるように、市民一人ひとりが障害や障害のある人に対して、理解を深めることが不可欠です。特に外見からは理解されづらい障害等への理解促進に取り組んでいく必要があります。

(具体的施策)

(1) 啓発・広報活動の推進

市ホームページ、広報紙へ障害者施策に関する情報等を積極的に掲載し、制度に関するパンフレットを配布する等、啓発・広報活動の充実を図ります。障害者週間（12月3日～9日）に合わせて、街頭啓発を行い、障害に対する理解を深めます。

(2) 外見から理解されづらい障害等への理解促進

内部障害等、外見から障害のあることが分かりづらい人が、援助や配慮を必要としていることを周囲に伝える「ヘルプマーク」の交付を推進するとともに、制度の周知に取り組みます。

2 障害のある子どもに関する支援の推進

(現状と課題)

障害のある人が自分の能力を活かし、それぞれのライフステージで充実した生活を送るためには、早期療育・教育の支援が必要です。市では、乳幼児期から学校卒業まで一貫した計画的な教育を受けられる体制を整備しています。教育だけでなく、文化芸術活動やスポーツの振興等の総合的な支援体制づくりを進めていく必要があります。

(具体的施策)

(1) 特別支援教育の充実

(ア) 就学相談・就学指導委員会の充実

個々の状況に応じた教育機会が選択できるように、就学・学校生活に関する相談体制の確保、就学指導委員会の適切な運営に向けて、教育委員会を中心に各方面と連携して取り組みます。

(イ) 特別支援教育コーディネーターの確保

特別支援教育コーディネーターを中心に、児童・生徒一人ひとりの能力や個性に応じた特別支援教育を推進します。また、特別支援学校と各学校の特別支援学級担当教員の研修等の機会を確保して、教育活動に生かしていけるよう支援します。

(2) 就学前保育・教育の充実

障害や発達の遅れで支援が必要な子どものため、保育士や介助員の配置等、受け入れ体制の確保を図ります。子どもの成長過程をとらえ、医師をはじめとする療育施設医療関係者、保育園、幼稚園、小・中学校、特別支援学校、市担当課等のさらなる連携強化に努めます。

(3) 障害のある子ども支援の充実

発達支援検討会（母子保健・福祉・医療・教育関係者）を設置し、関係機関との連携した支援体制が整っており、ライフステージごとの関係機関や関係者の支援が途切れないように、発達支援ノート「すこやかファイル」の積極的な活用を推進していきます。また、発達支援室（仮称）を拠点として、子どもの進学や就労に向けて、円滑な移行ができるように努めます。

(4) 医療的ケア児への支援体制

医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な障害のある子ども（医療的ケア児）の支援体制が必要です。事例検討や情報交換を行いながら、医療、保健、保育、教育、障害福祉の各分野が連携して包括的な支援体制の整備に努めます。

3 雇用・就労・経済的自立の推進

(現状と課題)

市内にある紀中障害者就業・生活支援センター「わーくねっと」では、障害のある人の職業的自立を実現するために、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、就業面及び生活面における一体的な支援を行っています。

福祉的就労については、就労継続支援B型事業所等の利用希望者が増加しておりますが、圏域内の事業所の多くが定員に空きがない状況となっており、受け入れできる体制の整備が課題になっています。

(具体的施策)

(1) 一般就労の促進

(ア) 障害者雇用率制度を柱とした施策の推進

障害者雇用率制度や企業の社会貢献により、企業における障害者雇用は増加傾向にあります。公的機関での重度障害のある人の雇用や、より広い職域での雇用の開拓も推進します。また、作業所や訓練施設等から一般就労への移行を推進するため、施設外訓練の活用や関係機関と連携したジョブコーチ（職場適応援助者）の利用を推進します。

(イ) 障害のある人の能力・特性に応じた職域の拡大と雇用への移行促進

短時間雇用や在宅就労等、障害のある人にとっての働きやすい多様な雇用形態のための支援、環境整備に取り組みます。障害者トライアル雇用制度の活用にあわせて短期間の職場適応訓練等を活用しながら、事業主に障害者雇用への理解を深め、常用雇用への移行を進めます。

(ウ) 雇用の場における障害のある人の人権擁護

企業等において雇用差別等、障害を理由とした人権の侵害を受けることのないよう、適切な措置を講じます。わーくねっとでは、就業している障害のある人の相談等に応じ、自立支援協議会や関係機関と連携して、障害のある人が働き続けられるように職場環境の向上等に努めます。

(2) 福祉的就労の促進

(ア) 福祉的就労の場の拡充

福祉的就労の場と機会の拡大について、関係機関と連携して取り組んでいきます。

さらに福祉的就労の場の設置や拡大を検討している個人や法人に対して、相談・助言や遊休施設の貸与等、可能な支援に努めていきます。

また、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、業務の発注や授産品の活用を積極的に促進します。

(イ) 就労訓練関連事業の促進

障害福祉サービスの就労移行支援、就労継続支援事業の利用を促進するとともに、就労支援施設等の拡充を働きかけます。また、市単独事業「就労支援施設等利用者負担金助成事業」を継続して実施し、就労支援施設等を利用する障害のある人の利用者負担金を助成することで、継続した就労を支援します。

4 安心して暮らせる地域づくりの推進

(現状と課題)

障害があっても本人の希望する暮らし方が実現できるように、障害のある人が地域で自立した生活をしていく上で直面する様々な問題の解決を促し、必要な障害福祉サービスを適切に利用できるように相談支援体制の充実を図ることが求められます。

自立支援協議会では、関係機関との連携強化に努めており、障害を理由とする差別の解消や権利擁護事業についても推進しています。

(具体的施策)

(1) 相談体制の充実と支援ネットワークの充実

(ア) 相談体制の充実

御坊・日高障害者総合相談センターが設置したことにより、障害のある人の相談に応じ、必要な情報提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、関係機関との調整、地域における生活を支援する体制が整いました。今後、利用者の増加や、相談内容も身近な相談から専門性の高い相談まで多様になることが見込まれることから、さらなる体制強化に努めます。

(イ) 自立支援協議会を中心にした支援ネットワークの充実

自立支援協議会を設置し、構成市町の担当者、相談支援事業所、関係機関が参加して、情報の共有、困難ケースの検討等を行っています。自立支援協議会を中心にした支援ネットワークが拡充され、支援が必要な場合に迅速な対応がとれるように取り組みます。

また、障害のある人が将来、高齢となった場合に備えて、定期的に市地域包括支援センターとの連絡調整会議を開催しており、障害のある人が高齢になった場合でも、安心して生活できるよう、関係機関と連携しながら支援に取り組みます。

(2) 成年後見制度の利用促進と虐待防止の取り組み

(ア) 成年後見制度の利用促進

認知症、知的障害その他の精神上的の障害等の要因により、財産の管理、日常生活等に支障がある人を社会全体で支え合うため、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援に関する相談窓口を整備します。

(イ) 虐待防止への取り組み

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律が成立し、障害のある人への虐待防止と虐待対応の体制づくりが課題となっています。このため、地域での見守りや協力体制を確保するため、啓発活動や関係機関とのネットワークの構築を図ります。

(3) 緊急時の受け入れ体制

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、介護者の急病や障害のある人の状態変化等の緊急時の受け入れ支援として、居室の提供と宿泊を伴う支援体制の整備を行います。

5 保健・医療の充実

(現状と課題)

生活習慣病等の原因となる病気を予防すること、病気を早期に発見して早期治療やリハビリテ

ーションにつなげることで、障害のある人自身の健康づくりを支援することが地域保健に求められており、地域保健の充実を図るとともに、母子保健事業の充実にも努めます。市周辺には、子どものリハビリテーション施設がないため、障害のある子どものリハビリテーションや発達相談等については、専門療育機関との体制を強化する必要があります。

(具体的施策)

(1) 保健サービスの充実

(ア) 妊産婦・乳幼児健診等母子保健事業の推進

子育て世代包括支援センターを拠点とする妊産婦健診、乳幼児健康診査、5歳児健診、のびのび相談等の母子保健事業を実施し、これらの機会を活用することで、障害の早期支援に努めます。

(イ) 特定健診、がん検診事業の推進

生活習慣病の重症化予防や、がんを早期発見することで障害の原因となる病気を予防することに努めます。

(ウ) こころの健康づくりの推進

市自殺対策計画に基づき、自殺防止対策として、うつ病の予防等の啓発や講演会を開催します。

また、ひきこもりの状態にある方とその家族を支えるため、「ひきこもりサポート事業」として、精神科医等による専門相談を受けることができ、引き続き相談支援体制の充実に努めます。

(エ) 地域の健康づくり活動の推進

学校、職域、地域におけるこころの健康相談等の提供機会の充実を図ります。また、健康推進員や食生活改善推進員等が地域の健康づくり活動を支援していきます。

(2) 地域医療・医学的リハビリテーションの充実

(ア) 医療・リハビリテーションの充実

子どもから大人まで、障害に対する医療、医学的リハビリテーションの相談・支援体制の充実に努めます。

(イ) 医療費助成制度の周知

自立支援医療、重度心身障害者等医療費助成制度等の周知に努めるとともに、医療費に係る自己負担額の軽減に努めます。

(3) 障害のある人の地域移行・地域定着の促進

精神科病院に入院している障害のある人が退院を希望する場合、円滑な地域生活へ移行するため、関係機関と連携しながら、地域相談支援サービス（地域移行や地域定着）の活用を推進します。自立支援協議会の精神障害者地域支援部会において、対象者の退院後の生活支援策を検討します。

6 住みやすい生活環境づくりの推進

(現状と課題)

バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した公共空間の整備を進めています。今後も市民の声を反映しながら、障害のある人が安心して外出し、活動しやすいまちづくりの推進に努めます。

(具体的施策)

(1) 民間住宅及び公営住宅のバリアフリー化の推進

障害のある人等が、民間住宅及び公営住宅の改修を希望する場合、障害福祉施策、又は介護保険制度による住宅改修サービスの支援を行い、バリアフリー化を推進します。

(2) やさしい公共空間の整備

(ア) 安全な道路環境の整備

やさしい公共空間の整備を図るため、交通量の多い道路における安全な歩行空間の確保、路面の凸凹の改修や側溝の改修による有効幅員の確保等、安全な道路環境に関する整備を進めていきます。

(イ) こころのユニバーサルデザイン、こころのバリアフリー

「すべての人にとって、生活しやすいまちづくりやものづくりを推進する。」というユニバーサルデザインの思想には「こころのやさしさや思いやり」があります。また、「障害のある人、高齢者等が安全に円滑に利用できるだれもが住みよい福祉のまちづくり」を行うバリアフリーにも「こころのやさしさや思いやり」があります。この共通する「こころのやさしさや思いやり」の精神は、ハード事業だけで足りない部分を補うことになるため、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方の普及に努めます。

(3) 学習活動・スポーツ活動等の振興

障害のある人自身が行う多様なスポーツ、文化芸術に親しみやすい環境を整備し、また、既存施設の活用に関する支援を行います。文化芸術活動の公演・展示等においては、字幕や音声ガイドによる案内サービスを行う等、情報保障に関する工夫と配慮、会場までの外出支援等もあわせて検討し、参加を促進します。

7 情報・コミュニケーションに係る支援の促進

(現状と課題)

情報は、自己選択を支える最も基本的なツールであり、障害により必要な情報が得られにくい場合がないようにしていくことが重要です。障害のある人が円滑に情報を入手できるよう、障害特性に応じた情報提供や意思疎通支援を図る必要があります。

(具体的施策)

(1) 情報提供の充実

(ア) 福祉関係情報等の提供の促進

見やすさをはじめ、障害特性に配慮して、福祉関係情報を収集し、分かりやすく、市ホームページ、広報紙を有効に活用して障害に関する情報の提供に努めます。視覚障害のある人に対しては、市広報紙の内容を「声の広報」として、音声によるホームページ公開、対象者に音声収録CDを配布します。

(イ) 公共サービス等における情報保障の推進

視覚障害のある人、手話を必要とする人等が会議、研修、行事等への参加を可能とするため、その場に手話通訳者や要約筆記者等の配置、点字資料の配布等、情報提供に努めます。

(2) コミュニケーション手段の拡充

I C Tの活用により障害のある人の個々の能力を引き出し、自立・社会参加を支援するとともに、障害による格差が生じないようにするための施策を積極的に推進します。

(3) 手話の理解及び普及

手話を必要とする人は、生まれつき、又は幼少期の頃に「音」を感じるができなかったため、発語ができなくなり、コミュニケーション方法として手話を使っています。市手話言語条例に基づき、手話や手話を必要とする人に対する理解を深めるための普及等の施策を推進し、手話を使いやすい環境づくりを目指します。

また、継続的に手話奉仕員養成講座を実施することで、手話の理解および普及啓発を図ると共に手話奉仕員の養成に努めます。

8 防災対策の推進

(現状と課題)

災害時には、自助＝自らを守る、共助＝地域で助け合う、公助＝行政による救助支援、の三位一体となった活動が必要です。しかしながら、地震等の大規模災害はいつ発生するかわからず、また、通信や交通の途絶等悪条件が重なり、被災現場の初期活動では公助より自助、共助が中心となるのが最近の災害時でも証明されています。

障害のある人の防災意識の啓発を行うとともに、障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、災害等の緊急時に備えて、地域ぐるみで安心・安全のネットワークづくりを推進していく必要があります。

(具体的施策)

(1) 防災対策の推進

(ア) 避難行動要支援者対策の推進

個人情報保護の視点から慎重な対応を図りながら、避難行動要支援者の名簿作成や更新作業を行っていきます。また、避難行動要支援者に係る個別計画の作成も推進していきます。

(イ) 避難所施設等の確保

自力避難が困難な避難行動要支援者に対しては、住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築することが重要です。要配慮者のニーズに合わせた人材・福祉避難所の確保について検討します。

(ウ) NET119の推進

市消防本部では、自宅や外出先等で、聴覚や音声言語そしゃく機能の障害により119番通報が困難な方が、スマートフォン等の携帯電話を使用した音声を使用しない緊急通報サービス（NET119）を実施しています。今後も引き続き、市消防本部と福祉部署が連携し、対象者にサービスを案内する等、利用を推進します。

(エ) 災害時に備えたストーマ装具の備蓄保管

災害時にストーマ装具の不足による不安解消を図るため、あらかじめ、希望者が使用するストーマ装具を市が指定する備蓄場所に保管するサービスを実施しています。今後も引き続き、対象者にサービスを勧奨する等、実施します。

9 行政サービス等における配慮

(現状と課題)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されたことに伴い、市でも「障害を理由とする差別の解消の推進に関する市職員対応要領」を策定しました。障害のある人が、それぞれの障害特性に応じた適切な配慮を受けることができるよう、市職員の障害のある人への理解の促進や合理的配慮を行います。

(具体的施策)

(1) 行政機関等における配慮及び障害のある人への理解の促進

「障害を理由とする差別の解消の促進に関する市職員対応要領」に基づき、職員一人ひとりが適切に対応できるよう職員の資質向上に努めます。

(2) 選挙等における配慮等

点字による投票や投票所に車いすを配置する等、投票所における投票環境の向上に努めます。指定病院等における不在者投票、郵送による不在者投票の啓発を行い、障害のある人の投票機会の確保に努めます。

【美浜町】

第1項 重点施策の方向

1 基本理念

美浜町では、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念に基づき、人格と個性を尊重して地域の中で互いに支え合いながら生活し、障害のある人も地域の一員として活動できる「共生社会」の実現を目指します。

また、ユニバーサルデザインの考え方を施策推進の基本とし、一人ひとりがその人権を尊重され、差別されることなく、地域の中で自立して暮らせるまちづくりを推進します。

2 重点施策の方向

(1) 地域で自立した安心できる生活の推進

障害のある人が住み慣れた地域で自立して安全に安心した生活を送るためには、身近な場所で福祉サービスなどに関する相談ができることが重要であり、また、保健、医療、教育等の各分野にわたる相談に応じるため、相談支援体制の充実、強化に努めます。

(2) いきいきとした地域活動の推進

障害のある人が「自己選択」と「自己決定」に基づいて自分らしい生き方を選べる社会の実現を目指し、障害のある人が外出できる支援環境を整えることで行動範囲を広げ、趣味やスポーツ等の余暇活動の充実により生活の質（QOL）の向上を図ります。

(3) 地域共生のまちづくりを推進

障害の有無に関わらず、すべての人と共に生きる地域共生社会を実現するため、ユニバーサルデザインによる環境の整備と、障害の原因となる疾病等や障害のある人に対する理解を深めるまちづくりを推進します。

第2項 分野別施策の基本的方向

1 障害等についての理解促進

(現状と課題)

障害のある人と障害のない人が、お互いに、障害の有無にとらわれることなく、支え合いながら社会で共に暮らせる共生社会を目指し、町広報誌等の啓発により障害や障害のある人に対する理解の促進を図ってきたところです。障害については、外見からは理解されづらい精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、心臓や腎臓等に障害を有する内部障害等があり、援助

や配慮を必要としていることを周りに伝えるためのツールとして「ヘルプマーク」が考案され、普及、活用されることで援助や配慮を必要とする障害のある人の安心に繋がります。

まだまだ認知度が低い状況であるため、継続的により一層の普及、啓発の推進に取り組む必要があります。

(具体的施策)

障害のある人に対する理解の促進

- (ア) 障害や障害のある人への理解を深めるため、「障害者週間」「人権を考える強調月間」にあわせ、啓発活動やイベントを実施します。
- (イ) 内部障害等、外見から障害のあることが分かりづらい人が、援助や配慮を必要としていることを周囲に伝える「ヘルプマーク」の交付を推進するとともに、制度の周知に取り組みます。
- (ウ) 認知症の正しい知識を普及するため、認知症サポーターの養成に取り組み、認知症の人や家族を地域で見守るための体制整備をします。

2 障害のある子供に関する支援の推進

(現状と課題)

学校教育においては、障害の有無に関わらず、誰もがお互いの個性を尊重し合いながら共に学び、支え合う教育環境を整えることが重要です。医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童（医療的ケア児）が全国的に増加しています。そのため、特別な支援を要する児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに対応した細やかな支援が必要となり、医療、保健、保育、教育、障害福祉が連携し、支援体制の整備を行う必要があります。

(具体的施策)

(1) 教育環境の整備

- (ア) ひまわりこども園の「子育てつどいのへや」や子育て世代包括支援センター等による就学前保育や発達相談等の相談支援を推進します。
- (イ) 一人ひとりの障害の状態やニーズに応じた保育、教育環境を提供できるよう人員の適切な配置ならびに多様な学びの場が提供できる保育や教育、バリアフリー環境の充実に努めます。
- (ウ) 障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が可能な限り共に学び、交流することにより、人格と個性を尊重し合い、障害に対する理解を促進します。
- (エ) 特別な支援（日常生活を送るために必要な医療を含む）を必要とする児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう学校施設の設備内容を検討し、ユニバーサルデザインに基づき必要な改修を推進します。

3 雇用・就労・経済的自立の推進

(現状と課題)

障害のある人の雇用を促進するためには、ハローワークや就労支援事業所等と連携し、企業に対し障害と障害のある人に対する理解の周知、啓発を図ることが必要です。障害のある人の就労については、就職後のフォロー体制が不十分なことから、安定的長期雇用に至らないケースもあり、一般就労の定着支援が課題となっています。また、就労支援事業所における工賃水準の向上、一人ひとりの状況に応じた就労の場の確保も必要です。

(具体的施策)

(1) 総合的な就労支援

- (ア) ハローワークや紀中障害者就業・生活支援センター「わーくねっと」をはじめとする地域の関係機関との連携、職場適応援助者（ジョブコーチ）の機能強化および就労定着支援の支給により、企業等が雇用しやすい環境、障害のある人が働きやすい環境を整備することで、障害のある人の職場定着を支援する取り組みを促進します。
- (イ) 就労支援事業所等の工賃底上げを推進するため、就労支援事業所等の提供する物品、サービスの購入（調達）について、障害者優先調達推進法に基づく調達方針について毎年検討を行います。
- (ウ) 自立支援協議会の就労部会において、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所の利用状況や現状を各関係機関と話し合い、圏域の課題や方向性を確認し、必要な対策等の対応に努めます。

(2) 経済的自立

- (ア) 障害年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当、心身障害者扶養共済制度、各種税制上の優遇措置等の周知、受給申請手続き等のサポートを行うことで障害のある人の安定した生活の基盤をつくり、経済的自立を促進します。
- (イ) 重度心身障害児者医療費助成制度、自立支援医療制度等により医療費の負担軽減を図ることで、経済的自立を促進します。

4 安心して暮らせる地域づくりの推進

(現状と課題)

障害のある人が住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して送るためには、地域社会全体で支えていくことが大切です。そのためには、障害のある人が地域生活を送るにあたってのさまざまな課題に共に取り組み自らの意思で解決できる手助けとなるような相談支援体制充実をはじめ、障害のある人への正しい理解、日中活動の場や生活の場の整備が必要不可欠で

す。

また、障害のある人の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、常時の緊急受け入れ体制等を確保した上で、介護者の急病や障害のある人の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等を行う機能の整備が必要となっています。

(具体的施策)

(1) 相談体制の整備

(ア) 自立支援協議会を核として、福祉、保健、医療、教育、その他各分野の関係機関の連携を強化し、地域の課題および対策を協議し、必要な対策を講じるよう努めます。

(イ) 障害のある人やその家族からの多様な相談に応じられるよう、庁内各課、民生委員・児童委員、障害者相談員等と連携を図るとともに、御坊・日高障害者総合相談センターとの連携を強め相談支援体制の強化を推進します。

(2) 緊急時の受け入れ体制の整備

地域で生活する障害のある人の介護者または保護者の急病等による緊急保護が必要な場合に、福祉サービスを利用できない状況にある人につき、緊急一時的な受け入れのための居室の提供と宿泊に伴う支援を行える体制の整備を行います。

(3) 権利擁護支援体制の整備

知的障害、精神障害等により判断能力に不安があり金銭管理が必要な人や、身元保証人が存在しないために生活等に困難を抱えている人が必要な支援を受けられるよう成年後見制度利用促進基本計画に基づき美浜町権利擁護支援体制整備事業実施要綱を定め、相談窓口の整備や成年後見制度に関する広報等、利用促進に努めます。また、専門的な知識を要する消費者トラブルや虐待等の事案についても、専門職を含めた地域連携ネットワークによる体制整備を行い対応します。

5 保健・医療の充実

(現状と課題)

障害やその原因となる疾病の発症予防、早期発見、早期治療は非常に重要です。先天的な原因による障害や母子感染等の予防を図るため、妊娠期における生活習慣病の相談や訪問指導を継続して実施しています。また、出生後の乳幼児期、学童期、青年期においては、令和元年8月より子ども医療費の対象年齢を中学校卒業から18歳まで引き上げ、医療機関を受診しやすい環境整備を行いました。同年12月には子育て世代包括支援センターも開設し、相談体制の強化を図っています。後天的な障害の発生予防については、中高年を対象に健康診査を実施し、障害の要因となる生活習慣病のリスクを有する人を早期に把握し、健康相談、保健指導等により生活習慣の改善を促し、発生予防に努めています。

(具体的施策)

(1) 総合的な医療施策の推進

- (ア) 妊婦、乳幼児健診の受診率の向上を図り、障害の原因となる疾病の発症予防、早期発見に努め、保健師や医療機関等が連携を図りつつ保健指導や育児相談を行うことで、先天的な障害の予防、軽減に努めます。
- (イ) 出生から18歳までの医療費を助成することで、保護者の経済的負担を軽減し、早期に子供と医療を結びつけることにより、障害の早期発見、早期治療による重症化予防を推進します。
- (ウ) 各種健康診査や健康教室、健康相談等の保健事業を通じて、生活習慣の改善を促進し、健康づくりの普及等を行うことで後天的な障害の発症予防、早期治療による重症化予防に努めます。

(2) 精神保健福祉の充実

- (ア) 御坊保健所と連携し、「こころの健康相談」を活用することで、精神障害の早期発見、早期治療の訪問支援体制の確立、正しい知識の普及による住民の理解とさらなる精神保健福祉施策の充実を図ります。
- (イ) 精神科入院中の精神障害のある人に対し、早期の退院や社会復帰を実現するため地域移行支援、地域定着支援の利用を促進し、地域で暮らしていくための支援を行います。

6 住みやすい生活環境づくりの推進

(現状と課題)

障害のある人の自立と社会参加を促進するためには、障害のある人の安全に配慮した生活環境づくりが大切です。バリアフリー化された商業施設や公共施設は増えてきているものの完全ではありません。障害のある人をはじめ、すべての人が社会の一員として住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう歩道、建物、交通機関等のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、安心かつ安全に生活できるまちづくりを推進する必要があります。

また、文化芸術活動、スポーツ等への参加は、障害のある人の日常生活を豊かにするとともに、自己表現の場、障害のある人と障害のない人との交流が図られ理解を深め合うことも期待されます。

そのため、今後も社会参加の機会の確保ならびに参加を促す啓発等を継続して行う必要があります。

(具体的施策)

(1) 生活環境の整備

- (ア) 公共施設のユニバーサルデザイン化を進めることで、誰もが安心、安全に暮らせるまち

づくりを推進します。

(イ) 日常生活用具給付事業により、段差の解消や手すりの設置等の住宅改修に係る費用の助成を行うことで、日常生活の安全性の確保や利便性の向上を図り、障害のある人一人ひとりに適した住環境の改善を推進します。

(2) 文化芸術活動、スポーツの振興

(ア) 障害の有無に関わらず人とつながれる機会や障害のある人の目標、意欲向上、社会参加活動の推進のためにも、「日高地方障害児者のつながりを広める文化祭」等の文化芸術活動の振興を図り、参加の機会の確保ならびに参加の促進に努めます。

(イ) 県や障害者団体等が主催する障害者スポーツ大会やグラウンドゴルフ大会等、各種大会を積極的に広報することで、障害のある人がスポーツを楽しむ機会の提供に努めます。

7 情報・コミュニケーションに係る支援の促進

(現状と課題)

情報の収集やコミュニケーションは人との関わりを保つ上で、また、社会生活を送る上で非常に重要です。視覚障害のある人や聴覚障害のある人、知的障害のある人など、情報伝達やコミュニケーションに障害のある人たちにとって提供されている情報は、それぞれの障害に対応しているものは少なく、また、提供される場合にも時間差が生じがちで、必ずしも必要な情報が即時に入手できる状況であるとは言えません。今後、情報の質、量、伝達スピードの各面において十分な対応を図る必要があります。

(具体的施策)

(1) 情報アクセシビリティ

障害の有無に関わらず町行政等の必要な情報を取得できるよう、文字サイズの調整や音声読み上げ機能を導入した町ホームページや防災行政無線、個別受信機、防災行政情報メールの配信、広報誌等、情報提供手段の充実に努めます。

(2) 意思疎通支援の充実

意思疎通を図ることに障害のある人に対して、手話通訳者等の派遣事業の実施や、情報・意思疎通支援用具の給付事業を実施することにより、コミュニケーション手段の確保を行います。

(3) 手話の普及

ろう者や手話に関する理解を深められるよう、広報誌等を活用し手話についての啓発を推進するとともに、手話奉仕員養成講座を実施し、手話の理解および普及ならびに手話奉仕員の養成に努めます。

8 防災対策の推進

(現状と課題)

近年、地球温暖化による大雨や台風等の風水害が多発しています。また、今後30年以内の発生確率が70%から80%と言われる南海トラフを震源とする地震、津波災害への対策が求められています。自然災害等の発災時において、まずは自助、共助が極めて重要になることから、災害に対しての日頃からの備えと意識の啓発を図るとともに、毎年町一斉の津波避難訓練を継続的に実施し、避難場所や経路等の確認を行っています。その他にも、住宅の耐震化、古家の解体、ブロック塀の撤去、改善の補助や避難行動要支援者台帳の受付、更新等も行っていきます。

(具体的施策)

災害対策支援

- (ア) 災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人について、避難行動要支援者台帳への登録、内容の更新等を勧め、予め地区別に避難行動要支援者台帳等の作成を推進し、地域の自主防災組織、地区会、消防団等の連携による支援体制の強化に努めます。
- (イ) 避難行動要支援者に対する福祉避難所を確保し、災害発生時に安全な避難環境の確保および避難住民の健康維持に努めます。
- (ウ) 災害発生時や気象警報発令時における気象情報等について、防災行政無線や防災行政情報メール等さまざまな方法により必要な情報の提供に努めます。

9 行政サービス等における配慮

(現状と課題)

平成29年10月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する美浜町職員対応要領を作成し、これに基づき事務または事業実施にあたっては、障害のある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を受けることができるよう、窓口等の体制整備を推進しています。

(具体的施策)

(1) 行政機関等における配慮および障害のある人の理解の促進等

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する美浜町職員対応要領」に基づき、障害のある人からの相談、申請の手続き等に対し、障害特性に応じて話が的確に伝わるよう「明確に」「ゆっくり」「丁寧に」分かりやすい方法で説明する等、適切に対応できるよう職員の資質の向上に努めます。

(2) 選挙等における配慮等

(ア) 投票所に車椅子を配備、移動に困難を抱える人に配慮した投票所のバリアフリー化、障害のある人の利用に配慮した施設等、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、判断能力に障害のある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施の取り組みを推進します。

(イ) 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な人の投票機会の確保に努めます。

【日高町】

第1項 重点施策の方向

1 基本方針

日高町では、障害のある人が、住み慣れた地域の中で、自分らしく自立した生活が送れるよう、「生きる喜びを実感して地域で共生するまち」を基本理念として障害者福祉の充実に取り組みます。

2 重点施策の方向

(1) 生活を支援する取組の充実

障害のある人が社会の一員として自立した生活が送れ、社会参加ができるよう、相談支援や医療・教育・福祉等それぞれの支援体制の整備や支援する制度・仕組の総合的で、障害の特性や年齢など、それぞれのライフステージに応じた支援の充実を図るとともに、行政サービスにおける配慮や公共施設、道路をはじめ、住宅、建築物、公共交通機関等社会全体のバリアフリー化を推進し、防災行政無線やIT等を活用した情報アクセシビリティの向上推進により、すべての人が自らの意思で自由に行動し、共に地域社会で快適に暮らせる生活環境整備を推進します。

また、障害のある人の一般企業への就労を支援し、一般就労が困難な人には障害や体調に合わせて自分のペースで働いたり、訓練を行う等の福祉的な就労の場での支援をするとともに、障害年金など経済的な自立につながる支援を推進します。

(2) 安心して生活できる共生社会の実現

障害のある人やその家族が安心して生活できるよう福祉サービスの充実や防犯・消費者被害の防止・防災支援を推進します。

大災害時においては、行政からの直接支援や福祉事業所等からの支援は、困難になる場合が想定されることから地域のことは地域で守ることが重要となるので、そのための必要な支援を行うとともに、日頃から、障害に対する理解を深め、障害のある人もない人も、相互に尊重しあうノーマライゼーションの理念の普及に努めます。

(3) 共に生きる社会を目指す教育等の推進

障害のある子供一人ひとりのニーズにあった療育体制の充実を図るとともに、学校教育においては、障害のある子供と障害のない子供が、共に学び、遊ぶことを通じて、自然とノーマライゼーションの理念を身につける場でもあることから、多様性と専門性を両立できる総合的で柔軟な受入れ体制による特別支援教育の充実に努めます。

また、障害理解教育の推進により、障害の有無に関わらず、互いを尊重し、共に生きる社会を目指す教育を進めます。

第2項 分野別施策の基本的方向

1 障害等についての理解促進

(現状と課題)

障害や障害のある人に対する誤った認識や偏見による社会的・心理的障壁など、障害のある人を取り巻く社会環境には様々な障壁が残っているのが現状です。そのため、障害や障害のある人への理解促進のための啓発・広報活動を実施しています。主に「障害者週間」、「人権週間」を中心に関係団体と連携しながら、街頭啓発をはじめとした広報活動を推進しています。

近年では、あいサポート運動やヘルプマークの交付等、障害に関する啓発活動に取り組んでいます。

今後も引き続き障害や障害のある人に対する理解を深めるための啓発を一層推進する必要があります。

(基本的方針)

障害のある人もない人も、相互に人権を尊重し、支えあう「共生社会」の実現を図るとともに住民一人ひとりの理解を促進し、併せて、障害や障害のある人への配慮等について住民の協力を得るため関係団体と連携し、啓発・広報活動を推進します。

また、外見からは理解されづらい障害について、理解を深め、取組を進め、障害者虐待防止にも引き続き努めます。

(具体的施策)

(1) 啓発・広報活動の推進

「障害者週間」(12月3日～12月9日)、「人権週間」(12月4日～12月10日)を中心として関係団体と連携しながら、街頭啓発をはじめとした広報活動を推進します。

(2) 外見から理解されづらい障害等への理解促進

内部障害等、外見から障害のあることがわかりづらい人が、援助や配慮を必要としていることを周囲に伝える「ヘルプマーク」の交付を推進するとともに、制度の周知に取り組みます。

(3) 学校における人権教育や福祉教育等の推進

障害のある幼児児童生徒に対する特別支援教育の理解を深めるため、住民や障害のある子供の保護者、各学校の教職員を対象とする特別支援教育啓発セミナーの開催や啓発リーフレットの配布を行い、周知します。

(4) 障害者虐待の防止

障害者虐待防止のため、庁内の関係各課と民生委員・児童委員等との連携を強化するとともに

に、24時間あんしんコールセンターを活用し、365日24時間で通報を受けつける体制を維持します。また、広報ひだかやパンフレットの配布、民生委員・児童委員等への研修会の開催等により障害者虐待に対する知識と理解を深めることなどにより、対応する人材の育成に努めます。

(5) 権利擁護の推進

判断能力が十分でないため、適切なサービスを選択・利用することが困難な障害のある人に対して、福祉サービスの利用や日常の金銭管理等を支援する日常生活自立支援事業を活用していきます。

2 障害のある子供に関する支援の推進

(現状と課題)

学校生活で支援が必要な児童生徒に対して、教職員の加配や支援員の増員に努めているとともに、障害の重度・重複化、多様化の中、発達障害（ASD、LD、ADHD）等の児童に対応するため、通級指導教室を開設し、通常の学級に在籍する発達障害の子供に対応できる取組を行っています。

また、他校の児童とふれあいながら学習に励み、交流を深める目的で特別支援学級合同学習を実施しています。

平成19年度から特別支援教育が本格的に開始されて以来、各学校においての実態把握、就学指導委員会での審議等、教育への支援体制は整備されてきています。しかし、今後も特別支援教育の充実に向け、さらなる支援体制の整備を行う必要があります。

加えて、医療的ケアを必要とする児童に対して、支援の充実化が重要となります。

(基本的方針)

障害のある子供一人ひとりのニーズに応じるためには、障害の早期発見、効果的な就学相談活動を行うことが必要となるため、福祉、医療、教育、保健等が連携を密にした取組みを推進します。

(具体的施策)

(1) 就学指導の充実

障害のある子供が、教育的ニーズに応じた適切な教育支援を受けられるよう、教育委員会との連携を図り、適切かつ丁寧な就学指導を推進します。

(2) 特別支援教育の推進

(ア) 通常学級等における指導体制の整備・充実

発達障害を含め、様々な障害のある児童生徒で、小学校、中学校の通常の学級に在籍する

特別な配慮を要する児童生徒に対し、一人ひとりの教育ニーズと自立・社会参加の視点から、通常の学級、通級による指導体制の整備・充実を図り、それぞれの特色を活かした適切な教育や指導を行います。

(イ) 教職員の資質の向上

障害のある児童生徒の実態や障害特性を理解することは、個に応じた適切な教育を実施する上で重要です。

小学校、中学校における特別支援教育の一層の推進を図るため、教職員全員の障害についての基礎的な理解を促進する等、教員研修の充実に努めます。

(ウ) 障害理解教育の推進

車いす体験等を実施し、障害や障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるための教育を推進します。

(3) 障害理解教育の推進

学校生活での様々な悩みを相談できる体制として、中学校に心の教室相談員を配置し子供達の学校生活を支援します。

また、教職員の悩み相談に対応する体制として、スクールカウンセラーを配置することで、教員への支援を行います。

(4) 教育施設の整備

障害のある児童生徒が安全で快適な学校生活を送れるよう、必要に応じてスロープの設置等施設のバリアフリー化を推進します。

(5) 医療的ケア児に対する支援

医療的ケアが必要とされる児童の支援について、保健・福祉・教育・医療等各関係機関が連携し支援体制の充実を図ります。

3 雇用・就労・経済的自立の推進

(現状と課題)

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、障害のある人の就労に対する意欲の醸成と、その就労を支援することが極めて重要です。

自立支援協議会においてハローワークも構成員となる就労部会を開催し、障害のある人の一般企業への就職も支援しています。しかし、現状では、就労につなげていくことがなかなか難しい状況です。

今後も、就労部会の連携強化をはかり、就労を希望する障害のある方への支援や民間事業主への理解促進を図っていく必要があります。

一般就労の困難な人には、障害や体調に合わせて自分のペースで働いたり、訓練を行う等の福

祉的な就労の場での支援を行っています。一人ひとりの特性や能力に応じた就労の場のさらなる確保が重要になっています。

また、福祉的な就労の場における作業工賃は極めて低く、自立した生活を送るために工賃水準の向上が課題となっています。

(基本的方針)

障害のある人が自立した生活を送れるよう、経済的な基盤の確立、働くことで生きがいを見出していけるように、自立支援協議会における就労部会の連携強化を図り、一般企業への就労支援を推進するとともに、一般就労が難しい人には支援を受けながら働く場所を提供し、知識や能力を向上させるための障害福祉サービスを活用し、障害のある人の就労を支援していきます。

また、経済的支援制度の周知と適正な運用に努めます。

(具体的施策)

(1) 雇用の場の拡大

(ア) 障害者雇用率の向上に向けた取組

障害者雇用に対する理解と関心を深め、障害者雇用の促進を図るため、障害者雇用率制度の周知や環境整備のための各種支援制度の広報に努めます。

(イ) 庁内雇用の維持・推進

役場職員について、自治体の法定雇用率を下回らないよう、今後も定員管理を勘案しながら、障害者雇用に努めていきます。

(2) 総合的な就労支援施策の推進

(ア) 関係機関の連携強化

自立支援協議会においてはハローワークや商工会議所、就労支援事業所、支援学校、行政等によって就労部会が組織され、就労部会において支援策の検討や情報交換等を行っており、今後も関係機関で連携のとれた就労支援を行っています。

(イ) ジョブコーチの活用

障害のある人の職場環境への適応を支援し、職場定着を図るため、ジョブコーチ（職場適応援助者）の活用を促進します。

(ウ) 就労移行・継続支援の活用

障害のある人の一般就労を促進するため、一定期間、必要となる知識や能力を向上させるための訓練（就労移行支援）や、一般就労が困難な障害のある人については、支援を受けながら働く場所を提供し、知識や能力を向上させるための事業所（就労継続支援）の利用を支援します。

また、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所の充実を推進することにより、一人ひとりの障害特性にあった支援の実現に努めます。

(エ) 受注の確保・拡大支援

障害者優先調達推進法に基づき、福祉施設における仕事の発注拡大を図るため、役場における物品の購入やサービスの提供について、積極的な活用を推進するとともに、住民や事業所、役場職員、他団体等への啓発に努めます。

就労系の福祉サービス事業所の受注の拡大を図り、福祉的就労の工賃の底上げを目指します。

(3) 経済的支援

障害基礎年金をはじめ障害福祉手当や特定疾患医療受給者福祉手当、重度心身障害児者医療制度など様々な経済的支援制度について、関係機関との連携を図り、広報誌、ホームページ等で周知を図るとともに適正な運用に努めます。

また、障害のある人の移動支援として、福祉タクシー券の配布や就労支援事業所への通所にかかる交通費の助成を継続実施し、その周知に努めます。

4 安心して暮らせる地域づくりの推進

(現状と課題)

障害のある人の暮らしについては、犯罪被害や消費者被害から守るため障害特性に配慮した防犯対策や消費者トラブル防止に取り組み、福祉施設、グループホーム等様々な選択肢の中から、障害の特性に応じ、希望する生活を送ることができるよう、本人の意思決定を尊重した支援を実施しています。障害のある人が身近な地域での相談支援や障害福祉サービスを活用し、安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。さらなる相談支援体制の充実や福祉サービスの向上のために今後は社会的資源の増加や相談員等の専門的知識を習得している職員の確保が課題となっています。

(基本的方針)

障害のある人が安心して生活を送れるよう、関係機関との連携強化を図り相談支援体制と福祉サービスの充実を目指していきます。

また、障害がある人の防犯支援に努めます。

(具体的施策)

(1) 福祉サービスの充実

(ア) 地域生活支援拠点等の整備

障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、一人暮らしの体験の場、専門的人材の確保・養成等）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

(イ) 日中活動の支援

地域活動支援センターにおける活動の場の確保や、日中の活動の場を提供する日中一時支援事業、買い物や散歩の支援をする移動支援事業などを実施し、家族の負担軽減にも努めます。

(ウ) 福祉用具の給付等

義肢や車いす、補聴器などの補装具やストマ用装具、電気式たん吸引器等の日常生活用具の給付を充実させるとともに、住宅の段差解消などの改修を支援します。

(2) 障害のある人の地域移行・地域定着の促進

施設に入所している障害のある人や精神科病院に入院している人のうち退院可能な人の円滑な地域移行を進めるため、障害者総合支援法の地域移行・地域定着の活用を推進するとともに、自立支援協議会の精神障害者地域支援部会において、対象者の退所・退院後の生活支援策を検討していきます。

必要に応じて医療機関、相談員、ご家族や関係機関等とケース会議を開き本人に適したサービスの検討を行います。

(3) 防犯・消費者被害の防止

(ア) 地域防犯の活性化

地域生活の中で犯罪に巻き込まれないよう、関係機関・団体との連携のもと、啓発活動を推進し、町民の防犯意識の一層の高揚を図りながら、地域での防犯・パトロール活動の活発化を促進します。

(イ) 未然防止のための支援充実

夜間における防犯環境の向上を図るため、防犯灯の整備を進めるとともに、悪質商法などによる被害を未然に防止するため、障害の特性に配慮した消費者教育や啓発広報等に努めます。また緊急通報装置の設置を推進し、365日24時間対応可能な相談支援の体制を確保します。

(ウ) 成年後見制度の利用促進

成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用促進の周知に努めます。また、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに努めます。

5 保健・医療の充実

(現状と課題)

妊婦健康診査により、障害の原因となりうる疾病等の予防、早期発見に努めています。また、妊婦医療費助成制度により、医療が必要な妊婦が適切な医療を受けられるよう、経済的負担の軽減を図っています。

令和元年度に子育て世代包括支援センターを開設し、要支援妊婦への保健指導や、周産期における保健指導の充実と関係機関との連携体制を強化し、妊娠中から切れ目ない支援体制

づくりに取り組んでいます。

令和2年度からは、身体的だけでなく、精神的な健診も行う産婦健康診査を実施しています。関係職種との連携により、支援が必要な産婦には、産後ケア事業の利用、保健師等による支援、必要な場合には医療機関受診紹介により、産後うつ、新生児虐待予防を図っています。

乳幼児健康診査を実施し、身体的・精神的異常の早期発見や、相談、保健指導に努めています。発達の遅れや障害が疑われる乳幼児に対しては、発達相談を行い、必要に応じて医療機関や療育機関への紹介により、早期医療、早期療育のための支援を行っています。また、関係機関や保育所、学校等との連携強化に努め、御坊・日高圏域自立支援協議会子ども部会で令和元年改定した「すこやかファイル」の活用により、保護者、支援者、関係機関が統一した児の情報を共有しています。

子ども部会では、事例検討や研修会、医療的ケア児についての協議を行い、圏域での支援体制づくりに努めています。

精神障害のある人が適切な医療を受け、中断することなく、地域で治療継続できるよう、町では、自立支援医療費（精神通院）受給者への自己負担分の全額助成を行い、経済的負担の軽減を図っています。

令和元年に策定した日高町自殺対策計画により、こころの健康づくりと自殺対策の推進に取り組んでいます。

健康づくり対策では、生活習慣病の発病を予防する「一次予防」に重点をおいた対策を推進するとともに、特定健診、がん検診による、疾病、障害の早期発見のための「二次予防」にも取り組んでいます。さらに、合併症の発症や病状の進行等の重症化予防に重点をおいた対策が必要となっています。

日高町では、保健所、管内市町で、「健康日高21」を策定して、町民の生涯にわたる健康づくりの推進を図っていますが、今後、町民全体の健康づくり運動として展開していくためには、健康づくりへの意識の向上と取組みを一層促進する必要があります。

（基本的方針）

障害の予防、早期発見や早期治療・早期療育を目的とした健康づくりを推進するため、母子保健、健康増進、精神・難病保健対策の充実及び関係機関との連携を図ります。

（具体的施策）

（1）障害の予防・早期発見・早期治療の推進

（ア）妊産婦の健康管理の充実

妊婦健康診査による妊娠期からの健康状態の把握、産婦健康診査、産後ケア事業による要支援産婦への支援、子育て世代包括支援センターでの妊娠中から子育て期までの切れ目のない支援体制、関係職種との連携強化による支援体制づくりにより妊産婦の健康管理の充実を図ります。

(イ) 乳幼児支援の充実

乳幼児健康診査で異常を早期に発見し、早期医療、早期療育につなげます。また、「すこやかファイル」の活用により、保健、医療、教育、福祉の切れ目ない支援体制づくりのため、関係機関との連携強化に努めます。

(ウ) 生活習慣病予防対策の推進

生活習慣病の発症、重症化予防を図るため、「健康日高21」に基づき、町民全体の健康づくり活動を展開し、健康づくりのための情報提供や環境整備などを計画的、総合的に推進します。

また、食生活・運動・休養等生活習慣についての正しい知識の普及・啓発を推進するとともに、二次予防として地域や職域が行う健診の受診率の向上に努めます。

(エ) こころの健康づくり対策の推進

日高町自殺対策計画を基に、こころの健康づくりと自殺対策の推進に取り組みます。

(2) 医療、リハビリテーション体制の充実

障害のある人に対する医療費負担の軽減を図るため、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）等の利用を推進します。

適切な医療が受けられるよう、関係機関との連携強化を図ります。

(3) 精神保健福祉の充実

精神障害のある方が安心して地域生活を送ることができるよう、関係機関との連携による相談支援体制の充実を図ります。

(4) 難病に対する施策の推進

難病対策としては、医療、福祉、教育、就労等、各分野の連携による相談支援体制の充実を図ります。

6 住みやすい生活環境づくりの推進

(現状と課題)

障害のある人が自立して、社会生活を送れるように、町内全域の公共施設や道路等のバリアフリー化を推進し、公共交通機関においては低床バスや福祉タクシーの運行など、社会生活を送る上で、障害のあることによる様々なバリア（障壁）を減らした快適な生活環境の整備が継続して推進されてきました。しかし、まだまだ整備が行き届いていないのが現状です。そのため、今後とも障害のある人や高齢者などの行動や社会参加を阻んでいるバリアを取り除き、すべての人が自らの意思で自由に行動し、共に地域生活で快適に暮らせる生活環境整備を推進していくことが重要です。

(基本の方針)

障害のある人もない人も誰もが安全に安心して快適に生活し社会参加ができるよう、公共施設や道路をはじめ、住宅、建築物、公共交通機関等社会全体のバリアフリー化を推進するとともに利用者である障害のある人の安全に配慮した生活環境づくりに努めます。

(具体的施策)

(1) 福祉のまちづくりの推進

(ア) バリアフリー化

ユニバーサルデザインの観点から、障害のある人もない人も誰もが自由に行動し安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを推進するため、公共施設や道路等のバリアフリー化を推進します。バリアフリーが施されていない建築物については、改築や改修にあわせてバリアフリー化を働きかけます。

(イ) 生活環境の整備

障害のある人やその家族が自家用車等で公共施設や病院等の駐車場を円滑に利用できるよう、障害者用駐車区画の確保や適正利用の啓発を行い、より良い生活環境の整備に努めます。

(2) 居住施設の確保

施設や病院に入所・入院している障害者の地域への移行や、保護者の高齢化等による介護力の低下の対応できるよう、一人暮らしの体験の場や親亡き後を見据えたグループホームなどの居住施設の部屋を確保します。また、必要に応じて居住施設の利用を推進します。

7 情報・コミュニケーションに係る支援の促進

(現状と課題)

障害のある人の社会参加を促進するため、防災行政無線に加えてケーブルテレビによる文字放送を行うとともに、町のホームページで情報提供を行っています。

また、役場窓口には、音声・拡大読書器の設置をはじめ、点字、音声広報CDなどによる情報提供も行っています。加えて町からの行政情報、防災情報をメールで配信サービスも行っています。

今後も引き続き、進歩する多様な情報通信技術を活用して、情報提供やコミュニティ支援の充実を図る必要があります。

(基本の方針)

障害のある人の自立と社会参加を促進するため、IT等を活用した情報バリアフリー化の推進及び情報提供の充実を図ります。

手話やろう者に対する住民の理解の促進や、手話の習得の機会の提供等、手話の使いやすい環

境づくりを推進します。

(具体的施策)

(1) 情報バリアフリー化の推進

(ア) ITの活用

障害のある人が情報の入手やコミュニケーションを円滑にできるように支援するため、パソコン操作や電子メールの送受信等のIT講習会の開催等の情報提供に努めます。

(イ) アクセシビリティ向上

障害のある人をはじめ、誰もが町政の情報や機能を支障なく利用できるようホームページの背景色の変更機能や読み上げ機能、文字サイズの拡大など障害の特性に合った町ホームページの作成を推進します。

(2) 情報提供・コミュニケーション手段の充実

(ア) 情報提供手段の充実

防災行政無線やケーブルテレビの文字放送、町のホームページ等での情報提供の方法や活用方法について検討し主要な情報提供手段としての充実に努めます。

また、役場窓口における、音声・拡大読書器や点字、音声広報CDなどのほか、進歩する情報通信技術を活用した情報提供手段の充実に努めます。

住民の方々に町からの行政情報、防災情報をメールで配信し、情報を伝えられるよう引き続き行います。加えて広報や庁舎内での啓発用ポスター等を使用し利用者の増加を図ります。

(イ) コミュニケーション手段の充実

聴覚障害のある人のコミュニケーションの確保を図るため、手話通訳者等の派遣や要約筆記者の派遣を推進します。

また、障害者施策に関する情報提供を行う際には、要約版の作成やふりがな等、知的障害者等判断能力に不安のある人にも分かりやすい情報提供に努めます。

(3) 手話の普及・推進

手話の普及を図るため、住民が身近な地域で手話に触れるきっかけとなる初心者向けの講座を御坊・日高圏域で共同開催し、受講生が挨拶等の簡単なやり取りができるレベルを目指します。

また、御坊保健所で行われている市町村職員向けの手話奉仕員研修に参加し、窓口で手話の挨拶や筆談を交えて自己紹介や用件確認等の基本的な対応ができるよう努めます。

8 防災対策の推進

(現状と課題)

日高町において風水害や地震・津波等の自然災害に対する対策は、最重要課題であり、大災害

においては町民一人ひとりが、自らが自らを守るとともに、地域における助け合いが必要となります。

特に、災害が発生した時には、短時間での避難と迅速な救助が重要となりますが、障害があり自ら避難することが困難なため特に支援を要する人にとっては、暮らしている身近な地域の支援が重要になります。

そのため、適切な避難支援や安否確認等のその後の支援も適切に行うことができるよう、行政はもちろんのこと、地域における体制整備が必要です。

災害に備えて避難所として使用される福祉施設等と要配慮者への具体的な支援方法など今一度確認し必要に応じて対策を立てる必要があります。また、災害時の避難生活は、長期間に及ぶこともあることから、障害のある人にとっては大変なストレスにつながることも予想されるため、こころのケアとともに避難所内の理解が進むよう配慮が求められます。加えて医療的処置が必要な人については治療中断が症状悪化につながらないように、必要な支援のための情報を避難所内で共有することも重要です。

(基本的方針)

地域のことは地域で守る自主防災意識の啓発に努め、避難所において防災設備の整備や備品等の確保に努めます。また、行政からの情報提供システムなどの整備・啓発に努め、役場における体制の充実を図ります。

(具体的施策)

(1) 防災対策全般

(ア) 適切な避難支援の推進

日高町地域防災計画に基づき、自主防災意識の啓発に努めるとともに、災害時に支援が必要となる人を把握するため、避難行動要支援者の名簿管理を行い、適切な避難支援や安否確認等を実施します。

(イ) 避難生活の向上

障害のある人が適切な避難支援が受けられるよう、福祉避難所の確保に努め、避難所での理解が得られるよう啓発に努めるとともに、避難所において必要な生活用具の確保に努めます。

(ウ) 避難情報伝達手段の多様性の確保

判断能力が十分でないため、適切なサービスを選択・利用することが困難な障害のある人に対して、福祉サービスの利用や日常の金銭管理等を支援する日常生活自立支援事業を活用し支援していきます。

(エ) 福祉避難所の協定内容の再確認

現在、福祉避難所として協定を結んでいる福祉施設と協定内容を再確認し、必要に応じて見直しを行います。

(オ) 防災に関するメール配信サービスの啓発

現在、日高町では町からの行政情報や防災情報をメールで配信するサービスを行っています。今後、利用者が増加するよう窓口や掲示板等にチラシを掲示し、啓発に努めます。

9 行政サービス等における配慮

(現状と課題)

役場の窓口においては、ろう者のための意思疎通シートの設置や庁舎内の移動が困難な方に対して一つの窓口で用事が済ませられるよう配慮を行っています。職員全体が障害に対する理解を深められるように努めなければなりません。

障害のある人が、各種行政サービスを受ける場合に、その障害ゆえに手続き等において不利益を被るようなことがないよう、実際の申請時等における窓口はもちろんのこと、広報等により行政情報を受ける場合においても、その障害の特性に応じた適切な配慮を受けることが重要です。

また、選挙時においては、障害のある人のなかには、障害がある為に投票所に行くことをあきらめてしまい投票ができないということがないように、投票所等においても適切な配慮を行うことが必要です。

(基本的方針)

障害のある人が、各種行政サービス等を受ける場合において、その障害の特性に応じた配慮を受け、自らの意思や要望等を適切に伝え、必要なサービス等を受けることができるよう、その環境整備に努めるとともに、職員が障害に関する理解を深められるよう教育、研修に努めます。

(具体的施策)

(1) 適切な支援のための職員等の養成・確保

(ア) 役場職員の資質向上

障害のある人のニーズに応じたサービスを提供するため、研修等により窓口の担当職員や保健師・社会福祉士をはじめとした役場職員全体の資質向上に努めます。

(イ) 関係機関との連携強化

障害のある人への適切な支援を行うため、精神保健福祉士の配置のある病院、保健所、相談支援機関等との連携を強化します。

(2) 行政手続きや情報提供での配慮

障害のある人や家族の心証や相談内容等により必要に応じて別室で対応するなど、当事者の立場に立った配慮を行います。

さらに、音声・拡大読書器などの窓口への設置や意思疎通シートの設置の他に、今後進歩する情報通信技術を活用した情報提供手段の充実に努めます。

(3) 選挙における配慮

選挙において、障害のある人が自分の意思に基づき円滑に投票できるよう、投票所へのスロープの設置、点字、ポータブル記載台の設置などの環境整備とともに病院や福祉施設等からの不在者投票制度、代理投票制度や郵便投票制度など広報に努めます。

【由良町】

第1項 重点施策の方向

1 基本方針

由良町では、障害者施策を総合的、計画的に推進するため、ノーマライゼーション・リハビリテーションの理念に基づき、誰もがお互いの人権と個性を尊重する「共生社会」を実現することが重要です。

障害のある人の社会参加と自立を促進するため、障害のある人自らが自己選択と自己決定できる生活を目指した援助・支援が必要となります。一方で障害のある人の生活の質的向上や主体的な社会参加をすすめるため、住み慣れた地域で自分らしい人生を送ることが重要であり、行政による公的支援のみでなく、地域生活全体での支援により住民誰もが明るく生きがいをもって生活できる社会の構築を目指します。

第2項 分野別施策の基本的方向

1 障害等についての理解促進

(現状と課題)

互いに尊重し合う社会の実現に向けて、町民一人ひとりが障害や障害のある人に対し、正しく理解するため、啓発・広報活動を推進します。障害を理由とする不当な差別をなくすとともに、障害のある人に必要な配慮がなされるよう、障害者差別解消法の啓発を進めます。

(具体的施策)

(1) 啓発・広報活動の推進

障害のある人に見やすい、情報が的確で分かりやすい「広報ゆら」や町のホームページの作成に努めます。また、行政情報の周知徹底のため、情報バリアフリー化の推進に努めます。

(2) 障害や障害のある人への理解促進

障害や障害のある人への理解を深めるため、「障害者週間」「人権を考える強調月間」にあわせ、各種広報活動を実施するように努めます。

また、内部障害等、外見から障害のあることが分かりづらい人が、援助や配慮を必要としていることを周囲に伝える「ヘルプマーク」の交付を推進するとともに、制度の周知に取り組みます。

2 障害のある子供に関する支援の推進

(現状と課題)

学校においては、障害児も学校生活に支障のないようバリアフリーに配慮した施設設備を図り、地域や学校のなかで、日常生活を通じて障害のある人と触れ合う機会をもち、障害に対する理解を深め、適切な行動ができるひとづくりをすすめ、幼少期からの体験を通じた活動を実践することが重要です。

(具体的施策)

(1) 療育・幼児教育の充実

子供の障害は、早期に発見し療育することでその問題点が軽減され、学校生活等への適応能力を培うことも可能となります。より効果的な療育を提供するためには、早期の療育が必要であり、可能な限り早期の療育に結び付けられるよう、その体制の整備を行います。

乳幼児から学校卒業後、就労まで生涯を通じてその人のニーズに応じたサービスを提供するために関係する機関のネットワーク化を図ります。

(2) 障害のある子供に関する支援の推進

障害のある子供が、将来、社会で自立できるよう、一人ひとりの障害の状態やニーズに応じた指導と支援を受けながら、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に学ぶことを目指す取組を推進します。

3 雇用・就労・経済的自立の推進

(現状と課題)

障害のある人の就労意欲は近年急速に高まっており、障害のある人が職業を通じ、誇りをもって自立した生活を送ることができるように、障害者の雇用の場を確保し、就労に結びつけていくことが求められています。

また、ハローワークなどの労働行政関係機関との連携を図り、就労を希望する障害者の相談に応じ、就労に向けた支援を行う必要があります。

自立支援協議会に就労部会を設置し、障害のある人の一般企業への就労の支援、かつ、一般就労の困難な人には、就労継続支援事業所等の福祉的な就労の場での支援も行っています。

しかしながら、なかなか就労につながらないこと、福祉的な就労の場における作業工賃が極めて低いことなどが課題となっています。

(具体的施策)

(1) 雇用の促進

障害のある人の雇用に効果的に進めるためには、障害の種類にかかわらず、就労に関するさまざまな相談への対応、職場開拓、ジョブコーチ、就労後の支援など総合的に実施することが必要となります。

今後、ハローワークなどの労働関係機関と連携、情報交換を行い、雇用の促進を図ります。

「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき当町の職員採用試験において、平成27年度に障害者の雇用の枠を設けています。

また、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労事業所等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進していきます。

（2）就労の場の整備

福祉的就労の場である事業所の運営についてはその運営状況を把握し、適正な支援を行うよう努めます。

4 安心して暮らせる地域づくりの推進

（現状と課題）

障害のある人やその家族にとって、住んでいる身近な場所で福祉サービスなどに関する相談ができることが、安心した生活の基礎となります。

相談支援事業の機能強化や自立支援協議会での研修や情報交換、ケース会議等において各地域が抱えている問題をもとに協議を進めてきました。

和歌山県の障害者計画にもあるように、地域における障害のある人の生活を支援するため、訪問系サービス、日中活動系サービス、居宅系サービス等の障害福祉サービスや相談支援サービス等の基盤の量的・質的な充実が求められており、今後、需要を的確に把握し、計画的に整備する必要があると考えます。

さらに、障害等で判断能力が不十分な方が、地域で自立した生活を送ることができるよう、権利擁護に関する事業や関係機関・団体との連携を図る必要があります。そのためには、制度の活用を促進し、権利擁護を進めていくことが求められます。また、地域や施設における人権擁護、障害者虐待防止法に基づいた虐待防止に関する意識啓発を促進するとともに、障害のある人の権利侵害には、成年後見制度を活用するよう支援していく必要があります。

（具体的施策）

（1）相談機能体制の充実

障害のある人やその家族などから保健、医療、福祉、教育の各分野にわたる相談に対応できるよう、地域の実情に応じた身近な場所での相談と広域でより専門的な相談に対応できる体制の充実を図ります。自立支援協議会はもちろんのこと、関係機関との連携をとり、相談機能体制の充実を図ります。

（2）地域生活支援施策の充実

障害者総合支援法に規定されている地域生活支援事業により、障害のある人が有する能力・適正に応じた日常生活を送ることができるように利用者の状況に応じて、自立した生活を支える事業を行います。

(3) 障害福祉サービスの整備・充実

障害のある人が利用する施設等については、広域での対応が必要であり、グループホーム等の社会資源やその整備・充実については国、和歌山県などへ働きかけを行います。

また、障害のある人が地域で自立した日常生活を送れるよう、本人の要望や適性に応じたサービス等利用計画の作成と障害福祉サービスの質の向上や、日中活動の支援（移動支援や日中一時支援等）の充実を図ります。

(4) 成年後見制度の利用促進

判断能力が不十分な知的障害、精神障害等のある人について、権利を擁護できるように、成年後見制度の周知を図り、利用促進に努めます。

5 保健・医療の充実

(現状と課題)

障害の原因となりうる疾病等の早期発見や社会復帰には障害を予防あるいは軽減する医療やリハビリテーションの充実が必要となります。

今後も母子保健事業の推進や、福祉関係機関や医療機関、こども園や学校等との連携を図り母子保健体制の充実を図ります。

また、後天的な障害の発生を予防するため、健康診査と保健指導、健康教育など成人を対象とした各種保健事業の実施により生活習慣病の有病者や予備群を減少させるとともに、健康の維持、推進についての啓発活動などを実施します。

(具体的施策)

(1) 障害の予防・早期発見の推進

乳幼児健診の継続した実施で身体的、精神的に遅れが見られる乳幼児に対する相談や早期発見等に努めます。

また、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害のある子供（医療的ケア児）が適切な支援を受けられるよう、支援体制の整備を図ります。

さらに、平成27年度から実施している発達相談を今後も継続的に実施し、保健事業の一層の充実を図ります。

自立支援協議会の子ども部会で事例検討や研修会等で協議し、障害児の発達を促進するために、放課後等デイサービス等での療育の充実を図ります。

(2) リハビリ医療の充実

リハビリテーションを提供する場合は、地域の医療機関やデイサービスなどの福祉施設など様々な機関に設置されており、利用者にとって分かりにくい状況も否めません。そのため、

障害のある人の状況に応じた適切なリハビリテーションを利用者の意思に基づいて利用できるよう相談や情報の充実を図ります。

(3) 精神保健施策等の充実

精神保健福祉施策は、行政機関、福祉団体や医療機関等の関係機関と連携をし、障害のある人が適切な支援を受けられる体制の整備を図ります。また、入院中の精神障害者の早期退院（入院期間の短縮）及び精神障害者が地域で生活できるように社会資源の充実を国や和歌山県に働きかけます。

自立支援協議会の精神障害者地域支援部会で精神障害者の地域移行や地域定着に関するニーズや課題について協議し医療機関との連携も図り地域移行、地域定着の促進に努めます。

6 住みやすい生活環境づくりの推進

(現状と課題)

障害のある人が、住みなれた地域において自立し安定した生活を送るためには、日常生活の拠点となる住宅の生活環境整備が重要となります。

そのため、居室の段差の解消や手すりの設置など、身体機能に合わせた住宅の改修、改良に対する助成制度の周知を図り、安全で安心できる住宅環境の整備を推進する必要があります。

また、障害のある人の地域における生活を支援するため、在宅における各種サービスの充実により生活環境の向上を目指し、障害のある人の自立を促進していきます。

さらに、障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を図ります。障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備等を推進します。

(具体的施策)

(1) 日常生活の支援

公共建築物や道路、公園などにおいて障害のある人の不安を解消し、安全の確保を図るため、段差などの障壁を除去し、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を促進し、障害のある人も利用しやすい日常生活を支援します。

また、日常生活用具給付事業により、段差解消や手すり設置等の住宅改修に係る費用の助成を行うことで、日常生活の安全性の確保や利便性の向上を図り、住環境の改善を推進します。

(2) 在宅福祉サービスの充実

在宅福祉サービス事業の周知を図り、在宅の障害のある人の福祉向上を目指し、サービスの円滑な体制整備を推進します。

住みなれた地域で生活を続けていくためには、グループホームは欠かすことのできない生

活の場のひとつであり、設置、運営を進める団体等に対し、支援を行います。

(3) スポーツ・レクリエーション活動の推進

障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動を適切に指導できる指導者や、活動を支えるボランティアの養成、確保を推進します。

障害のある人が気軽に親しめるスポーツやレクリエーションの普及を図り、交流の拡大や活動に親しむ環境づくりを進めます。

スポーツに参加する機会を拡充するため、障害のある人を対象とした行事の周知を図り、積極的な社会参加を促進します。

(4) 文化活動等の推進

各種イベントや学習、サークル活動に、障害のある人が気軽に参加できるように、参加しやすい会場設定や講座、教室の内容拡充など、参加のための条件整備を図ります。

活動の推進のため、手話通訳や要約筆記、ガイドヘルプサービスなどの支援体制の充実を図ります。

7 情報・コミュニケーションに係る支援の促進

(現状と課題)

障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。

今後も、進歩する多様な情報通信技術を活用して、情報提供及びコミュニケーション支援の充実を図ることが重要です。

(具体的施策)

(1) 意思疎通支援の充実

障害のため意思疎通を図ることに支障がある人に対して、手話通訳者派遣事業や要約筆記者派遣事業等の周知を図るとともに、各種講演会、研修等で活用し、意思疎通に障害がある人も社会参加できるよう努めます。

また、令和元年度に制定した由良町手話言語条例に基づき、町職員、町立小中学校、社会教育の場等での理解促進にも努めます。

(2) 広報の充実

障害のある人に見やすい、情報が的確で分かりやすい「広報ゆら」や町のホームページの作成に努めます。また、行政情報の周知徹底のため、情報バリアフリー化の推進に努めます。

(3) 各種福祉奉仕員の養成支援

視覚や聴覚に障害のある人の活動を支える幅広い人材の確保を図るため、ガイドヘルパーや手話通訳・要約筆記等を行う各種奉仕員の育成に努めます。

8 防災対策の推進

(現状と課題)

障害のある人が安全で安心して暮らすためには、建築物、道路、交通機関などにおけるバリアフリーの推進、普段からいざというときの備えができていくことが重要です。

今後、障害のある人が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、防災対策の充実を行います。

また、ユニバーサルデザインの観点から、障害のある人ない人誰もが、自由に行動し安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを図ります。

(具体的施策)

(1) 防災対策の充実

地震など災害時に障害のある人が適切な行動をとれるよう、避難場所の周知徹底を図ります。

また、点字、手話による巡回指導等により、障害のある人に対する防災知識の普及、啓発を進めます。

さらに、災害発生後も継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関との広域的なネットワークの形成に取り組みます。

(2) 防犯対策の充実

警察と地域の障害者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。

また、障害者週間（12月3日～9日）をはじめ、様々な機会を通じて広報活動を行い、住民に対する啓発活動を進めます。

9 行政サービス等における配慮

(現状と課題)

障害のある人が、それぞれの障害特性に応じた適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障害者理解の促進に努めるとともに、障害のある人がその権利を円滑に行使することができるように障害のある人に対して、選挙等における配慮、司法手続等における配慮を行います。

(具体的施策)

(1) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等

事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障害のある人が、必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。

また、平成29年度に制定した障害を理由とする差別の解消を促進するための由良町職員対応要領に基づき、職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、意識の向上を図ります。

(2) 選挙等における配慮等

選挙等における情報の提供に当たっては、手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、障害特性及び障害者の生活実態等に応じた情報の提供に努めます。

(3) 司法手続き等における配慮等

被疑者あるいは被告人となった障害のある人がその権利を円滑に行使することができるよう、刑事事件における手続きの運用において、障害のある人の意思疎通等に関して適切な配慮を行います。

【印南町】

第1項 重点施策の方向

ノーマライゼーションの理念に基づき、人格と個人を尊重する「共生社会」を実現するため、障害者施策を総合的、計画的に推進していきます。障害のある人が、自らの選択と自己決定で、住み慣れた地域で安心して自分らしく、生きがいを持って生活ができるまちづくりに取り組んでいきます。

1 相談支援体制の充実強化

障害があっても本人の希望する暮らし方が実現できるように、障害のある人が地域で自立した生活をしていく上で直面する様々な問題の解決を促し、当事者本意の考え方に立って、必要な福祉サービスを適切に利用できるように、相談支援体制の充実を図ることが求められます。

障害のある人が地域で安心して暮らせるように、年齢や障害の種別に関わらず総合的な支援を行う機関として、御坊・日高障害者総合相談センターを日高圏域1市5町で設置しています。さらに、当センターは、基幹相談支援センターとして地域における相談支援の中核的な役割を担うとともに、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化に取り組んでいます。

今後、より専門的な支援を必要とする事例への対応や、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導、助言、人材育成、関係機関との連携強化とともに、地域の実情に応じた体制整備を図るなど、センターのさらなる充実強化に努めます。

なお、本町では住民福祉課を中心に、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、子育て世代包括支援センター、町社会福祉協議会等が連携した相談体制をとっています。さらに町社会福祉協議会へは緊急時相談支援事業（24時間あんしんコールセンター）を委託しています。障害のある人が安心した生活を送るために、夜間・休日を問わず対応できる体制強化と相談員の資質向上に努めていきます。

また、障害のある人個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画案を作成し、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定に向けた取り組みをより一層進めていきます。

障害のある人やその家族が、日常生活における様々な問題について、いつでも気軽に相談でき、適切な助言ができるよう、福祉や人権、障害等に関する研修に、関係職員や相談機関職員にも積極的に参加していくよう促し、相談員や関係職員の支援技術の向上に努めます。

個人の様々な障害に応じた相談に対応していけるよう、各種相談窓口の充実と周知を図り、適切なサービスの利用につなげていきます。

自立支援協議会では、福祉、保健、医療、教育、労働、行政等関係機関が参加して、情報共有、事例検討・対応等、地域の課題解決に向けた協議を行っています。

さらに、関係機関との連携強化や地域ネットワーク構築、より具体的な課題検討等、自立支援協議会の機能の充実に取り組んでいきます。

2 災害時等の要援護者対策

すべての住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、防災施設の整備等による災害に強いまちづくりを推進するとともに、自らの身の安全は自らが守り、それが困難な障害のある人等を地域で支援することができる災害に強い人づくり・コミュニティづくりを推進することが必要です。

特に災害時には、一人ひとりの障害のニーズに応じたきめ細かい行政サービスの提供が困難となるため、普段から、声かけ、安否確認等による地域の見守り体制を構築する必要があります。

そのため、障害のある人等の災害時要援護者が災害発生時に安全の確保と適切な避難誘導ができるよう、日頃からその実態把握に努め、災害時要援護者の名簿の提供を通じて、自主防災組織、地域住民、民生委員・児童委員等と連携し、災害時の安否確認や避難誘導等を円滑に実施するための取り組みを推進します。また、避難行動要支援者一人ひとりの個別支援計画作成に取り組んでいきます。

防火・防災知識の向上と災害時等に的確な対応を図れるよう、障害のある人及び家族、施設職員等に対して、防火・防災意識の普及啓発を図るとともに、防災訓練への参加の呼びかけを行います。

また、災害緊急時に避難所となる福祉避難所は町内に2か所あります。さらに、各避難所内に障害のある人に配慮した福祉避難のエリアを設けていきます。

第2項 分野別施策の基本的方向

1 障害等についての理解促進

すべての住民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会の実現に向け、障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の解消を図ることが必要です。

また、障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用支援の充実や障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障害のある人の権利擁護のための取り組みを進めていきます。

(施策の方向性)

(1) 障害についての理解促進

(ア) 障害のある人、難病患者等への理解促進

身体障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害のある人や難病患者等の特性や必要な配慮について広報誌等で広く町民に啓発します。

(2) 権利擁護の推進

(ア) 成年後見制度の利用等による権利擁護の推進

意思決定の困難な障害のある人が財産管理や在宅サービスの利用等で自己に不利な契約を結ぶことがないように、成年後見制度等の利用支援を行います。

(イ) 障害者虐待防止への取り組み

障害者虐待の防止や早期発見に向け、住民に対して虐待に該当する行為や通報義務を広報・啓発するとともに、住民等から通報があった場合には民生委員や各関係機関等と迅速に対応していきます。また、障害者虐待防止センターを役場住民福祉課内に設置しており、24時間体制で通報・相談を受け付けています。

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進

(ア) 障害者差別解消への取り組みの充実

「障害者基本法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念の周知・啓発に努めます。

障害に対する理解を深めるために、「障害者週間」（12月3日～9日）に合わせて、関係団体等の参加を得ながら、広報啓発活動を実施し、地域住民に向けて障害福祉についての関心と理解を深めます。

2 障害のある子供に関する支援の推進

国においては、インクルーシブ教育システムの理念に基づき、すべての子供に最も適した指導を提供できる、多様で柔軟な連続性のある仕組みの整備が進められています。今後、国の動向を踏まえながら、特別支援教育のあり方について検討していくことが必要です。

(施策の方向性)

(1) 療育

(ア) 障害の早期発見・対応

乳幼児健康診査や保健指導を通じて把握した、発達の遅れや障害の疑われる乳幼児に対して専門職員等が発達相談を行い、総合的な発達評価や支援を行います。また、子供の障害は、早期からの療育や必要な支援により成長を促し、障害の軽減や生活能力の向上を図ることが出来ます。保護者の障害受容等にも配慮しながら一人ひとりの能力や個性に応じた必要な支援を受け、可能な限り早い段階から療育に取り組めるように、母子保健から福祉・教育・医療へと切れ目なく円滑につながるよう、関係機関との連携、相談体制の充実を図ります。

(2) インクルーシブ教育システムの構築

(ア) 教育の充実

障害のある児童・生徒に対する合理的配慮等の提供等については、子供一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて設置者・学校と本人・保護者間で合意形成を図り、充実させていくよう努めます。

(イ) 放課後等の支援の実施

居場所づくりや健全教育の観点から、日中一時支援や放課後等デイサービス等の日中の支援が必要な、障害のある児童・生徒を対象としたサービスの充実に努めます。また、学童保育においても、障害のある児童・生徒の利用を推進していきます。

3 雇用・就労・経済的自立の推進

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるように、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である人には福祉的就労の場等での工賃の水準が向上するように、総合的に支援していくことが必要です。

また、障害のある人の雇用にあたっては、障害者雇用促進法に基づき障害のある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供がなされるよう十分な周知を図るとともに、働きやすい職場環境の整備に向けた働きかけが必要です。

(施策の方向性)

(1) 雇用機会の確保と拡大

(ア) 就労に関する相談・情報提供体制の充実

障害のある人向けの就労情報について、ハローワーク等の関係機関と協力し、情報収集に努めるとともに、誰でも容易に利用できる提供体制の充実に努めます。

障害者就業・生活支援センターと連携し、障害者の就労相談、職業訓練、職業開拓、事業者との調整や就労後の職場定着等の一貫した就労支援を行います。

(イ) 障害者雇用における企業等への理解の促進

県やハローワーク等と連携し、事業主に対して法定雇用率の周知徹底と、各種助成金制度をはじめとした援護措置や知的障害者・精神障害者の職場適応訓練等、障害者雇用に関する理解と啓発に努めます。

障害のある人の雇用に積極的に取り組む管内の企業や事業所を広報紙やホームページ等により紹介するなど、障害者雇用の促進に取り組みます。

(2) 多様な就労の場の確保

(ア) 多様な形態での雇用の促進

就労を希望する障害のある人が、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を受ける就労移行支援を推進していきます。

障害のある人、一人ひとりのニーズや能力に応じた一般就労を図るため、ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携を図りながらジョブコーチによる支援事業者やトライアル雇用の実施等に努めていきます。

障害の状況に応じた多様な日中活動の場（生産活動、創作的活動、訓練等）を提供するた

めに地域活動支援センターを運営する事業者への支援を行います。

(3) 経済的自立の支援

(ア) 経済的自立の支援

障害のある人が地域での質の高い自立した生活を営むことが出来るよう、雇用・就業の促進に関する施策や年金及び諸手当の給付並びに各種の優遇措置に関する情報提供を行います。

また、障害者優先調達法に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービス等の優先購入（調達）を推進していきます。

(4) 就労に対する意識改革・啓発活動

(ア) 障害のある人の就労に対する意識の向上

障害のある人の就労に対する意識の向上を図るため、「障害者雇用支援月間」（9月1日～9月30日）に合わせて啓発活動を推進します。また、就労支援の必要性や研修の実施により、教員、施設職員等支援者の意識改革を働きかけていきます。

(5) 障害のある児童・生徒への就労・進路指導体制の充実

(ア) 障害のある児童・生徒への就労・進路指導体制の充実

児童発達支援センター、特別支援学校、教育委員会等、各関係団体との連携を強化し、障害のある生徒への就労指導を推進します。

また、学校、行政、ハローワーク、企業の連携を強化し、障害のある児童・生徒の状況に適した就学・進路指導を行います。

(6) ひきこもり状態の障害児者に対する支援の充実

(ア) ひきこもり状態の障害児者に対する支援の充実

特定非営利活動法人ヴィダ・リブレを中心に地域の関係機関と連携し、障害のあるひきこもり状態の人の支援に努めます。

4 安心して暮らせる地域づくりの推進

障害のある人が、地域社会において、安心して暮らせるように、相談支援体制や障害福祉サービスの充実を図るなど地域で協力し合う体制づくりを推進します。

(施策の方向性)

(1) 在宅福祉サービスの充実

(ア) 訪問系サービスの充実

障害のある人が、個々のニーズ及び実態に応じた適切な計画相談支援を実施し、自立した日常生活または社会生活を営む上で必要な、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、

短期入所等、在宅サービスを提供します。また、今後見込まれる必要量を確保できる提供体制の充実と、在宅サービスの質の向上に努めます。

(イ) 日中活動を支援するサービスの充実

常時介護を必要とする障害のある人が自ら選択する地域で生活できるよう、生活介護等の支援の充実を図ります。また障害のある人、一人ひとりが生きがいを見つけ充実した生活を送るとともに、家族の負担軽減を図るため、放課後デイサービスや日中一時支援事業、移動支援事業等の充実や、地域活動支援センターにおける活動の場を確保します。

(2) 相談支援体制の構築

(ア) 難病患者及びその家族への相談支援

難病患者及びその家族の安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図るために、要支援難病患者等に対して御坊保健所と連携し相談等を行います。

(イ) 自立支援協議会の充実

障害のある人に対する福祉・保健・医療・教育・雇用等のサービスに関する全体調整機関として自立支援協議会においても地域課題について協議を行い、支援の充実を図ります。

(ウ) 地域での見守り活動の充実

障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、地域の見守り活動等の取り組みを支援するとともに、民生委員・児童委員、地域見守り協力員、社会福祉協議会等の各種団体と連携を図り、障害のある人の地域生活を支える仕組みづくりや取り組みを推進します。

(エ) 相談支援体制の整備

障害のある人やその家族から多様な相談に応じられるよう、相談窓口の充実強化と民生委員や障害者相談員との連携も図っていきます。また、御坊・日高障害者総合相談センターとの連携を密にして、さらなる相談支援体制の充実強化に努めます。

5 保健・医療の充実

障害のある人や難病を有する人が、身近な地域において安心して暮らしていくためには、保健・医療サービスや医学的なリハビリテーションを提供できる体制を充実させていくことが必要です。

また、入院中の精神障害者の退院、地域移行を推進するため、精神障害のあるひとが地域で暮らしていけるよう環境の整備に取り組む必要があります。

(施策の方向性)

(1) 医療・リハビリテーションの充実

(ア) 公的医療費助成制度の実施

障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な、障害を軽減または除去するための医療について医療費の助成を行います。

(イ) 医療サービスの充実

住民が身近なところで安心して医療を受けられるよう、かかりつけ医の普及に努めるとともに、障害の原因となりうる疾病の予防から、障害の早期発見、治療、リハビリテーションに至る一連の過程の中で、それぞれの状態に応じた保健・医療サービスが提供される地域医療体制の整備に努めます。また、一人ひとりの障害特性に対応できるよう専門職員に向けた研修等による意識の向上や、人材確保を働きかけていきます。

(2) 精神保健福祉の充実

(ア) 精神保健福祉の充実

精神障害のある人が適切な医療を受け、中断することなく、地域で治療継続できるよう、医療機関や御坊保健所、ピアサポーター等と連携をとりながら保健師の訪問活動や必要な支援を行うとともに、入院中の精神障害のある人の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行を推進するため、住まいの場の確保に努め、居宅介護等、訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用促進を図ります。

(3) 健康づくりの推進

(ア) 健康相談や健康管理等に関する情報提供

定期的な健康相談、健康教室の開催等により、健康管理に関する情報提供を行い、生活習慣病予防、改善の機会づくりに努めます。

6 住みやすい生活環境づくりの推進

障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、住民、民間企業の協力を得ながら、障害のある人のための住宅確保、建築物公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障害のある人に配慮したまちづくりを進めることが必要です。

また障害のある人が円滑にスポーツ・文化、社会参加活動を行うことは、障害のある人の社会参加という視点だけでなく、健康づくりと交流の輪を広げ生活を豊かにする上で重要です。平成23年8月に施行された「スポーツ基本法」の趣旨を踏まえ、障害があっても、その特性や程度に応じで、身近な地域で自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう支援するとともに、文化活動や社会参加活動についても積極的に参加し、楽しむことができる機会を増やしていくことが必要です。

(施策の方向性)

(1) 住宅の確保

(ア) グループホームの確保

圏域の市町や関係機関と連携をとりながらグループホームのニーズ調査を実施し、生活の場として欠かすことのできないグループホームの整備に向けて取り組んでいくとともに、そ

の利用促進に努め、障害のある人が日常生活上の相談援助等を受けながら共同生活を行えるように支援していきます。

(イ) 障害のある人の居住の安定の確保

公営住宅の入居者募集における障害のある人への優先枠の確保等の対応を関係機関へ要望します。

(ウ) バリアフリー化の促進

障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付及び住宅改修に対する支援を行います。

(エ) 居住の支援

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の実施に向けた取り組みを推進します。

障害のある人が入所施設や精神科病院から円滑に地域に移行し、地域生活を継続していくための必要な支援として地域移行支援・地域定着支援事業を推進します。

(2) 生活環境のユニバーサル化

(ア) ユニバーサルデザインを踏まえた公共施設等の整備促進

公共施設の新設にあたっては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づいて、ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備を促進します。

(3) スポーツ活動の推進

(ア) スポーツ大会の開催、参加支援

障害のある人が、より気軽に、スポーツ大会やレクリエーション等に参加できるように支援するとともに、障害者スポーツ大会等への選手の派遣、協力を実施します。

(4) 文化・芸術活動の推進

(ア) 文化・芸術活動への支援

平成30年6月に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づき障害のある人の芸術・文化活動に関する情報提供の充実や、行事に参加する機会の拡充を図るとともに活動や創作された作品の展示の場の確保に努めます。

(5) 社会参加活動の推進

(ア) ボランティア活動の活性化

社会福祉協議会等の関係機関と連携し、より多くの人ボランティア活動に関心を持ち参加できるよう、ボランティア活動を推進します。また、障害のある人の社会参加促進に協力するボランティア団体への支援を行います。

(イ) 移動支援の充実

移動支援としては「障害者総合支援法」で、介護給付としての重度訪問介護や行動援護、同行援護、地域生活支援事業としての移動支援事業が位置づけられており、今後とも、利用

者や事業者の意向を踏まえ、充実を図ります。

(6) 障害者団体の活性化

(ア) 障害者団体への支援及び相互交流の促進

障害者団体は、障害のある人の自立や社会参加を促進する組織として重要であり、今後も障害のある人や家族の加入を促進するとともに、団体の自主的な活動を支援していきます。また、身体障害、知的障害にそれぞれ分化している各団体に精神障害の関係者も含めた相互交流を促進していきます。

(7) 交流・余暇活動の推進

(ア) 障害のある人の余暇活動への参加

障害のある人が生きがいを持ち楽しむことのできる余暇活動を支援するために、移動支援事業等の利用を促進するとともに、タクシーやバスの利用料金の一部を助成する福祉外出支援事業も活用していきます。

7 情報・コミュニケーションに係る支援の促進

障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実、情報の利用における利便性の向上を図ることが必要です。

(施策の方向性)

(1) 情報の利用のしやすさの向上

(ア) 情報提供の充実化

障害者施設に関する情報やお知らせ等を、広報いなみや町ホームページに掲載し、「見やすい、わかりやすい、利用しやすい」を目指し広報やホームページを作成していきます。その他、サービスに関するパンフレット、各種メディアを活用し、情報提供を効果的に進めていきます。

(イ) 情報のバリアフリー化

障害のある人の自立と社会参加を促進するため、パソコン操作や電子メールの送受信等のITの活用方法に関する研修会等を検討し、障害による情報格差が生じないように努めます。

(ウ) コミュニケーション支援の充実

手話通訳者や要約筆記者の派遣等により、障害のある人のコミュニケーションを支援します。また、ITを活用したコミュニケーション支援を推進します。

(エ) 各種福祉奉仕員の養成支援

視覚や聴覚に障害のある人の活動を支える幅広い人材の確保を図るため、ガイドヘルパーや手話通訳・要約筆記等を行う各種奉仕員の育成に努めます。

また、日高圏域の市町と合同で手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員の拡充に努めています。

8 防災対策の推進

障害のある人が地域社会において、安全・安心して暮らせるよう、緊急時・災害時における障害のある人への速やかな情報提供、安全確保等の安全・安心対策の充実を図るとともに、障害特性に対応した情報提供や避難所での適切な対応についても取り組みを進めることが必要です。

(施策の方向性)

(1) 防災対策の推進

(ア) 避難行動支援体制の整備

災害時の避難において、特に配慮を必要とする災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）を作成し、対象者本人の同意を得て、自主防災会や民生委員会等の関係者にあらかじめ情報提供するなど、地域における平素のつながりの中で、要配慮者の生活状況等を把握するとともに、それらの情報を避難行動要支援者名簿に反映し、災害時の活用性を高めた台帳を整備します。

(イ) 避難のための情報伝達

要配慮者及び避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難できるよう、避難勧告や避難指示の発令に先だって避難準備情報を発令し、避難行動に時間を要する人に早めに避難を促すとともに、迅速・的確な避難情報の伝達について、特に配慮します。

9 行政サービス等における配慮

障害のある人が適切な配慮を受けることができるよう、町職員等の障害者理解の促進に努めるとともに、選挙における障害のある人への配慮に努めることが必要です。

(施策の方向性)

(1) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等

(ア) 町職員等の障害者理解の促進等

事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障害のある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。

(2) 選挙における配慮

(ア) 選挙における配慮

点字による候補者情報の提供等、情報通信技術の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙に関する情報の提供に努めます。

【日高川町】

第1項 重点施策の方向

(1) 福祉のまちづくりの推進

障害のある人が、住み慣れた地域で生活するためには、住民一人ひとりが障害の有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが求められています。障害のある人の「社会参加と自立」を支援し、社会的な障壁を取り除くとともに、アクセシビリティの向上に努め、障害者が安心して暮らしていけるまちづくりを推進します。

(2) 地域で生活を送るための支援体制づくり

障害のある人が地域で自分らしく、安心した生活を送るためには、地域社会全体で支えていくことが大切です。そのために、障害のある人もない人も互いに尊重しあうノーマライゼーションの理念の普及に努めるとともに、相談支援及び保健・医療・福祉・教育・雇用等、各分野との連携のもと、障害のある人のライフステージに応じた総合的な支援体制のさらなる充実を図ります。

(3) 障害児への支援

障害児の早期療育を行うためには、相談体制を整備、充実するとともに、乳幼児一人ひとりに応じた療育が提供できる体制整備を推進する必要があるとあり、可能な限り早期の療育に結び付けられるよう、保育、教育機関等の体制の整備を行います。また、発達障害児への適切な就学指導の充実を図ります。

第2項 分野別施策の基本的方向

1 障害等についての理解促進

(現状と課題)

障害のある人の「社会参加」を実現していくためには、障害や障害のある人に対する正しい理解と認識をより深めるとともに、積極的な啓発活動を進め、住民みんなが障害のある人が抱える問題を理解し、この解決に努める必要があります。現在障害者に対する理解や認識も向上しつつあるものの、一部には十分でない面も見られ、今後より一層の取り組みにより社会全体で障害についての理解を深めていく必要があります。

(基本的方向)

障害及び障害者に対する正しい知識の普及・啓発により、一人ひとりの関心を高め、障害を理由とする差別の解消を図ります。

障害のある人があらゆる分野の活動に意欲を持って積極的に参加できる環境を整え、地域住民との交流の促進を図ります。

(具体的施策)

(1) 障害に対する周知、啓発広報

障害者週間（12月3日から9日）を周知し、障害者についての関心と理解を深めるとともに、障害者の社会参加の促進を図ります。町広報紙等を通じ、障害福祉制度についてのお知らせや障害者支援の取り組みに関する情報を発信することにより、障害に対する地域住民の理解を深め、地域社会におけるノーマライゼーションの普及に努め、誰もが暮らしやすい地域づくりを目指します。

(2) 交流の場の充実

障害のある人が地域住民と交流する場として、町内会活動への積極的な参加を促進していきます。小学校などにおいて子供の頃から障害のある人とのふれあいの機会をつくります。また障害者団体などの活動を支援していきます。

2 障害のある子供に関する支援の推進

(現状と課題)

障害のある子供の将来の自立を見据えて、早い段階からの療育の視点を踏まえた保育・教育の支援が必要となります。乳幼児健診や相談等から、障害のある子供が療育指導につながるよう支援を行い、保育所においては、障害児の受入れの拡大を図ってきました。

そうした中で、より適切な就学に向け、早い段階から就学相談につながるよう保護者に働きかけていく必要があります。

義務教育段階における学習の場は、特別支援学校、小中学校の特別支援学級等があり、障害のある児童・生徒一人ひとりの障害および発達段階等に応じた形で学習活動を行っています。児童・生徒の障害が重度・重複化、多様化しており、障害の程度や状態に応じて、教育を行う必要があります。さらに、ASD（自閉症スペクトラム障害）やLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などといった障害のある児童・生徒への特別な支援のニーズが高まっています。障害のある人が広く様々な分野の活動に積極的に参加できるよう、小中学校において障害者に対する理解を深めていく必要があります。

(基本的方向)

障害のある子供の個性や能力を着実に伸ばしていくため、早い段階からの保育・教育の支援に努め、障害の種類や程度、発達段階に応じたきめの細かい対応を図ります。

(具体的施策)

(1) 療育の充実

乳幼児健診において発達の遅れや障害の疑われる児に対し、発達相談等を通して保護者に寄り添いながら総合的な支援を実施します。

「すこやかファイル」を活用し、乳幼児から、就学期、就労までライフステージごとの記録を残し、生涯を通じて切れ目のない支援を行います。

(2) 就学相談・指導の充実

教育上特別な配慮を要する子供一人ひとりの状態に応じて、適切な就学指導を行うため、保健・福祉・教育等関係機関の連携を図ります。将来の就労等も見据え、一人ひとりの個性や能力が伸ばせるように障害の程度や種類に応じた就学相談・指導の充実に努めます。

(3) 特別支援教育や交流教育の実施

ASD、LD、ADHDなどといった障害のある児童・生徒に対して、一人ひとりの教育ニーズを把握して、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。障害のある児童・生徒の豊かな人間性や社会性を養うため、小中学校及び特別支援学校が連携し、児童や生徒、地域の人たちがふれあい、ともに活動する機会を設けるため交流教育の充実に努めます。

3 雇用、就労、経済的自立の推進

(現状と課題)

働く意欲と能力のある多くの障害者が、一般企業等において就労できるようにするためには、事業主等に対する啓発や支援に努め、障害者の雇用の場を確保し、就労に結びつけていくことが求められています。また、ハローワークなど関係機関と連携を図りながら、就労を希望する障害者の相談に応じ、就労に向けた支援を行う必要があります。

一方で、企業等における一般就労が困難な障害者の就労と収入増加を図るため、社会参加の場としての福祉的就労を支援し、就労移行支援事業や就労継続支援事業に取り組んでいく必要があります。

そのほか、公的年金や各種手当など、障害者に対する所得保障制度については、機会を捉え、適切な方法により、その内容の周知を図る必要があります。

こうした課題を踏まえ、雇用・就業、経済的自立の推進に取り組みます。

(基本的方向)

関係機関と連携・協力しながら、民間企業などに対して、障害のある人の雇用促進や、働きやすい労働環境の整備について要請していきます。

さらに、就労移行支援事業、就労継続支援事業などの活用により、一般就労への移行促進と就労機会の提供を図ります。

(具体的施策)

(1) 障害者雇用の促進

本町において、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害のある人の雇用に推進します。障害のある人の雇用に効果的に進めるために、特別支援学校やハローワーク、関係機関と連携を図りながら、就労支援ネットワークを構築します。また、町内の企業、事業所における雇用の促進を図り、障害のある人の雇用促進を要請していきます。職場を確保し、安心して働けるためには、雇用する側の理解と協力が必要であり、事業主や従業員への啓発や働きかけを行います。

(2) 総合的な就労支援

(ア) 関係機関との連携の強化

ハローワークなど関係機関と連携し、情報の共有化を図りながら、障害者雇用の創出に努めます。

御坊・日高障害者総合相談センターなど関係機関との連携を強化し、就労を含む相談支援の充実に努めます。

(イ) 就労の継続・定着に向けた支援

障害者職業センターなど関係機関と連携し、就職を希望する障害者の適性評価や、職場に適応するために必要な支援を行います。

(3) 経済的自立の支援

(ア) 公的年金、公的手当等制度の周知

障害者に関わる障害基礎年金や障害厚生年金等、また特別障害者手当及び特別児童扶養手当等の各種手当についての理解を促すため、給付条件等をホームページや町広報誌に掲載し、周知を図ります。

(イ) 就労施設等利用者の工賃向上

障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等が提供する物品等の優先的な調達、積極的な利用を推進します。

4 安心して暮らせる地域づくりの推進

(現状と課題)

障害のある人もない人も共に生活し活動できる社会の構築を目指す「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには地域内の限られた社会資源を有効に活用していくことが必要であり、在宅の障害者が日常生活または社会生活を営むうえで、日中活動の場、住まいの場などの社会資源の充実が継続した課題となっています。

社会的に弱い立場にある方のために、児童虐待防止法や高齢者虐待防止法が成立しており、障害者においても平成 23 年に障害者虐待防止法が成立しました。「何人も障害者を虐待してはなら

ない」という法の趣旨を実現し、障害のある方が安心して生活できる地域社会づくりを進める必要があります。

障害のある人が障害の程度によりサービスが容易に利用できない、または身の回りのことや金銭管理ができないことにより、虐待や金銭詐取といった悪質な権利侵害に合うことが想定されます。障害等で判断能力や決定能力が十分でない方が、地域で自立した生活が送れるよう、権利擁護に関する事業や関係機関・団体との連携を図る必要があります。そのため、制度の活用を促進しながら、障害者の権利擁護を進めていくことが求められます。また、地域や施設における人権擁護、障害者虐待防止法に基づいた虐待防止に関する意識啓発を促進するとともに、障害のある人の権利侵害には、成年後見制度の利用等により対応する必要があります。

(基本的方向)

障害者ができるだけ身近な地域で、様々な困り事などを相談し、また、心身の状況や支援の必要性に応じて障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう、相談支援体制の充実・強化を図ります。また、制度の周知に努め、さらに、支援の必要性に応じた適切なサービスの支給に努めます。障害者の住まいの場を確保し、地域生活への移行を推進します。そして、障害者の地域移行が進むことで、地域生活を支える訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護等）又は移動支援などにおいて、利用の増加が見込まれることから、障害者のニーズに対応できるよう量的・質的な充実を図ります。

障害者虐待防止法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。

成年後見制度の適切な利用が図られるよう必要な支援を行います。

(具体的施策)

(1) 相談支援体制の充実

地域で生活する障害者やその家族などから様々な相談に応じられるよう、障害者相談員や御坊・日高障害者総合相談センターなど関係機関と連携を図り、障害福祉サービスの利用や支援の充実に努めます。

相談支援事業を効果的に実施するため、自立支援協議会の機能を強化し、中立・公平な相談支援事業の実施や関係機関の連携、社会資源の開発などを推進します。

(2) 虐待の防止

障害者虐待防止法に基づき、障害者を虐待してはならないことを広く普及啓発し、障害者虐待の防止や早期発見、迅速な対応及び適切な支援に努めます。24時間あんしんコールセンターに虐待防止センターを設置し、常に通報を受け付けられる体制を整備します。

(3) 権利擁護事業の周知・利用促進

障害のある人のプライバシーを保護し、基本的人権を尊重していきます。判断能力の不十分

な人の日常生活上の自立を支援するために、社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用援助事業について周知し、適切な利用の促進に努めます。

(4) 成年後見制度の普及・啓発

判断能力が不十分な知的障害のある人、精神障害のある人、高齢者について、虐待防止を含め、権利を擁護できるように、成年後見制度の周知を図ります。

5 保健・医療の充実

(現状と課題)

障害の早期発見による適切な療育は、子供のもっている能力を最大限に伸ばし、社会でいきいきとした生活を送れるようにするため、極めて重要なことです。

本町では、保健所等の関係機関と連携を図りながら、乳幼児健康診査、特定健康診査等の各種健康診査や、保健指導、相談等に努めています。障害のある乳幼児が療育機関等につながった後も、地区担当保健師による保護者へのサポートの継続を図っていく必要があります。

障害の原因となる生活習慣病のリスクを有する人を早期に把握し、保健指導等により生活習慣の改善を促し、発症を予防しています。障害の原因となる疾病等の予防や障害の早期発見・早期治療体制の充実を図るため、関係機関の専門医、相談支援専門員、保健師による相談等を実施し、相談支援事業所と保健所との連携を図っています。各種健康診査の意義・必要性等について啓発し、時期を逃すことなく、定期的に受診するよう取り組んでいく必要があります。

障害者の健康維持のため、通院や訪問看護、リハビリテーションなど一人ひとりの状態に応じた適切な医療が受けられる環境を整備し、地域の医療機関と行政や福祉サービス事業所等の各関係機関との連携を図ることが重要です。

原因が不明で治療方法が確立されていない、いわゆる難病についての理解の促進を図ります。難病患者の多くは、在宅での療養等地域で生活しながら病気の克服を願っており、難病患者が安心して在宅療養を送ることができる環境が求められています。病状憎悪などにより緊急に入院が必要となった際の受け入れ医療機関情報を提供できる体制が必要です。

(基本的方向)

障害のある人が、より身近なところで必要な医療サービスが受けられるように関係機関に働きかけます。

また、障害のある人への医療費助成制度の充実を関係機関に要請し、心身に障害のある人の福祉の増進を図ります。

(具体的施策)

(1) 障害の予防・早期発見・早期治療等の推進

妊娠期からの健康状態の把握、出産後の家庭訪問、乳幼児健診等で異常を早期に発見し、早

期治療・早期療育の継続支援を行います。また、医療機関や福祉関係機関、保育所、学校等の連携による支援体制の充実を図ります。

さらに、家庭訪問や健康相談、健康診査などを通じて健康状態の維持増進を進めるとともに、一次障害（既存の障害）から生じる合併症や日常生活能力の低下（二次障害）を生み出さないために、適切な治療やリハビリテーション、生活、労働の環境について、正しい知識の普及に努め、QOL（生活の質）の維持・向上を図ります。

（2）リハビリ医療の充実

重度心身障害者医療費助成制度をはじめとした各種医療費助成制度を推進し、障害者の経済的負担の軽減や適切な治療の促進を図るとともに、障害者が身近な地域で適切な治療やリハビリテーションを受けられるよう、在宅医療を含む地域療養支援体制の確保に努めます。また、リハビリテーションを提供する場合は、地域の医療機関やデイサービスなどの福祉施設など様々な機関に設置されており、利用者にとってわかりにくい状況も否めません。そのため、障害のある人の状況に応じた適切なリハビリテーションを利用者の意思に基づいて利用できるよう相談や情報の充実を図ります。

（3）精神保健施策等の充実

作業療法、レクリエーション活動などデイケアを実施する精神科医療機関や地域活動支援センター等と連携し、適切な支援を受けられる体制をつくるなど、精神保健福祉サービスの充実を図ります。

（4）難病患者への支援等の充実

難病患者の療養状況の把握や訪問指導、電話による相談等を行い、専門医療機関や地域関係機関と連携を図り、難病患者が安心して在宅生活を送れるような支援体制を整備します。さらに難病についての理解の促進を図るため、情報の提供と意識啓発に努めます。

6 住みやすい生活環境づくりの推進

（現状と課題）

障害をもつ人が地域で自立した生活を送るためには、介助する家族の人達に対する支援も含め、さまざまなかたちでの日常生活上の支援が必要です。そのためには、各種在宅福祉サービスの充実を図るとともに、障害の程度や家族の状況等によって、施設入所による支援を必要とする場合もみられ、一人ひとりに応じた効果的なサービスが提供されることが求められています。

在宅生活を支援するサービスとしては、障害者総合支援法による居宅介護等の訪問系サービス、グループホーム等の居住支援、身体上の障害を補うための補装具費支給事業や日常生活用具給付事業のほか、日常生活における活動を支援する地域生活支援事業等があり、本町ではこれらの在宅福祉サービスを充実するように努め、利用者のニーズを踏まえたサービス内容や提供体制の充

実を図り、利用者がこれらのサービスを円滑に利用できるよう支援をしています。特にグループホームは欠かすことのできない日常生活の場となるため、行政と設置、運営を行う法人や福祉団体等と連携しながら支援することが重要です。

在宅生活を営むにあたっては、経済的な安定が重要な条件の1つですが、障害のある人の中には就業が難しく、就業できた場合でも低賃金の人が少ないといった現状があります。こうした状況に対応するため、国、県、町が各種の年金、手当、医療費助成制度を設けています。本町でもこれらの制度について、一人ひとりに応じた利用の促進を図っています。さまざまなニーズに対して、円滑に利用できるよう周知を図り、ニーズに応じた利用を促進していく必要があります。交通手段の確保も重要な課題であり、公共交通手段であるコミュニティバスや乗り合いタクシーの運行時刻やルートの情報を周知し、障害者の外出の促進を図る必要があります。

また、文化芸術活動への参加の機会を確保することは、ゆとりや生きがいを感じられる生活の実現など、障害のある人を含め、生活の質を高める上で重要視されています。本町では、障害者団体等に働きかけ、障害のある人が積極的に参加できるよう取り組んでいます。

スポーツは、運動機能の維持増進を図り、自立と社会参加を促進するだけでなく、活動を通じてさまざまな人々との交流を深めることから大変重要です。各種スポーツ大会が実施されているものの、利用施設の状況や家庭環境等の理由により参加者が特定の人に限定してしまう傾向にあります。こうしたことから、誰もが参加しやすい種目の検討や、一般ボランティアの協力による参加支援により、幅広い参加を促進する必要があります。それに合わせて障害のある人が利用しやすい施設の整備に努めるとともに、各種スポーツ大会、とりわけ障害者スポーツの紹介、普及などにも取り組む必要があります。

(基本的方向)

地域の福祉施設・事業所と協力・連携しながら、障害のある人の支援の拡大を図ります。障害のある人の経済的自立を促進するため、機会をとらえて障害基礎年金などを周知するとともに受給についての相談に対応します。

関係機関と協力し、地域独自で障害のある人を支援する活動を促進します。

(具体的施策)

(1) 障害福祉サービス、地域生活支援の充実

日中、在宅で過ごしている障害のある方に対して、日中活動系サービス等の情報提供を行うとともに、民間事業者对生活介護等事業への参入を働きかけていきます。訪問系サービスについては、障害特性に応じたサービスの提供ができるよう、訪問介護や同行援護などの障害福祉サービスの質の向上に努めます。また、施設入所者の地域移行した際の受け入れ先として、グループホームが必要なため、民間事業者に対して新規参入の促進に努め、サービス提供体制を整備します。移動支援事業、日中一時支援事業などの地域生活支援事業について、利用者のニーズに応じたサービスが提供できるよう、相談支援事業者の育成、サービス提供事業者との連携の強化を図ります。

補装具や日常生活用具給付など福祉用具の給付については、適正な支給を実施していくとともに、利用者の生活の質の向上が図れるよう、給付品目の見直しなどに取り組みます。

現在運行している公共交通手段であるコミュニティバスや乗り合いタクシーをより利用しやすくするため、運行の時間や方法を見直し、さらなる充実を図ります。さらに、障害者がタクシーを利用する場合に、料金の一部を助成する「福祉バス・タクシー券」を交付し、障害者の外出を促進し、福祉の向上を図ります。

(2) 情報提供、相談体制の充実

障害のある人が必要に応じて、各種サービスを利用できるよう、パンフレットや町広報紙、ホームページ等での広報などを通して情報提供を行います。

計画相談支援については、障害者の自己選択・自己決定を尊重しながら、障害のある人が地域生活に必要なサービスを適切に受けられるよう、相談支援事業所や相談支援専門員の支援などを行い、サービス等利用計画の作成を推進します。相談支援事業を担う人材の育成や相談支援事業に関する周知を図ることで、障害のある人のそれぞれの課題（ニーズ）に対応した支援を行います。

また、障害者が自分に合ったサービスを適切に受けられるよう、苦情に対応できる苦情相談などの運用を図ります。

(3) 参加しやすい環境整備

各種イベントや学習、サークル活動に、障害のある人が気軽に参加できるよう、参加しやすい会場設定などの条件整備を図ります。車いす使用者や視覚・聴覚障害のある人が利用しやすい環境の整備に努めます。また、手話通訳士などの派遣、一般ボランティアの協力による参加支援に努めるとともに、イベント等のPRを図ります。

(4) 関係団体への支援

障害のある人が気軽に親しめる軽スポーツやレクリエーションの普及を図る環境づくりを進め、スポーツに参加する機会を拡充するため、行事の周知を図り、参加を促進します。また、生活をより充実させるため、文化芸術活動やスポーツを楽しむ多くの人とふれあう機会の提供に努めます。町の障害者団体の自主的な活動を支援し、その活性化を促進するとともに、連携の強化に努めます。

7 情報・コミュニケーションに係る支援の促進

(現状と課題)

障害があるため、情報の収集・伝達に支障があり、障害がない人との情報の授受に関する格差が生じているケースは、日常的なコミュニケーションから、災害など非常時における避難誘導など、個人の生命に関わる場面にまで及びます。

そこで、障害の有無に関わらず、全ての人が平等、円滑に情報を入手し、共有することができるよう、障害の特性に応じた情報伝達手段を確保する必要があります。障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活をしていくために、利用者本位の考え方に立ち、個人の多様なニーズ・生活環境に即した障害福祉サービスの提供体制の整備は、重要な施策です。障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう障害特性に応じた支援が必要です。

(基本的方向)

防災行政無線、町広報紙に加えてケーブルテレビによる文字放送、町ホームページなど、障害の特性に応じた手段・方法で情報提供に努めます。

「手話言語条例」に則り、手話が言語であるとの認識に基づき手話の理解と普及を図り、また手話通訳者等の派遣により障害者のコミュニケーションを支援します。

障害の有無に関わらず災害情報や地域情報をより迅速に入手できるシステム（環境）の整備を図ります。

(具体的施策)

(1) 情報提供の充実

町のホームページを活用し、障害福祉サービス事業所や事業内容等についての情報提供の充実を図ります。

また、町広報紙やケーブルテレビの文字放送、防災行政無線等様々なツールを用い情報を発信することにより、障害者の情報取得機会の均等性を確保します。

さらに、視覚や聴覚、手の動きなどに障害がある人が使いやすいよう、機器やサービスを利用しやすい環境を整備します。

(2) コミュニケーション支援の充実

障害のため、他者との意思疎通に支障がある聴覚障害者に対して、手話通訳や要約筆記奉仕員の派遣の実施による社会参加を促進します。

(3) 行政情報のバリアフリー化の推進

ホームページを充実し、全ての人が必要な行政の情報を容易に入手することができるように努めます。

障害者や障害者施策に関する情報及び緊急時における情報を提供するときは、知的障害者等にも分かりやすい情報の提供に努めます。

8 防災対策の推進

(現状と課題)

災害に強く、犯罪や交通事故の少ない、誰もが安心して暮らせる安全なまちづくりが求められています。特に地震などの大災害が起きた場合、障害のある人は高齢者と同様に迅速な避難が困難であり、適切な支援体制が不可欠です。また、緊急時や災害時に安全に行動できるよう、避難時の持ち物の用意や避難場所の確認など、日頃からの準備は重要な課題の1つとなっています。

本町では「日高川町地域防災計画」を策定しているほか、町内各地区が中心となって自主防災組織を組織しており、いざという時には地域の中での近隣助け合いが機能するよう体制づくりが進められています。

災害発生時に、障害のある人への災害情報を正確に伝えることが求められていることから、緊急時の情報提供の手段として、防災行政無線や、ホームページ、ケーブルテレビの文字放送での情報提供を行っています。

災害の発生時は、障害のある人が安心して避難できるよう、福祉避難所の設置や一般避難所のバリアフリー化など、避難所における支援体制の整備が必要です。

また、障害のある人が取り残されてしまう恐れがあるため、災害時の体制を整えることはもちろん、避難場所や避難経路について一層の周知を図り、避難訓練等の参加・体験を通じて、障害のある人に「防災」についての知識を高めてもらう必要があります。

(基本的方向)

地域や団体などと協力・連携し、障害のある人が安心して暮らせる、安全なまちづくりを進めます。また、災害時に障害のある人が安全に避難や救助・救護を受けられるように支援体制の整備を図ります。さらに、障害のある人が犯罪被害を未然に防ぐ支援体制を作ります。

(具体的施策)

(1) 防災対策の充実

町広報紙、ケーブルテレビ等により地域防災計画の周知を図り、災害時対策等の知識の普及・啓発に努めます。災害情報や避難情報、支援情報等を適切かつ迅速に伝えるため、防災行政無線の個別受信機の設置を推進するとともに、ケーブルテレビの加入を進めていきます。障害者福祉施設や障害者団体等における防災訓練の実施、参加を促します。

学校や体育館のバリアフリー化を図るとともに、障害のある人が災害時に避難場所へ速やかに移動できるように支援体制の充実を図ります。

災害発生時においては、情報提供や連絡、避難場所への誘導など、的確かつ迅速に行えるよう、要援護者の把握に努め、災害対応態勢を構築します。自治会をはじめ民生委員・児童委員と地域住民の協力を得ながら、障害者の適切な避難、誘導に努めます。

さらに、民生委員・児童委員と行政が所持する「災害時要援護者台帳」の周知及び台帳への登録を呼びかけます。日高川町地域防災計画に基づいて、避難行動要支援者に対応した福祉避難所の確保などの支援体制を推進し、人工透析や在宅酸素療法をしている医療的な救護が必要な障害者やパニックなどのために避難所での生活が困難な障害者を受け入れる体制づくりに努めます。

9 行政サービス等における配慮

(現状と課題)

障害者差別解消法では、国民の責務として、全ての国民が、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めることを定めるとともに、国及び地方公共団体の責務として、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、実施することを定めています。

さらに、行政機関等及び事業者は、障害を理由として不当な差別的取扱いをすることにより障害者の権利利益を侵害してはならないと定めるとともに、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該障害者の状況に応じて、必要かつ合理的な配慮を行うことを、行政機関等には義務として、事業者には努力義務として定めています。

また、改正公職選挙法においては、成年被後見人の選挙権の回復が図られるとともに、公正な選挙の実施を確保するための新たな取り組みが定められています。

本町においても、障害者が適切な配慮を受けることができるよう、窓口等の体制づくりに努めるとともに、選挙事務を行うに当たっては、障害者が、その権利を円滑に行使することができるよう留意する必要があります。

(基本的方向)

本町職員の障害者に関する理解を促進するため、「障害を理由とする差別の解消を推進するための日高川町職員対応要領」を制定し、必要な研修を行い窓口等における障害者への配慮の徹底を図ります。

障害者が円滑に投票できるよう、投票環境の向上に努めます。

(具体的施策)

(1) 職員研修の充実

職員を対象に、研修を計画的に実施します。研修を継続し、より効果的な研修の実施に努めます。

(2) 事務・事業実施における合理的配慮の実施

事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障害者が必要とする社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮を行います。

(3) 選挙等における配慮等

(ア) 投票所における配慮の実施

投票所出入口等へのスロープ設置による段差解消や投票所内の車いす配置等、必要に応じて移動に困難を抱える障害者等が投票しやすい環境を整えます。

(イ) 投票機会の確保

郵便等による不在者投票の制度について周知を図り、障害者の投票機会を確保します。

(4) 行政サービスの配慮

障害者でも利用しやすいような行政サービスを提案していきます。交通手段が少なく、役場に出向きにくい方のために、住民票などを職員が配達するサービスを実施しています。相談や手続きに来られる方に対し、適切な窓口対応を行うよう努めます。

第3章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量

【障害福祉計画】

第3章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量 日高圏域

第1項 成果目標

1. 福祉施設から地域生活への移行促進

	R2年度末 までの 目標数値	H29	H30	R1(H31)	R2	R3～R5	考え方
		実績	実績	実績	実績見込み	目標	
	人	人	人	人	人	人	
福祉施設入所者数	76	74	75	76	75	76	国の指針を踏まえて市町が算定した 数値を合計
地域生活への移行者数	9	0	2	1	3	6	
減少見込み数	0	0	0	0	2	2	

2. 地域生活支援拠点等の確保及び機能の充実

令和2年度に整備した日高圏域を対象とする地域生活支援拠点を運用していくなかで、地域のニーズや課題に応じてどのような機能をどの程度備えるべきか、年1回以上検証及び検討を行います。

3. 福祉施設から一般就労への移行促進

	R2年度末 までの 目標数値	H29	H30	R1(H31)	R2	R3～R5	考え方
		実績	実績	実績	実績見込み	目標	
	人	人	人	人	人	人	
福祉施設利用者の 一般就労への移行者数	14	4	3	4	4	14	国の指針を踏まえて市町が算定した 数値を合計
うち就労移行支援事業 に係る移行者数		2	2	3	3	9	
うち就労継続支援A型に 係る移行者数		1	1	1	0	3	
うち就労継続支援B型に 係る移行者数		1	0	0	1	2	

4. 相談支援体制の充実・強化等

御坊・日高障害者総合相談センターに設置する基幹相談支援センターにおいて、圏域における総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化に取り組みます。

5. 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等に係る各種研修会の場を積極的に活用することにより、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供が行えるよう取り組みます。

自立支援審査支払システム等による審査結果を活用し、個々の障害福祉サービス事業所等と共有することにより、過誤請求を減らし、適正な運営が行えるよう働きかけます。

第2項 活動指標

1. 1か月あたりの指定障害サービス見込量

	H30				R1(H31)				R2				R3		R4		R5	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分
訪問系サービス利用者	172	4,630	158	4,133	180	4,910	159	4,363	188	5,180	166	4,440	191	5,783	199	6,066	201	6,119
生活介護利用者	220	4,464	199	3,888	230	4,654	207	4,014	236	4,769	216	4,252	262	5,214	272	5,351	284	5,488
自立訓練 (機能訓練)	4	80	1	18	4	80	0	0	4	80	1	20	4	80	4	80	4	80
自立訓練 (生活訓練)	7	127	2	36	8	138	2	33	9	149	3	60	6	129	6	129	6	129
就労移行支援	15	296	10	166	16	304	8	158	17	324	10	141	11	204	11	204	11	204
就労継続支援 (A型)	48	962	44	829	50	977	43	826	52	1,007	43	808	54	1,059	56	1,069	60	1,111
就労継続支援 (B型)	121	2,314	111	2,164	124	2,354	118	2,254	128	2,419	131	2,566	163	3,202	172	3,427	179	3,577
就労定着支援	7		1		7		4		7		4		7		8		9	
療養介護	28		25		29		26		29		26		27		27		27	
短期入所 (福祉型)	42	403	30	390	44	418	34	398	47	437	48	414	53	522	56	548	57	559
短期入所 (医療型)	4	36	2	8	4	36	3	9	4	36	3	7	4	31	4	31	4	31
自立生活援助	9	50	0	0	10	60	0	0	12	70	0	0	9	76	10	86	10	86
共同生活援助	109		99		118		102		127		103		125		131		132	
施設入所支援	76		75		76		76		76		76		76		76		76	
地域生活支援 拠点													1	1	1	1	1	1
計画相談支援	604	50	569	48	612	51	585	49	620	52	691	58	701	61	719	65	733	68
地域移行支援	10		4		11		6		15		8		11		12		12	
地域定着支援	26		23		29		22		31		22		28		29		29	

※ 訪問系サービスの単位は「人日」が時間と読み替え

※ 相談支援(計画相談支援)の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 地域生活支援拠点等の単位は「人」は「箇所」、「人日」は機能充実にに向けた検証及び検討の「実施回数/年」と読み替え

2. 発達障害者等に対する支援

県が実施するペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム及び圏域の相談窓口の情報について、発達障害の当事者や家族への周知を図ります。

3. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	R3	R4	R5
	計画	計画	計画
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	25人	25人	25人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援	5人	6人	8人
精神障害者の地域定着支援	16人	17人	19人
精神障害者の共同生活援助	22人	24人	27人
精神障害者の自立生活援助	2人	3人	5人

4. 相談支援体制の充実・強化のための取組

種類	R3	R4	R5
	計画	計画	計画
総合的・専門的な相談支援(実施の有無)	実施有り	実施有り	実施有り
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2件	2件	2件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	6回	6回

5. 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

種類	R3	R4	R5
	計画	計画	計画
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	6人	6人	6人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	個別で実施	個別で実施	個別で実施

第3項 地域生活支援事業見込量

	H30				R1				R2				R3		R4		R5			
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画			
	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数		
1理解促進研修・啓発事業 ※実施の有無	無		無		無		無		無		無		無		無		無			
2自発的活動支援事業 ※実施の有無	有(御坊市)		有(御坊市)		有(御坊市)		有(御坊市)		有(御坊市)		有(御坊市)		有(御坊市)		有(御坊市)		有(御坊市)			
3相談支援事業	①障害者相談支援事業		1		1		1		1		1		1		1		1			
	基幹相談支援センター設置の有無		有(圏域)		有(圏域)		有(圏域)		有(圏域)		有(圏域)		有(圏域)		有(圏域)		有(圏域)			
	②市町村相談支援機能強化事業※実施の有無		有(圏域)		有(圏域)		有(圏域)		有(圏域)		有(圏域)		有(圏域)		有(圏域)		有(圏域)			
	③住宅入居支援事業※実施の有無		無		無		無		無		無		無		無		無			
4成年後見人制度利用支援事業 ※実利用人数	6		3		7		2		8		6		7		8		9			
5成年後見人制度法人後見支援事業 ※実施の有無	無		無		無		無		無		無		無		無		無			
6意思疎通支援事業	①手話通訳者・要約筆記者派遣事業※実利用件数		67		80		72		111		77		85		91		96		101	
	②手話通訳者設置事業※実設置件数		0		0		0		0		0		0		0		0		0	
7日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具※給付件数		15		5		15		1		15		7		13		13		13	
	②自立生活支援用具※給付件数		24		17		24		9		24		21		20		20		20	
	③在宅療養等支援用具※給付件数		15		10		15		20		15		12		18		18		18	
	④情報・意思疎通支援用具※給付件数		15		15		15		9		15		9		13		13		13	
	⑤排泄管理支援用具※給付件数		2,910		2,171		3,036		2,127		3,160		2,155		2,226		2,238		2,250	
	⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)※給付件数		12		4		12		3		12		7		9		9		9	
8手話奉仕員養成研修事業 上段 修了者数 下段 (上記のうち登録者数)	19		19		33		18		49		0		23		24		24			
	0		0		0		0		0		0		0		0		0			
9移動支援事業 上段 実利用者数 下段 延べ利用時間数	148		141		157		146		166		143		152		155		158			
	11,750		13,007		12,320		13,360		12,890		12,996		13,800		14,112		14,424			
10地域活動支援センター 上段 日高圏域 下段 日高圏域外	2 41		2 40		2 41		2 39		2 41		1 27		1 32		1 33		1 34			
	1 1		1 0		1 1		1 0		1 1		1 1		1 1		1 1		1 1			

第3章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量

御坊市

第1項 成果目標

1. 福祉施設から地域生活への移行促進

	R2年度末 までの 目標数値	H29	H30	R1(H31)	R2	R3～R5	考え方
		実績	実績	実績	実績見込み	目標	
	人	人	人	人	人	人	
福祉施設入所者数	22	23	24	25	25	25	
地域生活への移行者数	2	0	1	0	1	2	国の指針「令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行」
減少見込み数	0	0	0	0	0	0	令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

2. 地域生活支援拠点等の確保及び機能の充実

令和2年度に整備した日高圏域を対象とする地域生活支援拠点を運用していくなかで、地域のニーズや課題に応じてどのような機能をどの程度備えるべきか、年1回以上検証及び検討を行います。

3. 福祉施設から一般就労への移行促進

	R2年度末 までの 目標数値	H29	H30	R1(H31)	R2	R3～R5	
		実績	実績	実績	実績見込み	目標	
	人	人	人	人	人	人	
福祉施設利用者の一般就労への移行者数	6	2	1	2	1	4	国の指針「令和元年度の実績の1.27倍以上」
うち就労移行支援事業に係る移行者数		1	1	2	1	2	国の指針「令和元年度の実績の1.30倍以上」
うち就労継続支援A型に係る移行者数		1	0	0	0	1	国の指針「令和元年度の実績の1.26倍以上」
うち就労継続支援B型に係る移行者数		0	0	0	0	1	国の指針「令和元年度の実績の1.23倍以上」

4. 相談支援体制の充実・強化等

御坊・日高障害者総合相談センターに設置する基幹相談支援センターにおいて、圏域における総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化に取り組みます。

5. 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等に係る各種研修会の場を積極的に活用することにより、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供が行えるよう取り組みます。

自立支援審査支払等システム等による審査結果を活用し、個々の障害福祉サービス事業所等と共有することにより、過誤請求を減らし、適正な運営が行えるよう働きかけます。

第2項 活動指標

1. 1か月あたりの指定障害サービス見込量

	H30				R1 (H31)				R2				R3		R4		R5	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分
訪問系サービス利用者	78	2,090	74	1,616	83	2,300	66	1,487	88	2,500	66	1,500	88	2,500	93	2,700	93	2,700
生活介護利用者	90	1,800	72	1,375	95	1,900	73	1,418	95	1,900	73	1,500	100	2,000	105	2,050	112	2,100
自立訓練 (機能訓練)	1	20	1	18	1	20	0	0	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20
自立訓練 (生活訓練)	1	20	1	15	1	20	0	0	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20
就労移行支援	4	80	4	71	4	80	5	96	5	100	5	75	5	100	5	100	5	100
就労継続支援 (A型)	15	275	17	309	16	280	16	300	17	300	16	287	18	310	20	320	22	330
就労継続支援 (B型)	48	955	48	901	49	975	49	951	50	1,000	50	1,000	52	1,025	55	1,050	57	1,100
就労定着支援	2	20	1	1	2	20	2	2	2	20	2	0	3	30	3	30	3	30
療養介護	15		15		16		16		16		16		16		16		16	
短期入所 (福祉型)	16	210	15	182	18	225	17	158	20	240	17	160	20	240	22	255	22	255
短期入所 (医療型)	1	6	0	0	1	6	1	1	1	6	1	1	1	6	1	6	1	6
自立生活援助	2	20	0	0	3	30	0	0	4	40	0	0	4	40	5	50	5	50
共同生活援助	45		39		50		40		55		41		55		60		60	
施設入所支援	22		24		22		25		22		25		25		25		25	
地域生活支援 拠点													1	1	1	1	1	1
計画相談支援	240	20	262	22	242	21	227	19	244	22	276	23	276	22	280	23	280	23
地域移行支援	2		2		3		2		4		2		4		5		5	
地域定着支援	15		13		16		12		17		12		17		18		18	

※ 訪問系サービスの単位は「人日」が時間と読み替え

※ 相談支援(計画相談支援)の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 地域生活支援拠点等の単位は「人」は「箇所」、「人日」は機能充実に向けた検証及び検討の「実施回数/年」と読み替え

2. 発達障害者等に対する支援

県が実施するペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム及び圏域の相談窓口の情報について、発達障害の当事者や家族への周知を図ります。

3. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	R3	R4	R5
	計画	計画	計画
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	25人	25人	25人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援	1人	2人	2人
精神障害者の地域定着支援	14人	15人	15人
精神障害者の共同生活援助	17人	18人	18人
精神障害者の自立生活援助	1人	2人	2人

4. 相談支援体制の充実・強化のための取組

種類	R3	R4	R5
	計画	計画	計画
総合的・専門的な相談支援(実施の有無)	実施有り	実施有り	実施有り
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2件	2件	2件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	6回	6回

5. 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

種類	R3	R4	R5
	計画	計画	計画
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	個別で実施	個別で実施	個別で実施

第3項 地域生活支援事業見込量

	H30				R1				R2				R3		R4		R5			
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画			
	か所 数	人数・ 件数	か所 数	人数・ 件数	か所 数	人数・ 件数	か所 数	人数・ 件数	か所 数	人数・ 件数	か所 数	人数・ 件数	か所 数	人数・ 件数	か所 数	人数・ 件数	か所 数	人数・ 件数		
1 理解促進研修・啓発事業 ※実施の有無	無		無		無		無		無		無		無		無		無			
2 自発的活動支援事業 ※実施の有無	有		有		有		有		有		有		有		有		有			
3 相談支援事業	①障害者相談支援事業		1		1		1		1		1		1		1		1			
	基幹相談支援センター ※設置の有無		有		有		有		有		有		有		有		有			
	②市町村相談支援機能強化事業 ※実施の有無		有		有		有		有		有		有		有		有			
③住宅入居支援事業 ※実施の有無		無		無		無		無		無		無		無		無		無		
4 成年後見人制度利用支援事業 ※実利用人数	6		3		7		2		8		4		4		4		4			
5 成年後見人制度法人後見支援事業 ※実施の有無	無		無		無		無		無		無		無		無		無			
6 意思疎通支援事業	①手話通訳者・要約筆記者 派遣事業 ※実利用件数		40		48		45		66		50		55		60		65		70	
	②手話通訳者設置事業 ※実設置件数		0		0		0		0		0		0		0		0		0	
7 日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具 ※給付件数		5		3		5		0		5		5		5		5		5	
	②自立生活支援用具 ※給付件数		12		7		12		4		12		10		10		10		10	
	③在宅療養等支援用具 ※給付件数		5		5		5		4		5		5		10		10		10	
	④情報・意思疎通支援用具 ※給付件数		5		5		5		4		5		5		5		5		5	
	⑤排泄管理支援用具 ※給付件数		950		880		1,000		849		1,050		900		900		900		900	
	⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) ※給付件数		3		2		3		1		3		3		3		3		3	
8 手話奉仕員養成研修事業	上段 修了者数		5		8		10		5		15		0		5		5		5	
	下段 (上記のうち登録者数)		0		0		0		0		0		0		0		0		0	
9 移動支援事業	上段 実利用者数		65		57		70		56		75		50		55		55		55	
	下段 延べ利用時間数		5,100		4,200		5,400		4,321		5,700		4,000		4,500		4,500		4,500	
10 地域活動支援センター 上段 自市町分 中段 他市町分 下段 他市町分の内圏域外センター利用 (うち数)	2		25		2		24		2		25		2		24		2		25	
	0		0		0		0		0		0		0		0		0		0	
	0		0		0		0		0		0		0		0		0		0	

第3章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量

美浜町

第1項 成果目標

1. 福祉施設から地域生活への移行促進

	R2年度末までの目標数値	H29	H30	R1(H31)	R2	R3～R5	考え方
	実績	実績	実績	実績見込み	目標		
	人	人	人	人	人	人	
福祉施設入所者数	8	8	8	8	6	6	
地域生活への移行者数	2	0	0	0	2	0	国の指針「令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行」
減少見込み数	0	0	0	0	2	0	令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

2. 地域生活支援拠点等の確保及び機能の充実

令和2年度に整備した日高圏域を対象とする地域生活支援拠点を運用していくなかで、地域のニーズや課題に応じてどのような機能をどの程度備えるべきか、年1回以上検証及び検討を行います。

3. 福祉施設から一般就労への移行促進

	R2年度末までの目標数値	H29	H30	R1(H31)	R2	R3～R5	
	実績	実績	実績	実績見込み	目標		
	人	人	人	人	人	人	
福祉施設利用者の一般就労への移行者数	3	2	1	1	1	3	国の指針「令和元年度の実績の1.27倍以上」
うち就労移行支援事業に係る移行者数		1	1	1	1	3	国の指針「令和元年度の実績の1.30倍以上」
うち就労継続支援A型に係る移行者数		0	0	0	0	0	国の指針「令和元年度の実績の1.26倍以上」
うち就労継続支援B型に係る移行者数		1	0	0	0	0	国の指針「令和元年度の実績の1.23倍以上」

4. 相談支援体制の充実・強化等

御坊・日高障害者総合相談センターに設置する基幹相談支援センターにおいて、圏域における総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化に取り組みます。

5. 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等に係る各種研修会の場を積極的に活用することにより、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供が行えるよう取り組みます。

自立支援審査支払等システム等による審査結果を活用し、個々の障害福祉サービス事業所等と共有することにより、過誤請求を減らし、適正な運営が行えるよう働きかけます。

第2項 活動指標

1. 1か月あたりの指定障害サービス見込量

	H30				R1 (H31)				R2				R3		R4		R5	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分
訪問系サービス利用者	18	280	17	371	19	290	20	465	20	300	18	420	19	443	20	466	21	489
生活介護利用者	22	414	19	382	23	424	19	386	24	439	20	382	26	494	26	494	26	494
自立訓練 (機能訓練)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	2	22	0	4	3	33	0	0	4	44	0	0	1	24	1	24	1	24
就労移行支援	3	108	2	32	4	116	1	21	4	116	0	0	1	21	1	21	1	21
就労継続支援 (A型)	11	196	8	161	12	206	8	151	13	216	7	119	10	230	10	230	10	230
就労継続支援 (B型)	18	220	11	217	19	220	11	210	20	220	15	261	22	382	22	382	22	382
就労定着支援	1		0		1		1		1		1		1		2		3	
療養介護	1		1		1		1		1		1		1		1		1	
短期入所 (福祉型)	6	25	3	44	6	25	4	34	6	25	7	80	8	88	9	99	10	110
短期入所 (医療型)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自立生活援助	2	4	0	0	2	4	0	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	9		9		10		9		11		9		9		9		9	
施設入所支援	8		8		8		8		8		7		6		6		6	
地域生活支援 拠点													1	1	1	1	1	1
計画相談支援	62	5	60	5	64	5	70	6	66	5	100	8	108	9	120	10	132	11
地域移行支援	2		1		2		1		3		2		2		2		2	
地域定着支援	3		3		4		3		4		3		3		3		3	

※ 訪問系サービスの単位は「人日」が時間と読み替え

※ 相談支援(計画相談支援)の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 地域生活支援拠点等の単位は「人」は「箇所」、「人日」は機能充実に向けた検証及び検討の「実施回数/年」と読み替え

2. 発達障害者等に対する支援

県が実施するペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム及び圏域の相談窓口の情報について、発達障害の当事者や家族への周知を図ります。

3. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	R3	R4	R5
	計画	計画	計画
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	25人	25人	25人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援	2人	2人	2人
精神障害者の地域定着支援	1人	1人	1人
精神障害者の共同生活援助	4人	5人	6人
精神障害者の自立生活援助	0人	0人	0人

4. 相談支援体制の充実・強化のための取組

種類	R3	R4	R5
	計画	計画	計画
総合的・専門的な相談支援(実施の有無)	実施有り	実施有り	実施有り
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2件	2件	2件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	6回	6回

5. 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

種類	R3	R4	R5
	計画	計画	計画
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	1人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	個別で実施	個別で実施	個別で実施

第3項 地域生活支援事業見込量

	H30				R1				R2				R3		R4		R5		
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画		
	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	
1 理解促進研修・啓発事業 ※実施の有無	無		無		無		無		無		無		無		無		無		
2 自発的活動支援事業 ※実施の有無	無		無		無		無		無		無		無		無		無		
3 相談支援事業	①障害者相談支援事業		1		1		1		1		1		1		1		1		
	基幹相談支援センター ※設置の有無		有		有		有		有		有		有		有		有		
	②市町村相談支援機能強化事業 ※実施の有無		有		有		有		有		有		有		有		有		
③住宅入居支援事業 ※実施の有無		無		無		無		無		無		無		無		無		無	
4 成年後見人制度利用支援事業 ※実利用人数	0		0		0		0		0		0		1		2		3		
5 成年後見人制度法人後見支援事業 ※実施の有無	無		無		無		無		無		無		無		無		無		
6 意思疎通支援事業	①手話通訳者・要約筆記者 派遣事業 ※実利用件数		2		2		2		2		2		2		2		2		
	②手話通訳者設置事業 ※実設置件数		0		0		0		0		0		0		0		0		
7 日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具 ※給付件数		1		1		1		0		1		0		1		1		
	②自立生活支援用具 ※給付件数		1		1		1		0		1		4		1		1		
	③在宅療養等支援用具 ※給付件数		1		0		1		1		1		1		1		1		
	④情報・意思疎通支援用具 ※給付件数		1		0		1		1		1		0		1		1		
	⑤排泄管理支援用具 ※給付件数		256		244		272		180		286		168		180		192		
	⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) ※給付件数		1		1		1		0		1		1		1		1		
8 手話奉仕員養成研修事業 上段 修了者数 下段 (上記のうち登録者数)	2		5		4		4		6		0		4		5		6		
	0		0		0		0		0		0		0		0		0		
9 移動支援事業 上段 実利用者数 下段 延べ利用時間数	12		17		13		20		14		23		25		27		29		
	1,100		2,137		1,200		2,380		1,300		2,446		2,650		2,862		3,074		
10 地域活動支援センター 上段 自市町分 中段 他市町分 下段 他市町分の内圏域外センター利用 (うち数)	0		0		0		0		0		0		0		0		0		
	2		6		1		5		2		6		1		5		1		
	0		0		0		0		0		0		0		0		0		

第3章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量

日高町

第1項 成果目標

1. 福祉施設から地域生活への移行促進

	R2年度末 までの 目標数値	H29	H30	R1(H31)	R2	R3～R5	考え方
		実績	実績	実績	実績見込み	目標	
	人	人	人	人	人	人	
福祉施設入所者数	5	5	5	5	5	5	
地域生活への移行者数	1	0	1	1	0	1	国の指針「令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行」
減少見込み数	0	0	0	0	0	0	令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

2. 地域生活支援拠点等の確保及び機能の充実

令和2年度に整備した日高圏域を対象とする地域生活支援拠点を運用していくなかで、地域のニーズや課題に応じてどのような機能をどの程度備えるべきか、年1回以上検証及び検討を行います。

3. 福祉施設から一般就労への移行促進

	R2年度末 までの 目標数値	H29	H30	R1(H31)	R2	R3～R5	考え方
		実績	実績	実績	実績見込み	目標	
	人	人	人	人	人	人	
福祉施設利用者の一般就労への移行者数	2	0	0	1	0	2	国の指針「令和元年度の実績の1.27倍以上」
うち就労移行支援事業に係る移行者数		0	0	0	0	1	国の指針「令和元年度の実績の1.30倍以上」
うち就労継続支援A型に係る移行者数		0	0	1	0	1	国の指針「令和元年度の実績の1.26倍以上」
うち就労継続支援B型に係る移行者数		0	0	0	0	0	国の指針「令和元年度の実績の1.23倍以上」

4. 相談支援体制の充実・強化等

御坊・日高障害者総合相談センターに設置する基幹相談支援センターにおいて、圏域における総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化に取り組みます。

5. 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等に係る各種研修会の場を積極的に活用することにより、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供が行えるよう取り組みます。

自立支援審査支払等システム等による審査結果を活用し、個々の障害福祉サービス事業所等と共有することにより、過誤請求を減らし、適正な運営が行えるよう働きかけます。

第2項 活動指標

1. 1か月あたりの指定障害サービス見込量

	H30				R1 (H31)				R2				R3		R4		R5	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分
訪問系サービス利用者	16	480	13	275	17	510	12	248	18	540	16	320	17	510	18	540	19	570
生活介護利用者	26	580	24	468	27	600	24	453	28	620	24	480	25	550	26	572	27	594
自立訓練 (機能訓練)	1	20	0	0	1	20	0	0	1	20	0	0	1	20	1	20	1	20
自立訓練 (生活訓練)	1	20	0	0	1	20	1	16	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20
就労移行支援	1	20	1	9	1	20	1	12	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20
就労継続支援 (A型)	4	100	2	42	4	100	1	27	4	100	2	50	3	75	3	75	3	75
就労継続支援 (B型)	14	280	12	234	15	300	13	245	16	320	15	300	16	320	17	340	18	360
就労定着支援	1	10	0	0	1	10	0	0	1	10	0	0	1	10	1	10	1	10
療養介護	1		0		1		0		1		0		1		1		1	
短期入所 (福祉型)	6	80	5	78	6	80	5	61	6	80	5	60	6	80	6	80	6	80
短期入所 (医療型)	1	10	1	3	1	10	1	3	1	10	1	3	1	10	1	10	1	10
自立生活援助	1	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	10	1	10	1	10
共同生活援助	10		9		11		9		12		9		10		11		12	
施設入所支援	5		5		5		5		5		5		5		5		5	
地域生活支援 拠点													1	1	1	1	1	1
計画相談支援	62	5	60	5	64	5	70	6	66	5	68	7	70	10	72	12	74	14
地域移行支援	2		1		2		1		3		2		2		2		2	
地域定着支援	3		3		4		3		4		3		3		3		3	

※ 訪問系サービスの単位は「人日」が時間と読み替え

※ 相談支援(計画相談支援)の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 地域生活支援拠点等の単位は「人」は「箇所」、「人日」は機能充実に向けた検証及び検討の「実施回数/年」と読み替え

2. 発達障害者等に対する支援

県が実施するペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム及び圏域の相談窓口の情報について、発達障害の当事者や家族への周知を図ります。

3. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	R3	R4	R5
	計画	計画	計画
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	25人	25人	25人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援	0人	0人	1人
精神障害者の地域定着支援	0人	0人	1人
精神障害者の共同生活援助	0人	0人	1人
精神障害者の自立生活援助	0人	0人	1人

4. 相談支援体制の充実・強化のための取組

種類	R3	R4	R5
	計画	計画	計画
総合的・専門的な相談支援(実施の有無)	実施有り	実施有り	実施有り
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2件	2件	2件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	6回	6回

5. 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

種類	R3	R4	R5
	計画	計画	計画
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	0人	0人	0人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	個別で実施	個別で実施	個別で実施

第3項 地域生活支援事業見込量

	H30				R1				R2				R3		R4		R5		
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画				
	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数			
1 理解促進研修・啓発事業 ※実施の有無	無		無		無		無		無		無		無		無		無		
2 自発的活動支援事業 ※実施の有無	無		無		無		無		無		無		無		無		無		
3 相談支援事業	①障害者相談支援事業		1		1		1		1		1		1		1		1		
	基幹相談支援センター ※設置の有無		有		有		有		有		有		有		有		有		
	②市町村相談支援機能強化事業 ※実施の有無		有		有		有		有		有		有		有		有		
③住宅入居支援事業 ※実施の有無		無		無		無		無		無		無		無		無		無	
4 成年後見人制度利用支援事業 ※実利用人数	0		0		0		0		0		0		0		0		0		
5 成年後見人制度法人後見支援事業 ※実施の有無	無		無		無		無		無		無		無		無		無		
6 意思疎通支援事業	①手話通訳者・要約筆記者 派遣事業 ※実利用件数		8		10		8		11		8		10		10		10		
	②手話通訳者設置事業 ※実設置件数		0		0		0		0		0		0		0		0		
7 日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具 ※給付件数		3		0		3		0		3		1		3		3		
	②自立生活支援用具 ※給付件数		2		0		2		2		2		1		2		2		
	③在宅療養等支援用具 ※給付件数		3		2		3		2		3		2		3		3		
	④情報・意思疎通支援用具 ※給付件数		1		1		1		1		1		1		1		1		
	⑤排泄管理支援用具 ※給付件数		264		227		264		286		264		280		290		290		
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) ※給付件数		1		0		1		0		1		0		1		1			
8 手話奉仕員養成研修事業 上段 修了者数 下段 (上記のうち登録者数)	3		3		4		2		5		0		5		5		5		
	0		0		0		0		0		0		0		0		0		
9 移動支援事業 上段 実利用者数 下段 延べ利用時間数	13		13		14		14		15		13		14		15		16		
	1,100		1,062		1,200		820		1,300		1,000		1,100		1,200		1,300		
10 地域活動支援センター 上段 自市町分 中段 他市町分 下段 他市町分の内圏域外センター利用 (うち数)	0		0		0		0		0		0		0		0		0		
	1		3		1		3		1		3		1		3		1		
	0		0		0		0		0		0		0		0		0		

第3章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量

由良町

第1項 成果目標

1. 福祉施設から地域生活への移行促進

	R2年度末 までの 目標数値	H29	H30	R1(H31)	R2	R3～R5	考え方
		実績	実績	実績	実績見込み	目標	
	人	人	人	人	人	人	
福祉施設入所者数	12	13	13	14	13	13	
地域生活への移行者数	1	0	0	0	0	1	国の指針「令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行」
減少見込み数	0	0	0	0	0	1	令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

2. 地域生活支援拠点等の確保及び機能の充実

令和2年度に整備した日高圏域を対象とする地域生活支援拠点を運用していくなかで、地域のニーズや課題に応じてどのような機能をどの程度備えるべきか、年1回以上検証及び検討を行います。

3. 福祉施設から一般就労への移行促進

	R2年度末 までの 目標数値	H29	H30	R1(H31)	R2	R3～R5	
		実績	実績	実績	実績見込み	目標	
	人	人	人	人	人	人	
福祉施設利用者の一般就労への移行者数	1	0	0	0	0	3	国の指針「令和元年度の実績の1.27倍以上」
うち就労移行支援事業に係る移行者数		0	0	0	0	1	国の指針「令和元年度の実績の1.30倍以上」
うち就労継続支援A型に係る移行者数		0	0	0	0	1	国の指針「令和元年度の実績の1.26倍以上」
うち就労継続支援B型に係る移行者数		0	0	0	0	1	国の指針「令和元年度の実績の1.23倍以上」

4. 相談支援体制の充実・強化等

御坊・日高障害者総合相談センターに設置する基幹相談支援センターにおいて、圏域における総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化に取り組みます。

5. 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等に係る各種研修会の場を積極的に活用することにより、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供が行えるよう取り組みます。

自立支援審査支払等システム等による審査結果を活用し、個々の障害福祉サービス事業所等と共有することにより、過誤請求を減らし、適正な運営が行えるよう働きかけます。

第2項 活動指標

1. 1か月あたりの指定障害サービス見込量

	H30				R1 (H31)				R2				R3		R4		R5	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分
訪問系サービス利用者	13	230	13	260	14	260	17	349	15	290	20	360	20	360	20	360	20	360
生活介護利用者	26	550	26	538	26	550	29	573	27	570	32	600	35	650	37	675	39	700
自立訓練 (機能訓練)	1	20	0	0	1	20	0	0	1	20	0	0	1	20	1	20	1	20
自立訓練 (生活訓練)	1	23	1	17	1	23	1	17	1	23	0	0	1	23	1	23	1	23
就労移行支援	3	52	2	37	3	52	1	20	3	52	1	10	1	12	1	12	1	12
就労継続支援 (A型)	2	44	2	20	2	44	2	31	2	44	1	12	2	24	2	24	3	36
就労継続支援 (B型)	5	106	5	107	5	106	5	102	6	126	9	120	14	200	17	340	19	380
就労定着支援	1		0		1		1		1		1	1	1		1		1	
療養介護	2		1		2		1		2		1		1		1		1	
短期入所 (福祉型)	2	8	2	11	2	8	2	35	3	12	3	12	3	12	3	12	3	12
短期入所 (医療型)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自立生活援助	2	4	0	0	2	4	0	0	2	4	0	0	2	4	2	4	2	4
共同生活援助	12		10		12		11		12		12		12		12		12	
施設入所支援	12		13		12		14		12		13		13		13		13	
地域生活支援 拠点													1	1	1	1	1	1
計画相談支援	60	5	45	4	62	5	74	6	64	5	65	5	65	5	65	5	65	5
地域移行支援	2		0		2		1		3		1		2		2		2	
地域定着支援	2		1		2		1		3		1		2		2		2	

※ 訪問系サービスの単位は「人日」が時間と読み替え

※ 相談支援(計画相談支援)の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 地域生活支援拠点等の単位は「人」は「箇所」、「人日」は機能充実に向けた検証及び検討の「実施回数/年」と読み替え

2. 発達障害者等に対する支援

県が実施するペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム及び圏域の相談窓口の情報について、発達障害の当事者や家族への周知を図ります。

3. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	R3	R4	R5
	計画	計画	計画
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	25人	25人	25人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援	0人	0人	1人
精神障害者の地域定着支援	0人	0人	1人
精神障害者の共同生活援助	0人	0人	1人
精神障害者の自立生活援助	0人	0人	1人

4. 相談支援体制の充実・強化のための取組

種類	R3	R4	R5
	計画	計画	計画
総合的・専門的な相談支援(実施の有無)	実施有り	実施有り	実施有り
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2件	2件	2件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	6回	6回

5. 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

種類	R3	R4	R5
	計画	計画	計画
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	個別で実施	個別で実施	個別で実施

第3項 地域生活支援事業見込量

	H30				R1				R2				R3		R4		R5			
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画			
	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数		
1 理解促進研修・啓発事業 ※実施の有無	無		無		無		無		無		無		無		無		無			
2 自発的活動支援事業 ※実施の有無	無		無		無		無		無		無		無		無		無			
3 相談支援事業	①障害者相談支援事業		1	1	1	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1		
	基幹相談支援センター ※設置の有無		有		有		有		有		有		有		有		有			
	②市町村相談支援機能強化事業 ※実施の有無		有		有		有		有		有		有		有		有			
③住宅入居支援事業 ※実施の有無		無		無		無		無		無		無		無		無		無		
4 成年後見人制度利用支援事業 ※実利用人数		0		0		0		0		0		1		1		1		1		
5 成年後見人制度法人後見支援事業 ※実施の有無	無		無		無		無		無		無		無		無		無			
6 意思疎通支援事業	①手話通訳者・要約筆記者 派遣事業 ※実利用件数			12		16		12		26		12		15		15		15		15
	②手話通訳者設置事業 ※実設置件数			0		0		0		0		0		0		0		0		0
7 日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具 ※給付件数			1		0		1		0		1		1		1		1		1
	②自立生活支援用具 ※給付件数			1		5		1		0		1		1		1		1		1
	③在宅療養等支援用具 ※給付件数			1		0		1		0		1		1		1		1		1
	④情報・意思疎通支援用具 ※給付件数			3		5		3		1		3		3		3		3		3
	⑤排泄管理支援用具 ※給付件数			900		252		960		276		1,020		272		276		276		276
	⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) ※給付件数			1		0		1		0		1		1		1		1		1
8 手話奉仕員養成研修事業 上段 修了者数 下段 (上記のうち登録者数)		3		1		4		1		5		0		1		1		1		1
				0				0						0		0		0		0
9 移動支援事業 上段 実利用者数 下段 延べ利用時間数		11		12		12		12		13		13		13		13		13		13
		750		863		800		929		850		900		900		900		900		900
10 地域活動支援センター 上段 自市町分 中段 他市町分 下段 他市町分の内圏域外センター利用 (うち数)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第3章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量

印南町

第1項 数値目標

1. 福祉施設から地域生活への移行促進

	R2年度末までの目標数値	H29	H30	R1(H31)	R2	R3～R5	考え方
	実績	実績	実績	実績見込み	目標		
	人	人	人	人	人	人	
福祉施設入所者数	16	12	12	11	11	13	
地域生活への移行者数	2	0	0	0	0	1	国の指針「令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行」
減少見込み数	0	0	0	0	0	0	令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

2. 地域生活支援拠点等の確保及び機能の充実

令和2年度に整備した日高圏域を対象とする地域生活支援拠点を運用していくなかで、地域のニーズや課題に応じてどのような機能をどの程度備えるべきか、年1回以上検証及び検討を行います。

3. 福祉施設から一般就労への移行促進

	R2年度末までの目標数値	H29	H30	R1(H31)	R2	R3～R5	
	実績	実績	実績	実績見込み	目標		
	人	人	人	人	人	人	
福祉施設利用者の一般就労への移行者数	1	0	0	0	0	1	国の指針「令和元年度の実績の1.27倍以上」
うち就労移行支援事業に係る移行者数		0	0	0	0	1	国の指針「令和元年度の実績の1.30倍以上」
うち就労継続支援A型に係る移行者数		0	0	0	0	0	国の指針「令和元年度の実績の1.26倍以上」
うち就労継続支援B型に係る移行者数		0	0	0	0	0	国の指針「令和元年度の実績の1.23倍以上」

4. 相談支援体制の充実・強化等

御坊・日高障害者総合相談センターに設置する基幹相談支援センターにおいて、圏域における総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化に取り組みます。

5. 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等に係る各種研修会の場を積極的に活用することにより、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供が行えるよう取り組みます。

自立支援審査支払システム等による審査結果を活用し、個々の障害福祉サービス事業所等と共有することにより、過誤請求を減らし、適正な運営が行えるよう働きかけます。

第2項 活動指標

1. 1か月あたりの指定障害サービス見込量

	H30				R1 (H31)				R2				R3		R4		R5	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分
訪問系サービス利用者	17	350	15	180	17	350	16	210	17	350	16	220	17	350	17	350	17	350
生活介護利用者	24	480	24	457	27	540	24	465	30	600	26	470	33	660	33	660	33	660
自立訓練 (機能訓練)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	1	22	0	0	1	22	0	0	1	22	0	0	1	22	1	22	1	22
就労移行支援	1	21	0	0	1	21	0	1	1	21	2	21	1	21	1	21	1	21
就労継続支援 (A型)	9	207	8	165	9	207	9	176	9	207	10	200	12	240	12	240	12	240
就労継続支援 (B型)	11	253	10	233	11	253	13	236	11	253	15	345	31	715	31	715	31	715
就労定着支援	1		0		1		0		1		0	0	0		0		0	
療養介護	1		1		1		1		1		1		1		1		1	
短期入所 (福祉型)	2	30	1	6	2	30	1	27	2	30	1	27	1	27	1	27	1	27
短期入所 (医療型)	1	15	1	5	1	15	1	5	1	15	1	3	1	10	1	10	1	10
自立生活援助	1	2	0	0	1	2	0	0	1	2	0	0	1	2	1	2	1	2
共同生活援助	10		7		12		7		14		8		14		14		14	
施設入所支援	16		12		16		11		16		11		13		13		13	
地域生活支援 拠点													1	1	1	1	1	1
計画相談支援	72	6	51	4	72	6	45	4	72	6	70	6	72	6	72	6	72	6
地域移行支援	0		0		0		1		0		1		0		0		0	
地域定着支援	0		0		0		0		0		0		0		0		0	

※ 訪問系サービスの単位は「人日」が時間と読み替え

※ 相談支援(計画相談支援)の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 地域生活支援拠点等の単位は「人」は「箇所」、「人日」は機能充実に向けた検証及び検討の「実施回数/年」と読み替え

2. 発達障害者等に対する支援

県が実施するペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム及び圏域の相談窓口の情報について、発達障害の当事者や家族への周知を図ります。

3. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	R3	R4	R5
	計画	計画	計画
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	25人	25人	25人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援	1人	1人	1人
精神障害者の地域定着支援	0人	0人	0人
精神障害者の共同生活援助	0人	0人	0人
精神障害者の自立生活援助	0人	0人	0人

4. 相談支援体制の充実・強化のための取組

種類	R3	R4	R5
	計画	計画	計画
総合的・専門的な相談支援(実施の有無)	実施有り	実施有り	実施有り
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2件	2件	2件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	6回	6回

5. 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

種類	R3	R4	R5
	計画	計画	計画
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	個別で実施	個別で実施	個別で実施

第3項 地域生活支援事業見込量

	H30				R1				R2				R3		R4		R5		
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画		
	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	
1 理解促進研修・啓発事業 ※実施の有無	無		無		無		無		無		無		無		無		無		
2 自発的活動支援事業 ※実施の有無	無		無		無		無		無		無		無		無		無		
3 相談支援事業	①障害者相談支援事業		1		1		1		1		1		1		1		1		
	基幹相談支援センター ※設置の有無		有		有		有		有		有		有		有		有		
	②市町村相談支援機能強化事業 ※実施の有無		有		有		有		有		有		有		有		有		
③住宅入居支援事業 ※実施の有無		無		無		無		無		無		無		無		無		無	
4 成年後見人制度利用支援事業 ※実利用人数	0		0		0		0		0		0		0		0		0		
5 成年後見人制度法人後見支援事業 ※実施の有無	無		無		無		無		無		無		無		無		無		
6 意思疎通支援事業	①手話通訳者・要約筆記者 派遣事業 ※実利用件数		3		3		3		3		2		2		2		2		
	②手話通訳者設置事業 ※実設置件数		0		0		0		0		0		0		0		0		
7 日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具 ※給付件数		0		1		0		1		0		0		1		1		
	②自立生活支援用具 ※給付件数		3		0		3		2		3		2		1		1		
	③在宅療養等支援用具 ※給付件数		0		1		0		9		0		1		1		1		
	④情報・意思疎通支援用具 ※給付件数		0		1		0		1		0		0		1		1		
	⑤排泄管理支援用具 ※給付件数		240		264		240		200		240		205		230		230		
	⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) ※給付件数		1		0		1		0		1		1		1		1		
8 手話奉仕員養成研修事業 上段 修了者数 下段 (上記のうち登録者数)	1		0		1		3		3		0		3		3		2		
	0		0		0		0		0		0		0		0		0		
9 移動支援事業 上段 実利用者数 下段 延べ利用時間数	12		11		13		13		14		13		13		13		13		
	500		905		520		800		540		650		650		650		650		
10 地域活動支援センター 上段 自市町分 中段 他市町分 下段 他市町分の内圏域外センター利用 (うち数)	0		0		0		0		0		0		0		0		0		
	2		2		0		2		2		0		2		2		1		
	1		1		1		0		1		1		1		1		1		

第3章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量

日高川町

第1項 成果目標

1. 福祉施設から地域生活への移行促進

	R2年度末 までの 目標数値	H29	H30	R1(H31)	R2	R3～R5	考え方
		実績	実績	実績	実績見込み	目標	
	人	人	人	人	人	人	
福祉施設入所者数	13	13	13	13	15	14	令和2年度までの施設入所者の1.6%以上を削減
地域生活への移行者数	1	0	0	0	0	1	令和2年度末(見込み)の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行
減少見込み数	0	0	0	0	0	1	令和5年度末時点の施設入所者数を令和2年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

2. 地域生活支援拠点等の確保及び機能の充実

令和2年度に整備した日高圏域を対象とする地域生活支援拠点を運用していくなかで、地域のニーズや課題に応じてどのような機能をどの程度備えるべきか、年1回以上検証及び検討を行います。

3. 福祉施設から一般就労への移行促進

	R2年度末 までの 目標数値	H29	H30	R1(H31)	R2	R3～R5	
		実績	実績	実績	実績見込み	目標	
	人	人	人	人	人	人	
福祉施設利用者の 一般就労への移行者数	1	0	1	0	2	1	国の指針「令和元年度の実績の1.27倍以上」
うち就労移行支援事業 に係る移行者数		0	0	0	1	1	国の指針「令和元年度の実績の1.30倍以上」
うち就労継続支援A型に 係る移行者数		0	1	0	0	0	国の指針「令和元年度の実績の1.26倍以上」
うち就労継続支援B型に 係る移行者数		0	0	0	1	0	国の指針「令和元年度の実績の1.23倍以上」

4. 相談支援体制の充実・強化等

御坊・日高障害者総合相談センターに設置する基幹相談支援センターにおいて、圏域における総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化に取り組みます。

5. 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等に係る各種研修会の場を積極的に活用することにより、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供が行えるよう取り組みます。

自立支援審査支払等システム等による審査結果を活用し、個々の障害福祉サービス事業所等と共有することにより、過誤請求を減らし、適正な運営が行えるよう働きかけます。

第2項 活動指標

1. 1か月あたりの指定障害サービス見込量

	H30				R1 (H31)				R2				R3		R4		R5	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分
訪問系サービス利用者	30	1,200	26	1,431	30	1,200	28	1,604	30	1,200	30	1,620	30	1,620	31	1,650	31	1,650
生活介護利用者	32	640	34	668	32	640	38	719	32	640	41	820	43	860	45	900	47	940
自立訓練 (機能訓練)	1	20	0	0	1	20	0	0	1	20	0	0	1	20	1	20	1	20
自立訓練 (生活訓練)	1	20	0	0	1	20	0	0	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20
就労移行支援	3	15	1	17	3	15	0	8	3	15	1	15	2	30	2	30	2	30
就労継続支援 (A型)	7	140	7	132	7	140	7	141	7	140	7	140	9	180	9	180	10	200
就労継続支援 (B型)	25	500	25	472	25	500	27	510	25	500	27	540	28	560	30	600	32	640
就労定着支援	1		0		1		0	0	1		0	0	1		1		1	
療養介護	8		7		8		7		8		7		7		7		7	
短期入所 (福祉型)	10	50	4	69	10	50	5	83	10	50	15	75	15	75	15	75	15	75
短期入所 (医療型)	1	5	0	0	1	5	0	0	1	5	0	0	1	5	1	5	1	5
自立生活援助	1	20	0	0	1	20	0	0	1	20	0	0	1	20	1	20	1	20
共同生活援助	23		25		23		26		23		24		25		25		25	
施設入所支援	13		13		13		13		13		15		14		14		14	
地域生活支援 拠点													1	1	1	1	1	1
計画相談支援	108	9	91	8	108	9	99	8	108	9	112	9	110	9	110	9	110	9
地域移行支援	2		0		2		0		2		0		1		1		1	
地域定着支援	3		3		3		3		3		3		3		3		3	

※ 訪問系サービスの単位は「人日」が時間と読み替え

※ 相談支援(計画相談支援)の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 地域生活支援拠点等の単位は「人」は「箇所」、「人日」は機能充実に向けた検証及び検討の「実施回数/年」と読み替え

2. 発達障害者等に対する支援

県が実施するペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム及び圏域の相談窓口の情報について、発達障害の当事者や家族への周知を図ります。

3. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	R3	R4	R5
	計画	計画	計画
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	25人	25人	25人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援	1人	1人	1人
精神障害者の地域定着支援	1人	1人	1人
精神障害者の共同生活援助	1人	1人	1人
精神障害者の自立生活援助	1人	1人	1人

4. 相談支援体制の充実・強化のための取組

種類	R3	R4	R5
	計画	計画	計画
総合的・専門的な相談支援(実施の有無)	実施有り	実施有り	実施有り
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2件	2件	2件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	6回	6回

5. 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

種類	R3	R4	R5
	計画	計画	計画
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	個別で実施	個別で実施	個別で実施

第3項 地域生活支援事業見込量

	H30				R1				R2				R3		R4		R5		
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画		
	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	か所数	人数・件数	
1 理解促進研修・啓発事業 ※実施の有無	無		無		無		無		無		無		無		無		無		
2 自発的活動支援事業 ※実施の有無	無		無		無		無		無		無		無		無		無		
3 相談支援事業	①障害者相談支援事業		1		1		1		1		1		1		1		1		
	基幹相談支援センター ※設置の有無		有		有		有		有		有		有		有		有		
	②市町村相談支援機能強化事業 ※実施の有無		有		有		有		有		有		有		有		有		
③住宅入居支援事業 ※実施の有無		無		無		無		無		無		無		無		無		無	
4 成年後見人制度利用支援事業 ※実利用人数	0		0		0		0		0		1		1		1		1		
5 成年後見人制度法人後見支援事業 ※実施の有無	無		無		無		無		無		無		無		無		無		
6 意思疎通支援事業	①手話通訳者・要約筆記者 派遣事業 ※実利用件数		2		1		2		3		2		1		2		2		
	②手話通訳者設置事業 ※実設置件数		0		0		0		0		0		0		0		0		
7 日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具 ※給付件数		5		0		5		0		5		0		2		2		
	②自立生活支援用具 ※給付件数		5		4		5		1		5		3		5		5		
	③在宅療養等支援用具 ※給付件数		5		2		5		4		5		2		2		2		
	④情報・意思疎通支援用具 ※給付件数		5		3		5		1		5		0		2		2		
	⑤排泄管理支援用具 ※給付件数		300		304		300		336		300		330		350		350		
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) ※給付件数		5		1		5		2		5		1		2		2			
8 手話奉仕員養成研修事業 上段 修了者数 下段 (上記のうち登録者数)	5		2		10		3		15		0		5		5		5		
9 移動支援事業 上段 実利用者数 下段 延べ利用時間数	35		31		35		31		35		31		32		32		32		
	3,200		3,840		3,200		4,110		3,200		4,000		4,000		4,000		4,000		
10 地域活動支援センター 上段 自市町分 中段 他市町分 下段 他市町分の内圏域外センター利用 (うち数)	0		0		0		0		0		0		0		0		0		
	2		4		2		7		2		4		2		5		2		
	0		0		0		0		0		0		0		0		0		

第4章

障害児福祉サービスの見込量

【障害児福祉計画】

第4章 障害児福祉サービスの見込量

日高圏域

第1項 成果目標 障害児支援の提供体制の整備等

R3～R5 目標	
児童発達支援センターの設置	圏域内に福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」(定員20名)が設置されています。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域内に設置された福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」による保育所等訪問支援サービスを利用することができます。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内の「独立行政法人国立病院機構和歌山病院」において、重症心身障害児を対象とした児童発達支援サービスを利用することができます。
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児コーディネーター配置	御坊・日高圏域自立支援協議会の「子ども部会」において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議を行います。 令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを圏域に1名配置します。

第2項 活動指標 1か月あたりの障害児サービス見込量

	H30年				R1年				R2年				R3年		R4年		R5年	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	31	524	24	419	33	546	32	473	36	585	35	590	36	680	39	731	42	782
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	58	967	79	1,100	62	1,048	85	1,151	67	1,124	98	1,489	99	1,602	101	1,630	102	1,653
保育所等訪問支援	8	17	1	0	8	17	1	1	9	18	5	9	10	10	11	11	11	11
居宅訪問型児童発達支援	2	10	0	0	2	10	0	0	3	11	0	0	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	104	10	166	14	108	10	173	14	112	10	189	16	192	16	204	17	206	17
医療的ケア児のコーディネーターの配置人数													0		0		1	

※ 障害児相談支援の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数
 ※ 医療的ケア児のコーディネーターの配置人数の単位は「人」は「年間」

第4章 障害児福祉サービスの見込量

御坊市

第1項 成果目標 障害児支援の提供体制の整備等

	R3～R5 目標
児童発達支援センターの設置	圏域内に福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」(定員20名)が設置されています。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域内に設置された福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」による保育所等訪問支援サービスを利用することができます。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内の「独立行政法人国立病院機構和歌山病院」において、重症心身障害児を対象とした児童発達支援サービスを利用することができます。
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児コーディネーター配置	御坊・日高圏域自立支援協議会の「子ども部会」において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議を行います。 令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを圏域に1名配置します。

第2項 1か月あたりの障害児サービス見込量(活動指標)

	H30年				R1年				R2年				R3年		R4年		R5年	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	13	230	16	282	13	230	17	278	14	245	16	257	16	260	17	265	18	270
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	22	330	29	424	22	339	30	443	23	345	33	497	33	495	34	500	34	500
保育所等訪問支援	4	4	0	0	4	4	0	0	5	5	2	2	5	5	6	6	6	6
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	55	5	70	6	55	5	67	6	55	5	75	7	75	7	85	8	85	8
医療的ケア児のコーディネーターの配置人数													0		0		1	

※ 障害児相談支援の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 医療的ケア児のコーディネーターの配置人数の単位は「人」は「年間」

第4章 障害児福祉サービスの見込量

美浜町

第1項 成果目標 障害児支援の提供体制の整備等

R3～R5 目標	
児童発達支援センターの設置	圏域内に福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」(定員20名)が設置されています。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域内に設置された福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」による保育所等訪問支援サービスを利用することができます。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内の「独立行政法人国立病院機構和歌山病院」において、重症心身障害児を対象とした児童発達支援サービスを利用することができます。
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児コーディネーター配置	御坊・日高圏域自立支援協議会の「子ども部会」において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議を行います。 令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを圏域に1名配置します。

第2項 活動指標 1か月あたりの障害児サービス見込量

	H30年				R1年				R2年				R3年		R4年		R5年	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	2	44	0	0	2	44	0	0	2	44	0	0	1	23	1	23	1	23
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	7	154	8	118	8	176	7	123	9	198	8	125	9	140	9	140	9	140
保育所等訪問支援	1	2	0	0	1	2	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	1	5	0	0	1	5	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	9	1	17	1	10	1	16	1	11	1	11	1	14	1	14	1	14	1
医療的ケア児のコーディネーターの配置人数													0		0		1	

※ 障害児相談支援の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 医療的ケア児のコーディネーターの配置人数の単位は「人」は「年間」

第4章 障害児福祉サービスの見込量

日高町

第1項 成果目標 障害児支援の提供体制の整備等

R3～R5 目標	
児童発達支援センターの設置	圏域内に福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」(定員20名)が設置されています。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域内に設置された福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」による保育所等訪問支援サービスを利用することができます。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内の「独立行政法人国立病院機構和歌山病院」において、重症心身障害児を対象とした児童発達支援サービスを利用することができます。
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児コーディネーター配置	御坊・日高圏域自立支援協議会の「子ども部会」において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議を行います。 令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを圏域に1名配置します。

第2項 活動指標 1か月あたりの障害児サービス見込量

	H30年				R1年				R2年				R3年		R4年		R5年	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	2	40	2	34	2	40	8	128	2	40	11	253	11	253	13	299	15	345
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	10	150	12	182	11	165	13	168	12	180	19	437	19	437	20	460	21	483
保育所等訪問支援	1	5	1	0	1	5	1	1	1	5	2	6	2	2	2	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	11	1	26	2	12	1	26	2	13	1	30	3	30	3	32	3	34	3
医療的ケア児のコーディネーターの配置人数													0		0		1	

※ 障害児相談支援の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 医療的ケア児のコーディネーターの配置人数の単位は「人」は「年間」

第4章 障害児福祉サービスの見込量

由良町

第1項 成果目標 障害児支援の提供体制の整備等

R3～R5 目標	
児童発達支援センターの設置	圏域内に福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」(定員20名)が設置されています。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域内に設置された福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」による保育所等訪問支援サービスを利用することができます。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内の「独立行政法人国立病院機構和歌山病院」において、重症心身障害児を対象とした児童発達支援サービスを利用することができます。
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児コーディネーター配置	御坊・日高圏域自立支援協議会の「子ども部会」において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議を行います。 令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを圏域に1名配置します。

第2項 活動指標 1か月あたりの障害児サービス見込量

	H30年				R1年				R2年				R3年		R4年		R5年	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	5	60	4	65	6	72	1	17	7	86	2	24	2	24	2	24	2	24
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	6	72	6	78	7	86	9	129	8	98	8	130	8	130	8	130	8	130
保育所等訪問支援	1	5	0	0	1	5	0	0	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	1	5	0	0	1	5	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	11	1	11	1	12	1	12	1	13	1	13	1	13	1	13	1	13	1
医療的ケア児のコーディネーターの配置人数													0		0		1	

※ 障害児相談支援の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 医療的ケア児のコーディネーターの配置人数の単位は「人」は「年間」

第4章 障害児福祉サービスの見込量

印南町

第1項 成果目標 障害児支援の提供体制の整備等

R3～R5 目標	
児童発達支援センターの設置	圏域内に福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」(定員20名)が設置されています。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域内に設置された福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」による保育所等訪問支援サービスを利用することができます。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内の「独立行政法人国立病院機構和歌山病院」において、重症心身障害児を対象とした児童発達支援サービスを利用することができます。
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児コーディネーター配置	御坊・日高圏域自立支援協議会の「子ども部会」において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議を行います。 令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを圏域に1名配置します。

第2項 1か月あたりの障害児サービス見込量(活動指標)

	H30年				R1年				R2年				R3年		R4年		R5年	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	3	30	1	19	4	40	3	25	5	50	3	28	3	60	3	60	3	60
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	1	21	12	149	2	42	13	144	3	63	15	150	15	200	15	200	15	200
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	3	1	21	2	4	1	26	2	5	1	30	2	30	2	30	2	30	2
医療的ケア児のコーディネーターの配置人数													0		0		1	

※ 障害児相談支援の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 医療的ケア児のコーディネーターの配置人数の単位は「人」は「年間」

第4章 障害児福祉サービスの見込量

日高川町

第1項 成果目標 障害児支援の提供体制の整備等

R3～R5 目標	
児童発達支援センターの設置	圏域内に福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」(定員20名)が設置されています。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域内に設置された福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」による保育所等訪問支援サービスを利用することができます。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内の「独立行政法人国立病院機構和歌山病院」において、重症心身障害児を対象とした児童発達支援サービスを利用することができます。
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児コーディネーター配置	御坊・日高圏域自立支援協議会の「子ども部会」において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議を行います。 令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを圏域に1名配置します。

第2項 活動指標 1か月あたりの障害児サービス見込量

	H30年				R1年				R2年				R3年		R4年		R5年	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	6	120	1	19	6	120	3	25	6	120	3	28	3	60	3	60	3	60
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	12	240	12	149	12	240	13	144	12	240	15	150	15	200	15	200	15	200
保育所等訪問支援	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	15	1	21	2	15	1	26	2	15	1	30	2	30	2	30	2	30	2
医療的ケア児のコーディネーターの配置人数													0		0		1	

※ 障害児相談支援の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数
 ※ 医療的ケア児のコーディネーターの配置人数の単位は「人」は「年間」

參考資料

【日高圏域障害者プラン2021の位置づけ】

【国（内閣府）】第4次障害者基本計画
（期間：平成30年度～令和4年度）

【和歌山県】紀の国障害者プラン2018
和歌山県障害者計画：第5次
（期間：平成30年度～令和5年度）

【国（厚生労働省）】
第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針
（期間：令和3年度～令和5年度）

【和歌山県】
第6期和歌山県障害福祉計画
第2期和歌山県障害児福祉計画
（期間：令和3年度～令和5年度）

日高圏域障害者プラン2021

市町村障害者計画
（期間：令和3年度～令和8年度）
※日高圏域障害者プラン2021の
中の「第二章各論」に相当

障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とし、市町村の障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定する。

第6期市町村障害福祉計画
第2期市町村障害児福祉計画
（期間：令和3年度～令和5年度）
※日高圏域障害福祉計画・障害児福祉計画
においては、主に数値目標を記載

国の示す基本指針に基づいて、障害児者福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画（障害福祉サービス、障害児福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項や各年度における指定障害児者福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等）を定める。

・障害者計画（障害者基本法第11条の3関係）

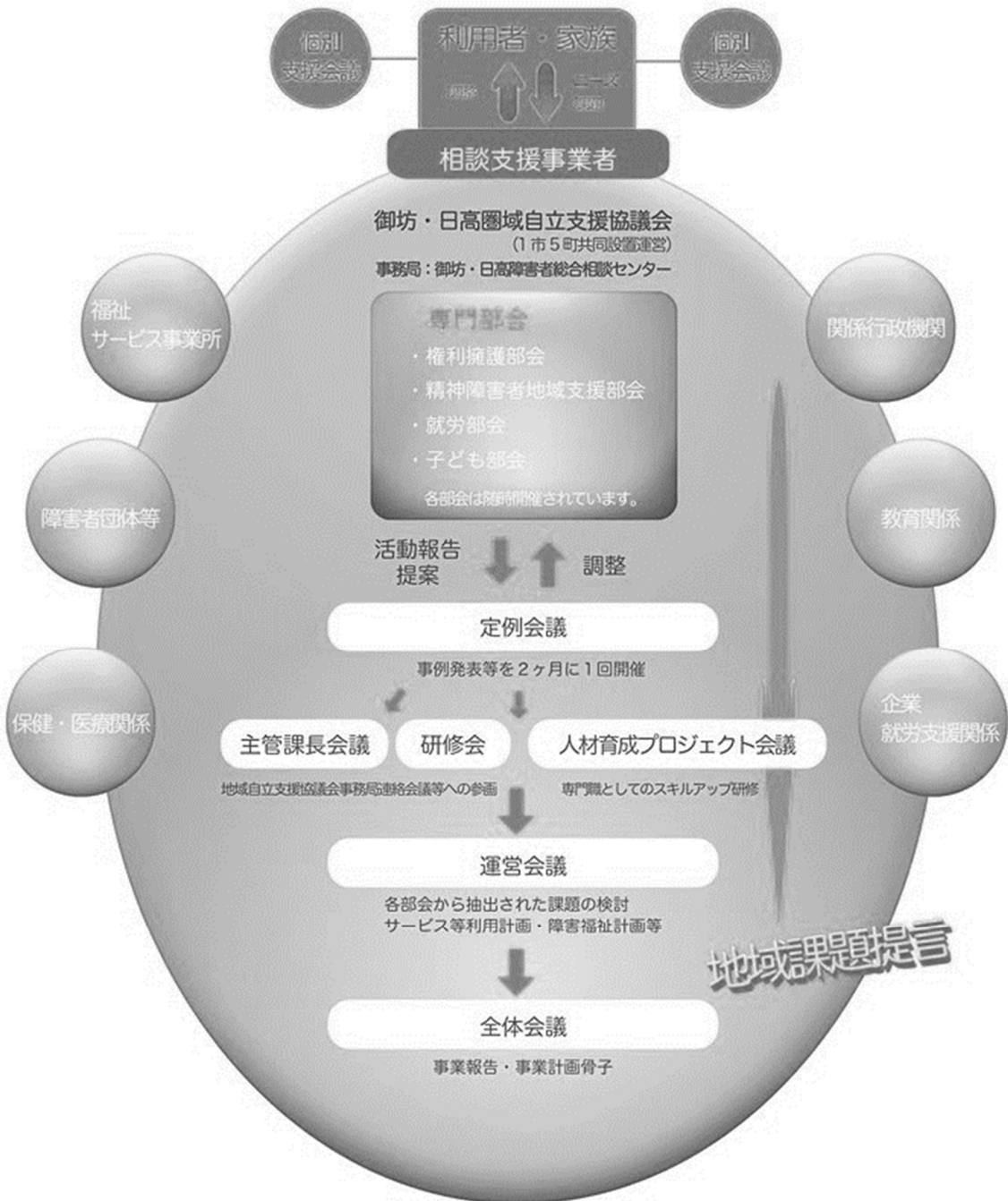
西暦	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
和暦	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
国	障害者基本計画(第3次)			障害者基本計画(第4次)								
県	紀の国障害者プラン2014			紀の国障害者プラン2018								
市町	日高圏域障害者プラン2015				日高圏域障害者プラン2021							

・障害福祉計画（障害者総合支援法第88条）、児童福祉法（第33条の20）

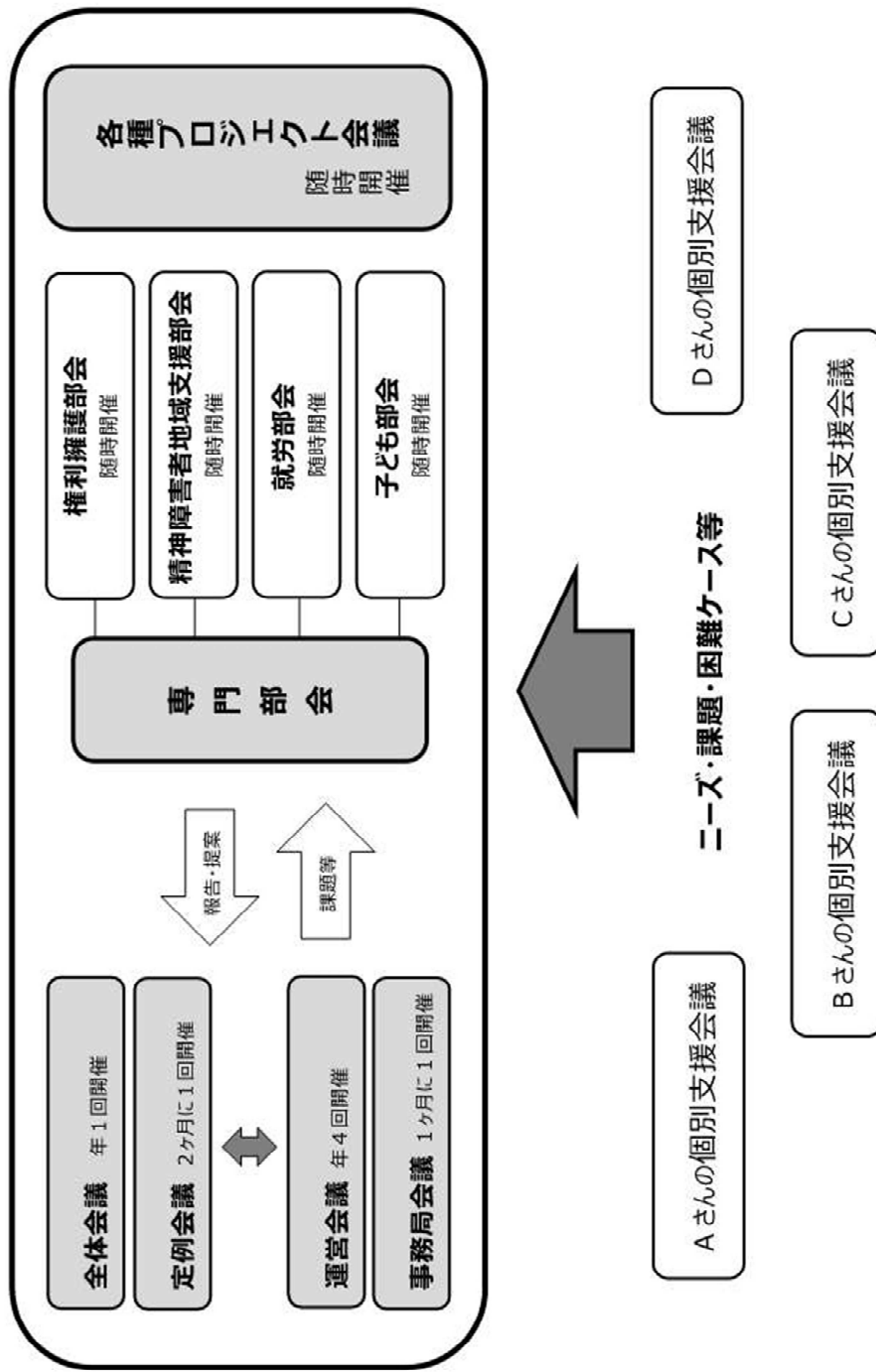
西暦	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
和暦	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
国	基本指針(第4期計画期間)			基本指針(第5期計画期間)			基本指針(第6期計画期間)			基本指針(第7期計画期間)		
県	第4期和歌山県障害福祉計画			第5期和歌山県障害福祉計画			第6期和歌山県障害福祉計画			第7期和歌山県障害福祉計画		
市町	第4期日高圏域障害福祉計画			第5期日高圏域障害福祉計画			第6期日高圏域障害福祉計画			第7期日高圏域障害福祉計画		

【御坊・日高圏域自立支援協議会の運営】

御坊・日高圏域自立支援協議会
利用者・家族と、地域における関係機関とのネットワーク



御坊・日高圏域自立支援協議会組織図



【用語説明】

ア行

あいサポート運動

多様な障害の特性や必要な配慮の仕方を理解して、障害のある人が困っている場面で、ちょっとした手助けを実践することで、だれもが暮らしやすい共生社会をめざす運動です。

様々な障害の特性を理解し、障害のある人が困っているときに必要な配慮ができる人、また、あいサポート運動を周囲に周知していく人を「あいサポーター」といいます。

アクセシビリティ

高齢者・障害者を含む誰もが、施設、サービス、情報、制度などを支障なく利用できるかどうかを示す言葉で、高齢者や障害者などにとって、サービスや情報がどの程度利用しやすいかという意味で使われることが多いです。

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

オストメイト

様々な病気や事故などにより、腹部に排泄のための「ストーマ（人工肛門・人工膀胱）」を造設した人をいいます。オストメイトはストーマ用装具を装着することによって、積極的に社会参加をすることができますが、外見ではわかりづらい内部障害であるため、社会的な理解が十分に進んでいない部分があります。

カ行

基幹相談支援センター

地域の相談支援の中核的な役割を担う機関で、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業や、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談を総合的に行います。日高圏域では、御坊・日高障害者総合支援センターに設置されています。

共生社会

誰もが社会の対等な構成員として、相互に人格と個性を尊重し支え合う社会のことです。共生社会の実現には、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している様々な要因を取り除き、ノーマライゼーションの理念の実現を図る必要があります。

高次脳機能障害

脳血管障害や頭部外傷等による脳障害の後遺症として認知障害が生じ、これに起因して日常生活・社会生活に制約を受ける障害です。

合理的配慮

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに講じる様々な配慮や工夫をいいます。

「障害者権利条約」の第2条では、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義しており、合理的配慮を行わないことは障害を理由とする差別であるとしています。

心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいいます。

御坊・日高障害者総合相談センター

障害のある方が地域で安心して暮らせるように、年齢や障害の種別にかかわらず総合的に支援を行うための施設です。

日高圏域の1市5町の委託により、相談支援事業を実施しています。

サ行

社会的障壁

障害のある人によって日常生活又は社会生活を営む上で妨げとなるような、社会における事物、制度、慣行、観念、その他一切のものをいいます。

手話言語条例

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及及び習得の機会の確保等に関する必要な事項を定め、ろう者（聴覚障害者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む人）とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的として制定されるもの。

和歌山県手話言語条例は、平成29年12月26日に制定されました。

障害者就業・生活支援センター

障害のある人のうち、一般就労を希望し、またはすでに一般就労している人を対象に、地域の雇用や保健福祉、教育などの関係機関と連携を図り、就業や日常生活や社会生活上の支援を一体的に行う機関です。

障害者優先調達推進法

（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）

障害者就労施設等の受注の機会を確保するため、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めたものです。

ジョブコーチ（職場適応援助者）

障害のある人が職場に適応することを容易にするために、職場に派遣されるなど、きめ細やかな支援を行う人をいいます。

障害のある人が円滑に就労できるよう、職場内外の支援環境を整えます。

すこやかファイル

日高圏域1市5町及び御坊・日高圏域自立支援協議会子ども部会で「一人ひとりの子供が健やかに安心して安全に保育や学校・地域生活を送ることができる」ことを目的に作成した子供の成長の記録。保護者等が記録することにより子供の成長を確認し、進学や進級などの際に支援者と情報共有し、適切な相談や支援、教育が継続的に受けられるようにします。

成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症などの理由により判断能力が十分でない人を法律的に支援する制度。家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人に代わって財産管理や契約などの法律行為を行います。

夕行

地域活動支援センター

障害児者を対象とする通所施設の一つで、障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜供与を行います。

地域自立支援協議会

相談支援事業を円滑に実施し、障害のある人の地域での生活を総合的に支援するために、市町村が単独または広域で設置する地域の関係機関によるネットワークです。県内では、障害福祉圏域ごとに設置されています。

地域生活支援拠点

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を行う場所や体制のことをいいます。地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

地域包括ケアシステム

障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育などが包括的に確保された支援体制のことです。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が、「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念を支えるものになり、また、多様な精神疾患等に対応するための土台づくりとしての基盤整備にもつながることが期待されます。

ナ行

難病

難病法では、「発病の機構が明らかではなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするもの」と定義しています。なお、難病のうち、さらに指定された疾患を「指定難病」といい、原因治療についての調査、研究及び医療費の自己負担の軽減などが行われています。

ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

NET119

音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステム。スマートフォンなどから通報用Webサイトにアクセスし、「救急」「火事」の別と通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がり、その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっています。

24時間あんしんコールセンター

電話相談や訪問活動等により、日高圏域の障害のある人や子供、その家族の安心した地域生活を送るための支援、アウトリーチを中心としたひきこもり者支援、障害者虐待防止等に寄与することを目的とした活動を行っています。

八行

発達障害

発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。もともとは、段差等の物理的障壁の除去のことでしたが、近年では、社会的、制度的、心理的等の、障害のある人の社会参加を困難にしている全ての障壁に対して用いられます。

ピアサポーター

同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間（ピア）が、それぞれの状況での自分の体験や行動、考えなどを語り合い、互いに支え合うことをピアサポートといい、そのような支援をする人をピアサポーターといいます。

避難行動要支援者

高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人を指します。なお、市町村は、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基本となる「避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、具体的な避難方法等についての個別計画を策定することが求められています。

ペアレントトレーニング

保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子供への肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子供の適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目ざす家族支援のアプローチの一つです。地域においては、発達障害児の支援機関等で実施されることが多いです。

ペアレントプログラム

子供や自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラムです。「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを）ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組みます。「障害」という言葉を使用しないで、子育て支援での活用もできます。

ヘルプマーク

義足を使用している人、内部障害や難病の当事者など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が所持することで、周囲に配慮を必要としていることを知らせ、援助を受けやすくする手助けをする印。

ヤ行

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、はじめから誰もが利用しやすいように、施設、環境、製品、情報等をデザインするという考え方です。

ラ行

ライフステージ

人の一生をいくつかの過程に分けた場合の、それぞれの段階をいいます。

リハビリテーション

障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムにとどまらず、ライフサイクルの全ての段階において全人間的に寄与し、障害のある人の自立と参加を目指すという考え方です。

ワ行

和歌山県福祉のまちづくり条例

障害のある人や高齢者等のすべての人が自らの意見で自由に行動し、主体的に社会参加ができ、共に地域社会で快適に暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、平成8年に制定した条例です。この条例では、公共的施設等の構造及び設置に関して必要な基準等を定めています。

【計画策定経過】

令和2年 1月30日 第1回担当者会議

令和2年 5月19日 第2回担当者会議

令和2年 9月 9日 第3回担当者会議

令和2年10月13日 第4回担当者会議

令和2年11月 5日 御坊・日高圏域自立支援協議会定例会にてプラン案説明、意見聴取

令和2年12月17日 第5回担当者会議

令和3年 2月 8日～ 2月19日 各市町でパブリックコメントを実施

令和3年 2月22日 第6回担当者会議

日高圏域障害者プラン2021

令和3年3月

【発行】 御坊市・美浜町・日高町・由良町・印南町・日高川町
日高振興局健康福祉部（御坊保健所）

〒644-0011 和歌山県御坊市湯川町財部859-2

TEL 0738-22-3481

FAX 0738-22-8751

表紙と裏表紙の絵は、御坊・日高圏域に住まわれている障害のある方が描かれた作品です。

